

第三次須坂市環境基本計画

2021－2030

2021年3月
須坂市

はじめに

須坂市では2011年3月に「すべてのいのちが輝く田園都市すざか～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～」を本市がめざす環境の姿として第二次須坂市環境基本計画を策定し、その実現に向け取り組みを行ってまいりました。



この間、国際社会では2015年に採択されたパリ協定以降、地球温暖化に対する取り組みが強化され、我が国でも2020年10月には菅首相により、2050年度までに温室効果ガス実質ゼロが宣言されるなど、気候変動に関する取り組みが進められています。また、持続可能な開発目標(SDGs)が我々の生活にも浸透しはじめるなど、環境・経済・社会の幅広い分野での取り組みが進んでいます。

本市の環境においても、日々排出されるごみの問題や特定外来生物の増加、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けるなど様々な問題が発生しており、引き続き地道に取り組みを行っていく必要があります。また、私達の生活においても、利便性だけでなく環境にやさしいライフスタイルへの変化が求められています。

このため、第三次須坂市環境基本計画では、「地球温暖化の防止」、「生物多様性の保全」、「ごみの削減・資源の循環」、「安全・安心・快適なまち」、「環境を学び・行動」の5つを基本目標とし、「豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～」ことの実現をめざし取り組みを行ってまいります。

ただし、これらの目標を達成し実現していくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、一人ひとりの意識改革・活動が大切です。市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場で、かつ共創し取り組みを行っていくことが重要となりますので、今後も皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

なお、本計画は、出来るだけ読みやすく、わかりやすい計画を念頭に置き策定いたしました。

結びに、本計画策定に当たり、ご審議いただきました須坂市環境審議会委員の皆様、市民意識調査にご協力いただきました市民、事業者の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

2021年3月

須坂市長

三木正夫

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 環境に関する動向	1
2 環境基本計画とは	1
3 計画の目的	2
4 計画の役割	2
5 計画の主体	2
6 計画の位置づけ	3
7 計画の期間・目標年度	4
8 対象とした環境の項目	4
9 SDGs との関連性	5

第2章 須坂市の環境の現状と課題

1 須坂市のすがた	6
2 須坂市の環境	7

第3章 第二次環境基本計画の評価

1 第二次環境基本計画の目標	9
2 第二次環境基本計画の評価	10

第4章 めざす環境の姿と目標

1 須坂市がめざす環境の姿	11
2 基本目標	12
3 施策体系	13

第5章 具体的な取り組み

1 地球温暖化の防止	14
2 生物多様性の保全	18
3 ごみの削減・資源の循環.....	20
4 安全・安心・快適なまち.....	22
5 環境を学び・行動	24

第6章 各主体の役割と行動

1 地球温暖化の防止	25
2 生物多様性の保全	26
3 ごみの削減・資源の循環.....	27
4 安全・安心・快適なまち.....	28
5 環境を学び・行動	29

第7章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの位置づけ	30
2 重点プロジェクトの詳細	30

第8章 管理と運用

1 管理体制	31
2 運用体制	33

第1章 計画の基本的事項

1. 環境に関する動向

私たちの生活は、環境へ多くの負荷をかけ、地球温暖化などの地球規模の問題や、周囲の自然や水、大気などへも大きな影響を及ぼしています。

地球温暖化の分野では、2015年に国際的な合意であるパリ協定^{注1}が採択されて以降、我が国でも地球温暖化に対する取り組みが強化されてきました。2016年には2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減することを目標とした、「地球温暖化対策計画^{注2}」が閣議決定され、2020年10月には菅首相により、2050年度までに温室効果ガス実質ゼロが宣言されるなど、気候変動に関する取り組みが進んでいます。

環境分野全体では、2018年に閣議決定された「第五次環境基本計画^{注3}」において、環境分野とともに、経済・社会も一緒になって向上していくことをめざすため、地域循環共生圏^{注4}などの概念も示されています。

2. 環境基本計画とは

「須坂市環境基本計画」は、須坂市の環境をより良くしていくため、市民・事業者・行政がそれぞれ何に取り組むべきかを明示したものです。環境問題の解決のためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場、且つ連携して取り組む必要があります。そのための基本的な方向性を示すものが「環境基本計画」です。

須坂市では2000年に、「いのち育むふるさと、環境への思いやりあふれるまち」をめざすべき環境像とした、最初の環境基本計画を策定しました。その後、2010年に第二次計画を策定し、「すべてのいのちが輝く 田園環境健康都市すざか～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～」をめざすべき環境像として、その実現に向け、取り組みを進めてきました。第二次計画策定から10年が経過したことから、計画を見直し、新たな計画を策定することとなりました。

注1. 2016年に発効された温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。全ての国が参加する公平な合意であり、世界共通の目標として、気温上昇を産業革命以前より2℃より低く、また1.5℃に抑える努力をすることとしている。

注2. 2016年に閣議決定された、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。

注3. 環境基本計画は、国全体の環境の保全に関する施策の大綱等を定めたもの。

注4. 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

3. 計画の目的

須坂市環境基本計画で設定した「めざすべき環境像」を実現するため、市民・事業者・行政のすべての人々が連携し、それぞれの立場で取り組みを行い、共に創りあげていくことで、自然と人が共存・共栄し、市民が健康で豊かな生活ができる社会の実現をめざすとともに、良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目的としています。

4. 計画の役割

本計画は、前項の目的を達成するため、次の役割を持っています。

- ① めざすべき環境像についての共通認識をもつ
- ② 関係するすべての人が参加する
- ③ 住みよいまちづくりを環境面から実現する

5. 計画の主体

本計画において取り組みを行う主体は、本市に関係する市民・事業者・行政すべての人です。持続可能な社会を築くためには、それぞれの立場で環境に対する責任を自覚し、取り組みを行うとともに連携や共創をしていくことが重要です。

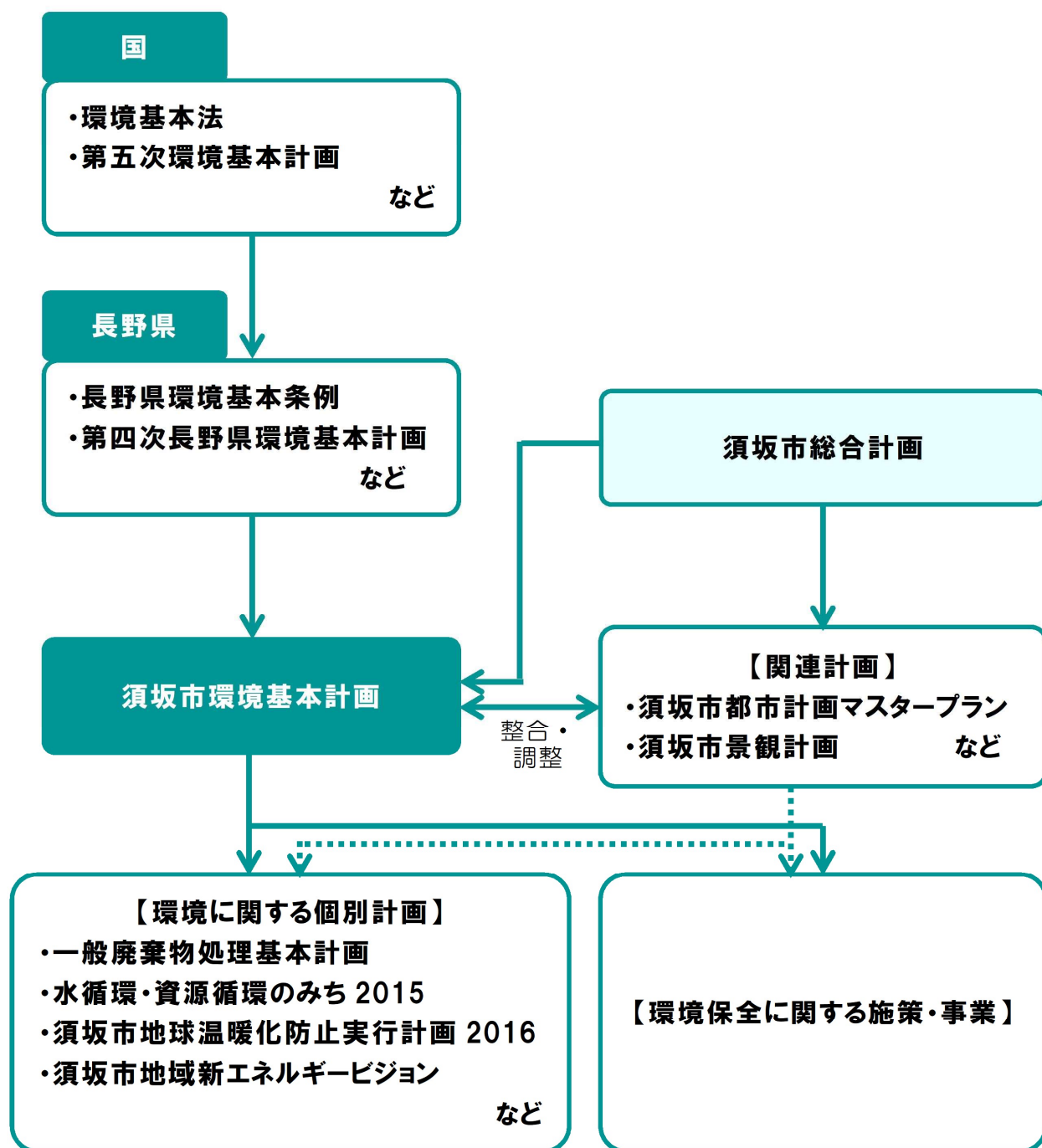


須坂の美しいりんごの花と景色

6. 計画の位置づけ

本計画は、「須坂市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境面から実現していく計画として位置づけられます。環境面では行政で最も基本となる計画であり、市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境保全の観点からこの計画と整合を図っていくものです。

また、国や県の環境基本計画との関連性にも配慮するとともに、須坂市がこれらの機関と連携を取りつつ進めていく施策や事業の方針についても示しています。



7. 計画の期間・目標年度

本計画の期間は、

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

とします。

また、新たに発生する様々な環境の課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、本計画では中間となる 5 年目の 2025 年度に取り組みの達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。

8. 対象とした環境の項目

環境は多種多様にわたりますが、本計画では具体的に下記の項目を対象とします。

区分	大項目	小項目
地球温暖化防止	CO ₂ 削減	省エネルギー、再生可能エネルギー ^{注5}
社会環境	産業	工業、農業、林業、観光業
	交通	自動車、公共交通
	公園・緑化	公園・緑地、緑化
	景観・歴史・町並み	景観、史跡・文化財、歴史・町並み
自然環境	気象	気温・降水量
	動植物	市全体の生きもの、希少な生きもの、外来生物
生活環境	水質	河川・地下水の水質
	大気	大気汚染
	廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物 ^{注6} 、不法投棄
	公害	騒音、振動、悪臭、その他公害
	上下水道	上水道、下水道
環境学習と地域での取り組み	環境学習	生涯学習、学校教育
	各主体の取り組み	市民・事業者・行政における取り組み

注5. 化石エネルギーのような有限資源とは異なり、風力や太陽熱といった再利用することができるエネルギー全般を表わす。一方で自然エネルギーは、自然現象から得られるエネルギーであり、再生可能エネルギーの一部と捉えることができる。例えば太陽光や風力などは再生可能エネルギーかつ自然エネルギーであるが、バイオマスエネルギーや廃棄物エネルギーなどは再生可能エネルギーではあるが、自然エネルギーではない。

注6. 「産廃物処理法」により定義される産業廃棄物とは、建設業、製造業等の事業活動により生じた廃棄物を指す。これ以外の廃棄物を一般廃棄物といい、家庭や事業所等から排出される廃棄物のことを意味する。

9. SDGs との関連性

SDGs は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGs には、環境・経済・社会の幅広い分野にまたがる目標が掲げられており、気候変動や再生可能エネルギー、海洋保全や生物多様性^{注7}保全など、環境に関するターゲットが多く掲げられています。本計画を推進することで、SDGs の実現に寄与します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典 国際広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

注7. 多種多様な生き物が複雑に直接的・間接的につながりあっていること。

第2章 須坂市の環境の現状と課題

1. 須坂市のすがた

(1) 地勢

須坂市は長野県の北東部に位置し、長野市から電車で約 30 分のところにあります。

須坂市の東から南に向けては、群馬県との県境をなす山地が連なっており、これらの急峻な山地から流れ出る河川が流下し、北西へ向けて扇状地を形成しています。



五味池破風高原自然園

(2) 気象

典型的な内陸性気候で、湿度が低く気温の日較差・年較差が大きい特徴があります。近年の最高気温は 36℃前後、最低気温は－10℃前後で、年間降水量は 750mm～1,000mm 程度と全国的には降水量の少ない地域です。

近年は台風の被害もあり、2019 年 10 月の令和元年東日本台風は、千曲川の越水による浸水被害や土砂崩壊などを引き起こしました。



令和元年東日本台風の被害

(3) 人口

2019 年 4 月現在で、須坂市の人口は 50,431 人、世帯数は 20,113 世帯で、世帯数は統計開始以降増加していますが、人口は 2000 年以降減少傾向です。老年人口は増加傾向にあり、現在 31.9%を占めていますが、年少人口は減少傾向であり、少子高齢化が進んでいます。

2. 須坂市の環境

(1) 地球温暖化とその対策

須坂市全体から 356 千 t-CO₂（2017 年度）の温室効果ガス^{注1}が排出されており、長野県全体の約 2%を占めています。須坂市の特徴として、工場などの産業部門由来の温室効果ガス排出量が少なく、自動車などの運輸部門からの排出量が多いことが挙げられます。

また、市内では地球温暖化対策の一環として、小水力発電や太陽光発電、ペレットストーブなど環境に優しい再生可能エネルギーの導入が進められています。

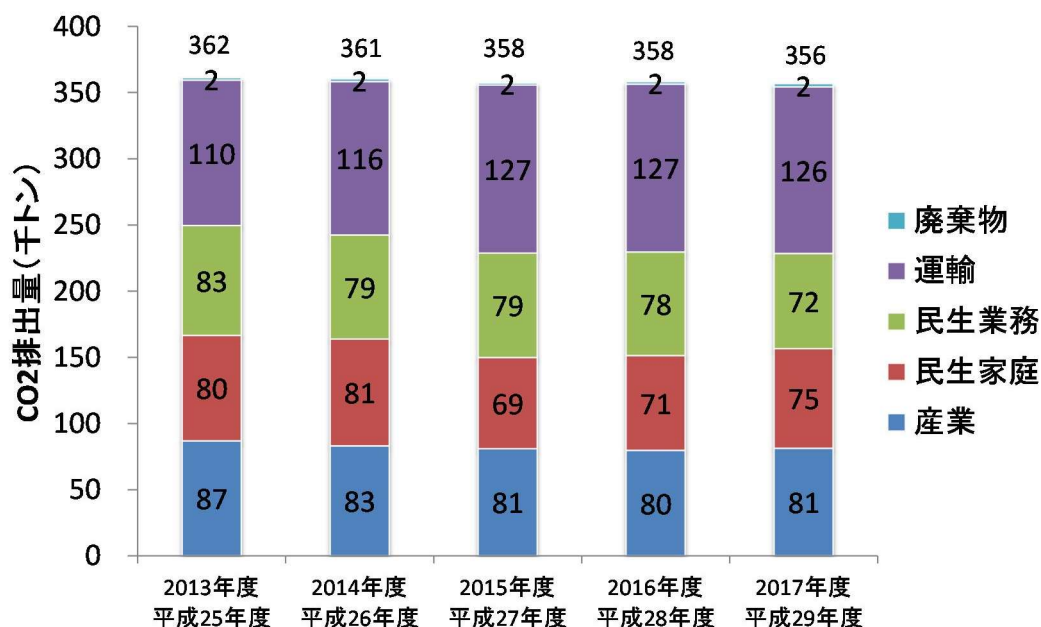


図 須坂市全体の温室効果ガス排出量の推移^{注2}

(2) 社会環境

須坂市は、耕地の7割以上がりんごやぶどうなどの果樹園地が広がっています。しかし、農家人口や耕地面積は減少傾向にあります。そのため耕作放棄地^{注3}の増加が問題となっています。

林業では、カラマツやスギを中心とした人工林が広がっていますが、森林の高齢化が進んでおり、早期の積極的な間伐が必要となっています。



りんごの木

注1. 大気中に含まれる、二酸化炭素のような地球の保温をする効果を持つ気体。

注2. 民生業務部門はサービス業や公共施設などの事業所から、民生家庭部門は各家庭から排出される温室効果ガスを示す。

注3. 以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び耕作する考えのない土地。

また、市街地では臥竜公園などの都市公園や豪壮な土蔵造りの旧製糸家建物や、繁盛した大壁造りの商家等の町並みが残され「蔵の町並み」として重要な観光資源となっています。

本市は、山地の多くが上信越高原国立公園に指定され、五味池破風高原自然園、国指定名勝の米子瀑布群、峰の原高原などの優れた自然景観を有しています。



蔵の町並み

(3) 自然環境

市内の山地には高地にしか生息しない「ベニヒカゲ」などの希少な高山蝶や高山植物が生息しています。また、水辺では、県内で本市にしか確認されていない「スギナモ」などの水生植物が生息しています。

一方で、「アレチウリ」や「オオキンケイギク」などの特定外来生物（外来種）の拡大が市内でも見られます。「オオキンケイギク」は、きれいな黄色い花が咲くため、外来種とは知らずに移植してしまうこともあります。



ベニヒカゲ



オオキンケイギク

(4) 生活環境

須坂市では八木沢川、鮎川、百々川等の12地点において定期的な水質調査を実施しています。水質汚濁の指標であるBOD^{注4}は全地点で環境基準を達成していますが、八木沢川、鮎川では大腸菌群数が環境基準を超えることがあります。

須坂市の一般廃棄物（可燃・不燃ごみ）の排出量は10,968トン（2019年度）であり、近年削減が進んでいません。また、資源回収量は減少傾向にあります。不法投棄が、河川沿いや山間部の道路沿い等を中心に市内の各所で発生しています。そのため、不法投棄防止パトロールの実施や監視カメラの設置等を進めています。

(5) 環境学習と各主体の取り組み

公民館や博物館講座で環境をテーマにした学習が行われています。最近では、市民との共創によるエコ探検隊や水生生物観察会が開催され、環境について学ぶことにより、その大切さを理解し、環境に配慮した行動をとるきっかけとなっています。

注4. 「生物化学的酸素要求量」（BOD = Biochemical Oxygen Demand）は、河川における有機物による水質汚濁の指標で水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量に着目したもの。

第3章 第二次環境基本計画の評価

1. 第二次環境基本計画の目標

(1) 計画の概要

須坂市では、めざすべき環境像を明らかにし、それを実現するために 2000 年に、第一次須坂市環境基本計画を策定、2010 年には第二次須坂市環境基本計画に改定、その後、2015 年度に第二次計画の見直しをしました。

【第二次計画でめざしていた環境像】

すべてのいのちが輝く 田園環境健康都市すざか

～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～

(2) 計画の目標

第二次計画では、以下の 5 つの基本目標を設定し、取り組みの方向性と内容を検討しました。

- ① 地球温暖化防止に取り組もう
- ② 生物多様性を保全し、高めよう
- ③ ごみを減らし、資源を大切にしよう
- ④ 安全・安心・快適なまちをつくろう
- ⑤ 環境について、ともに学び行動しよう



黄緑色の桜、園里黄桜

2. **第**二次環境基本計画の評価

(1) 地球温暖化防止に取り組もう

地球温暖化防止に向けて様々な取り組みを行い、クールビズ・ウォームビズの浸透や防犯灯のLED化、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及が進みました。一方で、すざか市民バスの利用者数増加などは、令和元年東日本台風等の影響もあり、当初の目標にやや及びませんでした。車に依存する社会からの脱却に向けた取り組みの強化が必要です。

(2) 生物多様性を保全し、高めよう

生物多様性の保全に向け、様々な取り組みを行い、地元産食材の利用促進、鳥獣害対策、森林整備の推進などを進めてきました。また、希少な生きものを守るために、高山蝶パトロールの実施や特定外来生物の駆除などを行いました。引き続き、希少生物の保全や特定外来生物の駆除を行っていく必要があります。

(3) ごみを減らし、資源を大切にしよう

ごみの削減と資源の有効活用に向け、様々な取り組みを行い、不法投棄件数の減少などが実現されました。一方で、市民1人当たりのごみ排出量の削減は、近年その量が頭打ちとなっており、目標値にやや及びませんでした。世帯数の増加等が要因であると考えられます。ごみの資源化の強化など、ごみを発生させない取り組みが重要です。

(4) 安全・安心・快適なまちをつくろう

安全・安心・快適なまちを目指し、河川水質の環境基準達成や水洗化の推進、騒音・振動・悪臭等対策を行ってきました。河川水質については、目標値を達成することができませんでしたが、環境基準は概ね達成することができました。また、公害に関する苦情は微減傾向ではありますが、引き続き対策を行っていく必要があります。

(5) 環境について、ともに学び行動しよう

環境について学ぶ機会として、「環境を守る勉強会・観察会」や「エコ探検隊」など様々なイベントの実施等に取り組み、多くのイベントで目標としていた参加者数を達成しました。一方で、一部のイベントでは目標としていた参加者数に到達しないなど、さらなる企画内容の検討やPRが必要です。

第4章 めざす環境の姿と目標

1. 須坂市がめざす環境の姿

本市は、山地の多くが上信越高原国立公園に指定され、五味池破風高原自然園、国指定名勝の米子瀑布群、峰の原高原などの優れた自然景観を有しています。また、市街地も桜の名所である臥竜公園や歴史あふれる蔵の町並みを有するなど、豊かな環境に恵まれています。

これらの豊かな自然環境や歴史ある町並みを守り、現世代で磨き、高め、次世代に継承していくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築いていく必要があります。

このため、本市に関係するすべての人が、環境に対して関心を持ち、自らの活動と環境との関わりについて考え、環境に配慮した行動をとることが必要です。

そこで、第三次須坂市環境基本計画により本市がめざす環境像を以下のとおり定めます。

豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ
～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～



2. **基**本目標

めざすべき環境像を実現するために、以下の5つの基本目標を設定します。

1. 地球温暖化の防止

地球全体の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、須坂市全体の温室効果ガス排出量削減目標を明確化し、取り組みを進めます。

2. 生物多様性の保全

「生きものが持つ個性とつながり」である生物多様性を保全していくため、生きものの状況を把握し、取り組みを進めます。

3. ごみの削減・資源の循環

大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、限りある資源を大切に使い、ごみ処理の負担を減らしていくための取り組みを進めます。

4. 安全・安心・快適なまち

より暮らしやすい須坂市をめざして、私たちを取りまく身近な環境をより良くする取り組みを進めます。

5. 環境を学び・行動

須坂市で暮らし、働き、訪れるすべての人々が、それぞれの立場で、学び、力を合わせて、取り組むための仕組みづくりと機会の提供等を進めます。

3. 施策体系

基本目標

施策の内容

地球温暖化の防止



- ① 地球温暖化防止活動の実施 (p.15)
- ② 省エネルギーの推進 (p.15)
- ③ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進 (p.16)
- ④ 運輸部門の温室効果ガスの削減 (p.16)

生物多様性の保全



- ① 環境に配慮した農林業の推進 (p.18)
- ② 希少な生きものの保全 (p.19)
- ③ 特定外来生物（外来種）対策の推進 (p.19)

ごみの削減 ・資源の循環



- ① ごみの減量化・資源化の推進 (p.20)
- ② 不法投棄の根絶 (p.21)

安全・安心 ・快適なまち



- ① 大気・水環境の保全 (p.22)
- ② 生活環境の保全 (p.23)
- ③ 良好な景観形成の推進 (p.23)

環境を学び・行動



- ① 地域における環境学習の推進と協力 (p.24)
- ② 学校教育における環境学習の推進と協力 (p.24)

第5章 具体的な取り組み

1. **地**球温暖化の防止

—須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)—

(1) 本市の現状と課題

令和元年東日本台風などの強い熱帯低気圧の発生、異常高温の発生、大雨発生頻度の増加など地球温暖化が原因と考えられる現象が顕著になっており、地球温暖化防止は地球全体の喫緊の課題と言えます。このことから、地球温暖化防止を第一に取り上げ、須坂市では様々な主体による取り組みを積極的に推進してきました。

須坂市全体では 356 千 t-CO₂ (2017 年度) の温室効果ガスが排出されており、工場などの産業部門由来の排出量が少なく、自動車などの運輸部門由来の排出量が多い特徴があります。

昨今、従来の温室効果ガスの発生を抑制する「緩和策」に加え、既に起こりつつある影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策^{注1}」も重要となっています。さらに「地域循環共生圏^{注2}」の考え方が国から提示され、その実現の手法として環境に加え、地域の経済・社会も発展させる再生可能エネルギー導入が注目されています。

ここでの施策は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)^{注3}として位置づけます。

◆ 長野県 「気候非常事態宣言 -2050 ゼロカーボンへの決意-

長野県では、2019 年 12 月に「気候非常事態」を宣言し、この中で「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」とすることを決意しました。今後、県民一丸となった省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、長野県の持続的発展を図っていくことになります。

須坂市も長野県のこの取り組みに賛同し、地球温暖化防止を進めていきます。

注1. 気候変動は起こるものとして、その変化に対応する施策のこと。

注2. 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

注3. 市域全体で温室効果ガス排出量の削減をめざすべく定められた計画。

(2) 施策の内容

①地球温暖化防止活動の実施

施策項目	具体的内容
I. 市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証	- 市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証 - 市役所のエネルギー使用量（各部署の電気、燃料等）の把握
II. 気候変動適応策の推進	- 関係機関と連携し、市として行うべき適応策の検討・体系化 - 市民への熱中症予防の普及啓発 - 須坂市洪水・土砂災害ハザードマップ^{注4}の公表による災害危険箇所などの周知 - 地球温暖化に適應できる農林水産物対策の推進

②省エネルギーの推進

施策項目	具体的内容
I. COOL CHOICE（クールチョイス）の普及啓発	- 市役所、家庭、事業所での COOL CHOICE の実施、COOL CHOICE への賛同 - 広報須坂で COOL CHOICE に関する記事を掲載し、普及啓発 - イベント等での COOL CHOICE の PR
II. 防犯灯の LED 化	- 市が管理する防犯灯を LED 等の高効率照明器具へ更新 - 防犯灯の LED 灯への更新事業に対する助成

◆COOL CHOICE（クールチョイス）とは



温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す新しい国民運動のことで、クールビズやウォームビズ、最新省エネ家電への買い替え行動などを指します。



環境省より

注4. ある災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの。

③地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進

施策項目	具体的内容
I. 太陽光発電システム・太陽熱利用システムの導入支援	・太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの導入に対する補助金支援と再生可能エネルギーの導入普及啓発
II. ペレットストーブの導入支援	・ペレットストーブ設備の導入に対する補助金支援
III. 小水力発電の普及	・米子町における既存の施設を活用した小水力発電の普及促進 ・小水力発電の維持管理 ・小水力発電等の再生可能エネルギー事業を計画する事業者への支援
IV. 避難所への再生可能エネルギー導入による防災・減災対策	・公共施設や避難拠点等への防災・減災力の強化にもつながる再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入

④運輸部門の温室効果ガスの削減

施策項目	具体的内容
I. 公用車の次世代自動車 ^{注5} 導入促進	・公用車へハイブリッド車等の次世代自動車を導入
II. すざか市民バスの利用者の増加	・すざか市民バス利用に関するキャンペーンの実施 ・広報須坂や広報チラシの配布
III. エコドライブの普及啓発、浸透	・広報須坂や広報チラシの配布 ・エコドライブ講習会の再開

（３）目標値

指標	現状値	目標値（2030年度）
市全体の温室効果ガス排出量	362 千 t-CO ₂ （2013 年度値 ^{注6} ）	261 千 t-CO ₂ （28%削減）
市内の再生可能エネルギーの事業計画認定規模（累計）	15,549kW （2020 年値）	25,000kW
市全体の運輸部門の温室効果ガス排出量	110 千 t-CO ₂ （2013 年度値 ^{注6} ）	80 千 t-CO ₂ （28%削減）

注5. 地球温暖化の原因となる CO₂ の排出が少ない（あるいは全く排出しない、燃費性能が優れている）ハイブリッド車、電気自動車等の環境にやさしい自動車。

注6. 国の削減目標を受け、現状値を 2013 年度値とした（次項参照）。

須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)の削減目標

地球温暖化問題への対応は、国際社会全体の課題となっており、本市においても市民・事業者・行政の三者が一体となって、積極的に取り組み、温室効果ガス排出量を削減していくことが求められています。

こうした社会情勢の中、市全体で地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である「須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を具体的な取り組み「1.地球温暖化の防止」に位置づけ、以下に示す温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取り組みを実践していきます。

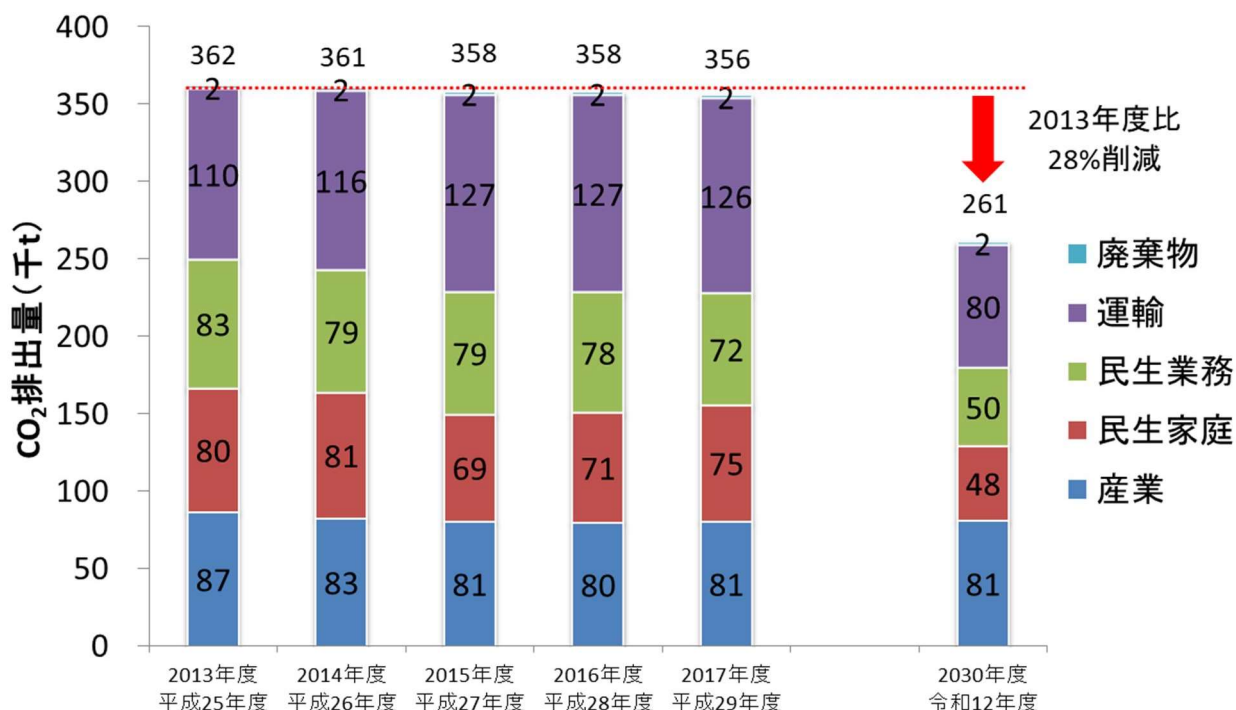
本市のめざす温室効果ガス排出量の削減目標は国の地球温暖化対策計画を参照し、各部門で同等程度の削減割合^{注7}となるよう決めました。また、対象とする温室効果ガスは本市の排出実態等を考慮し、二酸化炭素(CO₂)のみとします。

削減目標

市全体における温室効果ガス(二酸化炭素(CO₂))排出量を基準年度である、2013年度*の362千t-CO₂から2030年度までに、**28%**の削減をめざします。

また、長期的な目標として2050年度までに基準年度と比較して、**80%**削減することをめざします。

※国の地球温暖化対策計画と同様としました。



※地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(環境省)を使用し推計

注7. 国と整合を図るため、2013年度の排出量実績値に国の削減目標を掛けることで須坂市の削減目標を設定。産業部門は2013年度から2017年度にかけ排出量が減少しているため、2030年度の削減目標の方が排出量は大きく計算されている。

2. 生物多様性の保全



(1) 本市の現状と課題

豊かな自然環境を支えているのは、多種多様な生きものの存在です。しかし現在、非常に多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。地球上の様々な生きものは、生態系の中でそれぞれが重要な役割を担っていて、私たち人類もその中で生かされています。ひとたびその一部が失われると、生態系のバランスが崩れて様々な影響を及ぼしますが、その最大の原因は、人類による営みです。多様な生態系を保全し自然環境を向上していくことは、私たち人類が生存していく上で非常に重要です。

本市には高地にしか生息しない希少な高山蝶や高山植物が生息しています。また、県内では本市にしか確認されていない「スギナモ」などの水生植物が生息するなど貴重な自然資源を有しています。

近年、山里を中心に本市でも耕作放棄地等の増加を背景に鳥獣被害が深刻化しています。これも生態系のバランスが崩れているシグナルと考えられます。本計画では、これらの問題を含めて生物多様性の保全と自然環境の向上に取り組みます。

(2) 施策の内容

①環境に配慮した農林業の推進

施策項目	具体的内容
I. 保育園・学校給食への地産地消の拡大	・ 保育園・学校給食等における地元(県内)産農産物の利用拡大
II. 遊休農地の解消	・ 遊休農地の解消に対する事業費の助成
III. 鳥獣被害防止対策事業の推進	・ イノシシ、猿や鹿の捕獲・電気柵の設置
IV. 間伐対策事業の推進	・ 間伐事業の支援
V. 松くい虫防除対策事業の推進	・ 地上薬剤散布と被害木の伐倒駆除を組み合わせた防除の実施
VI. グリーンツーリズム体験プログラムの実施	・ 人や自然に触れ合うことができる農業体験や修学旅行の受け入れ等の実施

②希少な生きものの保全

施策項目	具体的内容
I. 開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全	都市開発等の際は、開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性に留意、対策の実施
II. 希少生物（スギナモ等）保全パトロールの実施	職員による希少生物等の保全パトロールの実施
III. 高山蝶保護パトロールの実施	パトロール員委嘱による高山蝶保護パトロールの実施
IV. 高山蝶の自然観察会の開催	- 高山蝶の自然観察会の開催 - 自然観察会開催の広報強化

③特定外来生物(外来種)対策の推進

施策項目	具体的内容
I. 特定外来生物（アレチウリ等）の駆除	- 特定外来生物^{注8}の駆除に関する広報・啓発活動の推進 - アレチウリ等の特定外来生物の駆除の効果的な手法の検討

（３）目標値

指標	現状値	目標値（2030 年度）
ニホンジカの駆除頭数	38 頭/年 (2019 年度値)	30 頭/年
希少生物の保全パトロール回数	4 回/年 (2019 年度値)	4 回/年



スギナモ

注8. 既存の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性をもつ外来生物。外来生物法で指定されている。

3.

ごみの削減・資源の循環



(1) 本市の現状と課題

私たちの営みは、非常にたくさんのものを使用し、消費することで成り立っていますが、同時に膨大な量のごみも出しています。本市では年間 10,968t（2019 年度）の一般廃棄物（可燃・不燃ごみ）が排出されており、市ではこれらのごみを収集し、できる限り再生できるものは再生し、再生が難しいものは処理をし、最終的には埋め立て処分を行っています。これらの一連の事業には多額の費用がかかっています。

そこで、ごみの資源化を推進し一層のごみの減量をめざすとともに、限りある資源を有効に使うための取り組みを進めます。近年、単純なリサイクルに留まらず、再利用品に付加価値をつけて新たな製品を生み出していくアップサイクリングの取り組みも始まっています。この項目では、あわせて不法投棄対策も取り上げます。

(2) 施策の内容

①ごみの減量化・資源化の推進

施策項目	具体的内容
I. ごみ排出量の削減	• 家庭や企業のごみ減量に関する啓発 • ごみ指定袋有料制度の継続実施 • 生ごみ堆肥化施策の推進 • 食品ロス削減の推進 • マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進
II. ごみ分別の推進	• ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）に関する普及啓発 • ごみ分別に係る情報提供 • ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発 • 資源物の集団回収の促進 • エコサポートすざか等の資源物拠点回収の継続実施

②不法投棄の根絶

施策項目	具体的内容
I. 不法投棄に関するチラシ、広報須坂等を用いた広報活動の実施	・不法投棄に関するチラシ、広報須坂等を用いた広報活動の実施
II. 不法投棄防止看板を作成・配布・設置	・不法投棄防止看板を作成し、希望者に配布、設置することにより不法投棄件数を削減

(3) 目標値

指標	現状値	目標値（2030 年度）
1 人 1 日当たりのごみの排出量（g/人・日）	747g/人・日 （2019 年度値）	736g/人・日
不法投棄件数	39 件/年 （2019 年度値）	30 件/年

- ◆ リフューズ、リデュース、リユース、リペア、アップサイクルとは
- ・リフューズ（Refuse）断る：ごみになるものを断ること。
 - ・リデュース（Reduce）発生抑制：ごみを発生させないこと。
 - ・リユース（Reuse）再使用：ものを繰り返しつかうこと。
 - ・リペア（Repair）修理：ものを修理して使うこと。
 - ・アップサイクル（Up-cycle）：使わなくなったものをより良いものに変換すること。



もったいない市

4. 安全・安心・快適なまち



(1) 本市の現状と課題

本計画で扱う環境の分野は非常に幅が広く、水、大気、騒音・振動等の公害、公園・緑化といったまちの基盤から、歴史・文化的なものまで、様々な項目が含まれます。本市では八木沢川など12地点で定期的な水質調査を実施しており、水質汚濁の指標であるBOD^{注9}は全地点で環境基準は概ね達成していますが、八木沢川、鮎川では大腸菌群数が環境基準を超えることがあります。また、中心市街地では製糸業で発展した当時の土蔵造りを中心とした歴史的建造物が数多く残されており、景観資源の保全も重要となっています。

ここでは、私たちのまわりを取り巻く様々な生活環境について、「安全・安心・快適」という視点からの取り組みを推進します。

(2) 施策の内容

①大気・水環境の保全

施策項目	具体的内容
I. 主要河川の水質調査の継続実施	・ 主要河川の水質調査の継続実施（年2回、7河川12地点）
II. 下水道水洗化率の向上	・ 下水道水洗化率の向上に向けた普及啓発
III. 大気環境の把握と監視、公表、指導	・ 国や県と連携し、空間放射線量 ^{注10} や光化学オキシダント ^{注11} 、微小粒子状物質（PM2.5） ^{注12} の公表、迅速な対応を図り、住民への被害を抑え安全確保に努める
IV. 水資源の保全と活用	・ 実態調査の結果に基づく地下水の更なる活用 ・ 持続可能な地下水の保全と活用の推進

注9. 「生物化学的酸素要求量」（BOD = Biochemical Oxygen Demand）は、河川における有機物による水質汚濁の指標で水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量に着目したもの。

注10. 1時間あたりの放射線量。

注11. 大気中の汚染物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線により光化学反応を起こして発生する酸化性物質の総称。

注12. 大気中に浮遊する大気中に浮遊する直径が概ね2.5μm以下の超微小粒子。空気中に長く留まり、吸い込むと気管支や肺の奥深くまで入り込んでしまうため、健康被害をもたらす可能性がある。

②生活環境の保全

施策項目	具体的内容
I. 騒音・振動・悪臭等の改善指導、改善要望	・騒音・振動・悪臭等の原因者や施設管理者に対しての改善指導並びに改善要望の実施 ・悪臭防止法に基づく的確な対応及び県と連携した改善指導・監視の実施

③良好な景観形成の推進

施策項目	具体的内容
I. 公園管理事業の徹底	・区と連携した公園管理の実施 ・市内の公園遊具の点検、修繕、計画的な遊具の更新
II. 街路樹の整枝剪定等管理、支障木伐採の実施	・街路樹の整枝剪定、支障木の伐採を行い、道路の管理と保全を実施
III. 花と緑のまちづくり事業の推進	・地域住民と協働した、市民の参加による花壇・フラワーロードの整備 ・オープンガーデン等花を育て、花を愛する感性ある人づくりによる快適な生活環境と訪れる人に優しく温かい魅力あるまちづくりの推進
IV. 文化財・まちのお宝（魅力）まるごと電子ブックの拡充	・市内の文化的遺産等の記録・保存、市ホームページでの公開及び活用の推進 ・文化財・まちのお宝（魅力）まるごと電子ブックの拡充
V. 須坂市歴史的建造物登録制度の推進	・歴史的建物の価値について認識を高め、市民の財産として後世に継承できるように歴史的建造物の登録を推進

（３）目標値

指標	現状値	目標値（2030 年度）
主要河川（7 河川 12 地点）の BOD 値	1.0mg/L 以下 ^{注13}	2.0mg/L 以下 ^{注14}
騒音、振動、悪臭等の苦情件数	61 件/年 （2019 年度値）	40 件/年

注13. 第二次須坂市環境基本計画目標値。

注14. BOD 値「2.0mg/L 以下」は、須坂市地域の千曲川が該当する A 類型河川を採用した環境基準値となっている。

5. 環境を学び・行動

(1) 本市の現状と課題

環境をより良いかたちで未来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりが環境の現状と課題を知り、身近なところから学び・行動していくことが必要です。本市では市民とともにエコ探検隊や水生生物観察会などの学習の機会を作り、今後も引き続き学校教育や生涯学習等を通じて提供していきます。

(2) 施策の内容

①地域における環境学習の推進と協力

施策項目	具体的内容
I. 臥竜山たんけん（自然観察会）の実施	・年間を通じ、臥竜山たんけん（自然観察会）を開催、市民が地元の自然に触れる機会の促進
II. 「エコ探検隊」の実施	・「エコ探検隊」の実施、市民のエコ意識の啓発
III. 環境衛生推進協議会への支援	・地域における取り組みの継続、ブロック別会議の開催及び研修視察等による環境衛生の推進支援
IV. 市内一斉清掃等の実施	・「町並みクリーン&ウォーク作戦」の実施 ・各区単位での市民一斉清掃の実施

②学校教育における環境学習の推進と協力

施策項目	具体的内容
I. 農業による自然体験活動、地域の大人との交流を通じた子どもたちの健全育成	・農業小学校（豊丘校）での環境学習会の開催 ・子どもたちが行う伝統野菜の栽培や収穫体験の実施

第6章 各主体の役割と行動

1. 地球温暖化の防止

市民

- 地球温暖化の現状や自分たちができること、事業者や行政の取り組みについて知ります。
- 洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。
- 家庭の省エネルギー（COOL CHOICE）を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 通勤・通学・外出にはできるだけ公共交通機関や自転車を活用します。
- エコドライブに取り組みます。
- 自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。



事業者

- 事業者が取り組んでいる地球温暖化防止のための取り組みの周知を図ります。
- 洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。
- 事業所の省エネルギー（COOL CHOICE）を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 通勤や移動にはできるだけ公共交通機関や自転車を活用します。
- エコドライブに取り組みます。
- 自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。

行政

- 地球温暖化の現状を広く周知し、温暖化に対する取り組みなどを検討します。
- 地球温暖化防止に取り組む団体との共創や支援を行い、市民運動として展開します。
- 地球温暖化適応策を推進研究します。
- 庁内での省エネルギー（COOL CHOICE）を推進します。
- 防犯灯のLED化を進めます。
- 指定避難所を始め、公共施設への再生可能エネルギー導入を推進します。
- 市民、事業者の再生可能エネルギー導入を支援します。
- 公共交通機関の利用を推進します。
- エコドライブの普及啓発に努めます。
- 次世代自動車普及のための促進策を検討します。



2. 生物多様性の保全

市民

- 地元産農産物への関心を高め、積極的に利用します。
- 農地（特に耕作放棄地）に関する情報を行政へ提供します。
- 地域の鳥獣害の実態に関心を持ち鳥獣害対策活動に参加します。
- 地元産の木材（間伐材を含む）や林産物（ペレット等）を積極的に利用します。
- 市内の生物調査に参加します。
- 市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。
- 特定外来生物の駆除活動に参加します。
- 自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。

事業者

- 小売店、スーパー等の地元産農産物販売コーナーを充実させます。
- 農地（特に耕作放棄地）の情報を行政に提供します。
- 地域の鳥獣害対策活動に参加します。
- 地元産の木材や林産物、間伐材を利用した事業展開を図ります。
- 市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。
- 特定外来生物の駆除活動に参加します。
- 自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。



行政

- 地元産農産物や地産地消のPRを積極的に行います。
- 保育園・学校給食等への地元産農産物の利用拡大を図ります。
- 耕作放棄地の解消の支援を行います。
- 地域と連携した持続可能で効果的な鳥獣害対策の取り組みを進めるとともに、その体制整備を支援します。
- 国・県の施策動向に応じて、「須坂市森林整備計画」を見直し、確実に推進します。
- 間伐事業の推進と間伐材の活用の促進を図ります。
- 松くい虫などの防除対策を推進します。
- 希少な生きものの保全対策を行うとともに、情報を集め、広報等で啓発します。
- 県自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携、協力します。
- 特定外来生物の状況と侵入防止についての啓発を行います。
- 駆除活動の継続及び市民や事業者が参加できる事業を企画します。
- 関係機関と連携し、効率的・効果的な駆除方法を研究します。
- 新たな外来生物の侵入を防ぐ対策を講じます。
- 観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールし、自然や美しい景観等、農業・農村の多面的機能の保全のため、グリーンツーリズムを進めます。



3. ゴみの削減・資源の循環

市民	○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）について知り、実践します。 ○ ごみの分別を徹底し、決められた出し方を守ります。 ○ 購入した食材を使い切り、食べ残しをしないようにします。 ○ 水切りを徹底します。 ○ 電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる生ごみの堆肥化等自分に合った方法で生ごみ堆肥化に取り組みます。 ○ 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。 ○ 不法投棄に関する取り組みに関心を持ち、活動に協力します。 ○ 自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。	
事業者	○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）を実践します。 ○ 生ごみが出ないように調理方法を工夫し、販売量に見合った数量の発注等食材の廃棄量減量に取り組みます。 ○ 産業廃棄物、一般廃棄物の品目及びその処分方法について知ります。 ○ 分別を徹底します。 ○ 産業廃棄物について、適切な処理を行います。 ○ 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。	
行政	○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）の普及啓発を行います。 ○ 自治会等と協力して分別を徹底します。 ○ 生ごみの発生抑制の広報等に取り組みます。 ○ 生ごみ処理機の普及を促進します。 ○ 分別徹底について事業所への普及啓発を行います。 ○ 産業廃棄物処理の現状を把握し、必要に応じて関係機関とともに適切な指導を行います。 ○ 各自治会等の協力を得て、不法投棄防止パトロールを強化し、不法投棄をさせない、許さない環境づくりに努めます。 ○ 市民ボランティアと共に不法投棄を防止します。 ○ 自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。	

4. 安全・安心・快適なまち

市民

- 地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。
- 河川にごみや油等を流さないようにします。
- 公共下水道等に接続します。
- 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。
- 他人が不快に感じる騒音・振動・悪臭を発生させないように心がけます。
- 地域の公園や街路樹に関心を持ちます。
- 家の周りの緑化に努めます。
- 地域の景観や文化財、地域の歴史に関心を持ち大切にします。
- 歴史的な町並み維持保存活動を進めます。



事業者

- 地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。
- 適切な排水処理をします。
- 公共下水道等に接続します。
- 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。
- 事業活動に伴う騒音・振動・悪臭について関係法令を遵守し、低減に努めます。
- 環境基準や関係法令等を遵守します。
- 事業所敷地内の緑化に努めます。
- 文化財の活用について協力します。
- 建物の改修の際等に歴史的な姿の復元も検討します。



行政

- 汚染が発生した際は国・県と連携し、発生源を突き止め、対策を講じます。
- 大気や水の状態に関して市報等により広報、啓発します。
- 水洗化率を向上させ、下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置を進めます。
- 騒音・振動・悪臭の状況を継続的に把握、発生源に対して改善を指導・要請します。
- 公害の発生や苦情に対して、速やかに対応します。
- PM2.5 に関する情報を発信します。
- 公園・緑地の現状、市民のニーズを把握し、整備内容を検討します。
- 街路樹の維持管理に努めます。
- 須坂市歴史的建造物登録制度等の活用により、歴史的建造物の適切な保存と活用を図ります。
- 市内各所の資源をネットワーク化し、観光に活かします。
- 観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールします。

5. 環境を学び・行動

市民

- 環境にかかわる学習や活動の場に参加します。
- 学校での環境教育に協力します。
- 環境に関する市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- 地域における取り組みを継続するとともに、積極的に参加します。
- 事業所の取り組みに関心を持ちます。

事業者

- 環境にかかわる学習の場や活動に協力します。
- 学校での環境教育に協力します。
- 市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- 地域における取り組みに参加します。
- 事業所における取り組みを広く周知します。
- 従業員の意識の向上を図ります。



行政

- 各種イベントや講座等を企画する際に、環境に係わるメニューを引き続き取り入れます。
- 学校での環境教育を推進します。
- 環境に詳しい専門家の派遣や、校外活動における支援を行います。
- 地域における取り組みを継続するとともに、支援します。
- 環境学習や環境保全活動を推進する指導者の人材育成に努めます。



臥竜公園の桜

第7章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、環境の課題として取り組むべき項目のうち、重点的に取り組むものであり、第二次須坂市環境基本計画策定時に、「省エネルギーの推進」、「生物多様性地域戦略の策定」、「一般廃棄物の減量」、「再生可能エネルギーの導入の推進」を重点プロジェクトに選定しました。今回も第二次須坂市環境基本計画を踏襲しつつ、4つの重点プロジェクトを設定します。

2. 重点プロジェクトの詳細

以下の取り組みを重点的に行います。

●：主体として取り組む／○：関係者として取り組む

施策項目・内容	市民	事業者	行政
①省エネルギーの推進			
・COOL CHOICE の普及啓発	●	●	●
・防犯灯のLED化	●	—	●
②地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進			
・太陽光発電システム・太陽熱利用システムの導入支援	●	●	●
・ペレットストーブの導入支援	●	●	●
・小水力発電の普及	—	○	●
・避難所への再生可能エネルギー導入による防災・減災対策	—	—	●
③希少な生きものの保全			
・開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全	○	○	●
・希少生物（スギナモ等）保全パトロールの実施	○	○	●
・高山蝶保護パトロールの実施	●	○	●
・高山蝶の自然観察会の開催	●	○	●
④ごみの減量化・資源化の推進			
・ごみ排出量の削減	●	●	●
・ごみ分別の推進	●	●	●

第8章 管理と運用

1. **管**理体制

(1) 管理主体

①行政

- 環境管理委員会により市役所における環境マネジメントシステムを推進します。
- 本計画の策定及び取り組みを推進します。

②環境審議会(公募による市民代表や各種団体及び有識者により構成)

- 本計画の策定見直し等に関する事項について調査審議提案を行います。
- 本計画の実施状況の評価、提言、行動計画の実施状況のチェック、課題点等の意見集約を行います。

③市民・事業者

- 本計画の策定見直しに参加提案します。
- 市の取り組みに参加提案します。



北信五岳の眺望

(2) 計画策定時・改定時における各主体の役割

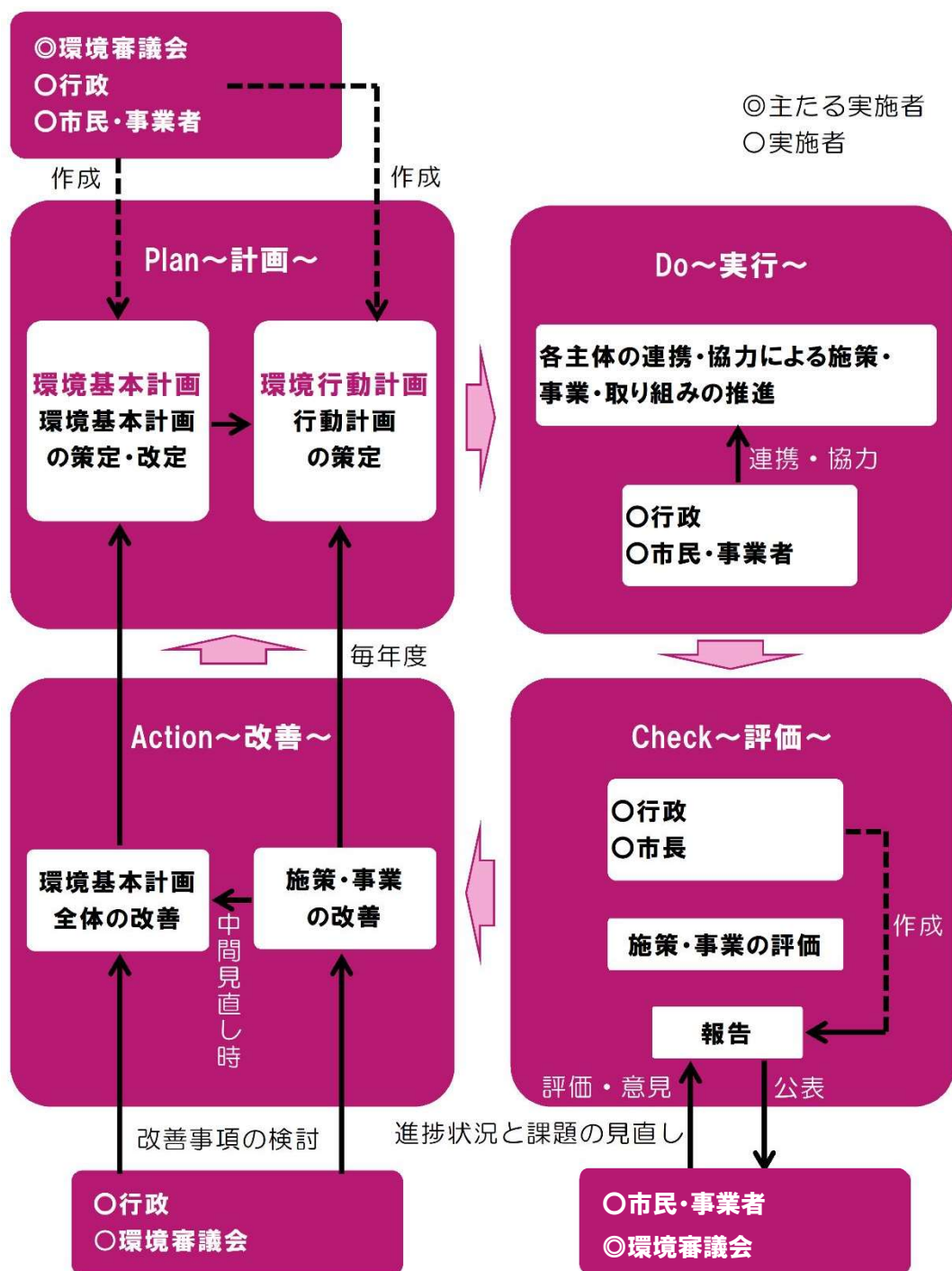
PDCA サイクル	主体	役割
計画 (Plan)	行政	- 各主体の意見提言を取り入れた計画の策定を行う。 - 前計画の取り組みの評価と課題を抽出し、新計画の取り組みに反映する。
	環境審議会	- 市長から環境基本計画策定に関する諮問を受けて調査審議を行い、その結果を市長へ答申する。 - 市民・事業者の代表としての立場から、計画案の評価をする。 - 計画全体の見直し、計画の改定・改善に関する提案を行う。
	市民・事業者	環境審議会への参加やパブリックコメントなどにより、計画づくりに参加、提案をする。
改善 (Action)	行政	計画全体の総括を含む改善を行う。

(3) 毎年度の計画推進における各主体の役割

PDCA サイクル	主体	役割
計画 (Plan)	行政	各担当課は施策・事業の進捗状況等を確認し、各主体からの意見や提案を踏まえ、次年度の計画を作成する。
実行 (Do)	行政	個別の施策・事業、プロジェクトなどを推進するとともに、市民・事業者の取り組み推進を図る。
	環境審議会	審議する案件があった場合、検討を行う。
	市民・事業者	自発的・積極的に自ら取り組みを推進するとともに、市の行う取り組みに参加、協力する。
評価 (Check)	行政	各担当課は施策・事業の取り組み状況や数値目標の達成状況などを把握する。
	環境審議会	市長から諮問があった場合、調査審議を行い、答申する。
	市民・事業者	市の行う取り組みについて、意見や改善案などを提案する。
改善 (Action)	行政 環境審議会	環境審議会における意見を踏まえ、施策・事業の改善を行う。

2. 運用体制

本計画の運用は、環境マネジメントシステムの基本的なサイクルであるPDCAサイクル（計画：Plan→実行：Do→点検・評価：Check→改善：Action）にしたがって進行します。毎年のサイクルにおいては、環境行動計画の進行管理を行い、次年度の取り組みへの反映、という流れが基本となります。また、次回計画見直しの際も、同様の流れで実施することになります。



資料編

1 須坂市環境基本条例	資-1
2 須坂市を清潔で美しくする条例	資-7
3 須坂市環境審議会委員名簿	資-11
4 計画策定の経過	資-12
5 環境審議会への諮問及び環境審議会からの答申	資-13
6 国や県の動向	資-14
7 温室効果ガス推計値算出方法	資-16
8 市民意識調査結果	資-18

1 須坂市環境基本条例

○須坂市環境基本条例

平成9年3月28日条例第19号

改正

平成12年3月28日条例第2号

平成13年9月28日条例第31号

平成17年3月25日条例第18号

平成29年3月24日条例第13号

須坂市環境基本条例

須坂市環境保全基本条例（昭和49年条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第7条—第18条）

第3章 須坂市環境審議会（第19条—第26条）

第4章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、環境基本法（平成5年法律第91号）に定めるところによる。

（基本理念）

第3条 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であり、市、市民及び事業者の全ての活動において積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが、人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来に継承していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、生態系及び自然的条件に配慮し、公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、自然と共存する都市の実現を目的

として行われなければならない。

- 4 環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処理及び再利用、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史的及び文化的な特性を生かした環境の創造等生活環境、文化環境に関する施策
- (2) 水資源の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関する施策
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境保全に関する施策
- (4) その他環境の保全に関する必要な施策

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境を保全するため、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる須坂市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前項に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、須坂市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても、これを準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮するものとする。
(環境影響評価の推進)
- 第9条 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境保全について適正に配慮することを推進するため、市は、必要な措置を講ずるものとする。
(公害防止対策)
- 第10条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため環境基本計画に基づき、公害防止に関する必要な規制の措置を講ずるものとする。
(体制の整備)
- 第11条 市は、環境の状況の把握及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な監視、測定等のための体制の整備に努めるものとする。
(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)
- 第12条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たっては、あらかじめその事業に係る自然環境及び文化環境の保全について適正に配慮しなければならない。
(自然環境保全地区の指定)
- 第13条 市長は、自然環境を保全するために必要な地区を自然環境保全地区として指定することができる。
- 2 前項に規定する自然環境保全地区を指定するときは、当該地区住民や地権者等の同意を得るとともに、自然環境保全のための施策を講ずるものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定するに当たっては、須坂市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、自然環境保全地区を指定したとき及び変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。
(行為の制限)

第14条 自然環境保全地区の地権者は、当該地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは事前に市長と協議するものとする。

（環境保全協定の締結）

第15条 市長は、環境の保全に関する施策を実施するに当たり、必要があると認めるときは、事業者に対し環境を保全するための協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の協定締結に協力しなければならない。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第16条 市は、市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自主的活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全のための自主的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、必要に応じ環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3章 須坂市環境審議会

（審議会）

第19条 環境基本法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第20条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を調査審議するものとする。

- （1） 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 公害対策及び水資源の保全に関する事項
- （3） 廃棄物の減量化、適正な処理及び再利用に関する事項
- （4） その他環境の保全に関する基本的事項

（組織）

第21条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 公募による市民
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） その他市長が必要と認める者

（任期）

第22条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、審議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（専門委員）

第25条 審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事及び書記）

第26条 審議会に幹事及び書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

第4章 補則

（補則）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（須坂市水資源保全条例の一部改正）

2 須坂市水資源保全条例（昭和59年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中第2章を次のように改める。

第2章 削除

第1条中「、須坂市環境保全基本条例（昭和49年条例第6号）第6条の規定により」を削る。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第7条から第10条まで 削除

第13条中「審議会」を「須坂市環境基本条例（平成9年条例第19号）に規定する須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

（須坂市緑化推進に関する条例の一部改正）

- 3 須坂市緑化推進に関する条例（昭和49年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、須坂市環境保全基本条例（昭和49年条例第6号）第6条の規定により」を削る。

（須坂市公害防止条例の一部改正）

- 4 須坂市公害防止条例（昭和46年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、須坂市環境保全基本条例（昭和49年条例第6号）第6条の規定により」を削る。

第8条第2項中「須坂市公害対策審議会（以下「審議会」という。）」を「須坂市環境基本条例（平成9年条例第19号）に規定する須坂市環境審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第33条から第40条までを次のように改める。

第33条から第40条まで 削除

附 則（平成12年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による委員会、審査会、審議会及び協議会の組織及び委員に関する規定は、公布の日以後の最初の委嘱又は任命のときから適用する。

附 則（平成17年3月25日条例第18号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 須坂市を清潔で美しくする条例

○須坂市を清潔で美しくする条例

平成16年3月26日条例第2号

須坂市を清潔で美しくする条例

(目的)

第1条 この条例は、須坂市の良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、空き缶等の散乱防止に関して必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、若しくは収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、その他の汚物又は不要物であって、固形状若しくは液状のものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 所有者等 市内に土地及び建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 河川、水路、山林、原野、道路、公園、緑地、広場、駅等の不特定多数の者が自由に出入りできる場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、総合的な施策を実施しなければならない。

2 市は、空き缶等の散乱防止について市民等への啓発に努めるとともに、市民による清潔で美しいまちづくりの自主的な活動に対して支援し、又は必要に応じた措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

2 市民は、地域において相互に協力し、清潔で美しいまちづくりへの自主的な活動に参加するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱を防止しなけ

ればならない。

- 2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃その他清潔で美しいまちづくりの活動を推進するよう努めなければならない。
- 3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、その散乱防止について、消費者に対する意識の啓発を図るとともに、回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。
- 4 自動販売機により容器入り飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き缶等を回収する設備を設けるなど、自らの責任において、回収した空き缶等を再資源化するよう努めるとともに、適正な処理をしなければならない。
- 5 土木工事、建築工事その他の工事を行う事業者は、当該工事により生ずる土砂、廃材等が、公共の場所に飛散し、流出し、脱落し、又は堆積しないよう、適正に管理しなければならない。
- 6 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（所有者等の責務）

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物を常に清潔に保つよう努めるとともに、空き缶等の散乱を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（投棄等の禁止）

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地及び建物（以下「他人の土地等」という。）において空き缶等を捨ててはならない。

- 2 市民等は、公共の場所及び他人の土地等において飼い犬及び飼い猫のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

（不法投棄監視パトロール員）

第8条 市長は、空き缶等の散乱防止に関する啓発及び監視の活動を行うため、須坂市不法投棄監視パトロール員（以下「パトロール員」という。）を置く。

- 2 パトロール員は、投棄されている空き缶等を発見した場合又は次条に規定する通報を受けた場合は、速やかに市長にその状況を報告するものとする。
- 3 監視の活動を行うパトロール員は、その身分を示す証明書を携帯し、市民等から請求があったときは、その証明書を提示しなければならない。

（通報）

第9条 第7条の規定に違反する行為及び違反した者を発見した市民等は、市長又はパトロール員にその旨を通報するよう努めるものとする。

(指導)

第10条 市長は、第5条第3項から第5項、第6条及び第7条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第11条 市長は、第7条の規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(環境指導員)

第14条 市長は、良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進に関し必要な啓発、指導その他の活動を行うため、須坂市環境指導員（以下「環境指導員」という。）を置く。

2 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、環境指導員にその土地又は建物に立入り、必要な調査をさせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする環境指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第12条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を

罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、平成16年7月1日から施行する。

（須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例の一部改正）

- 2 須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例（平成5年条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中第5章を次のように改める。

第5章 削除

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第29条から第33条まで 削除

3 須坂市環境審議会委員名簿

役職	団体名	氏 名	区分
会長	須坂市区長会	小林 真一	学識経験者
副会長	須坂市女性団体連絡協議会	竹前 美枝子	
委員	須坂商工会議所	大井 教雄	
	須高薬剤師会	山下 徹也	
	ながの農業協同組合	青木 良文	
	須坂市女性団体連絡協議会	水上 智恵	
	須坂市商店会連合会	神戸 貞雄	
	須坂市小・中学校教頭会	亀岡 俊範	
	須坂市 PTA 連合会	坂田 典子	
	一般社団法人長野県環境保全協会	中澤 博道	
	株式会社公害技術センター	杉本 淳	
	国立大学法人信州大学工学部	飯尾 昭一郎	
	株式会社 環境クリエーション	相原 健作	
	太陽エネルギー推進協議会	西原 秀次	
	長野地域振興局	滝沢 朝行	関係行政機関
	須坂建設事務所	木村 智行	

4 計画策定の経緯

会議等（開催日）	検討内容
第1回 環境審議会 （2020年7月31日）	第三次須坂市環境基本計画について諮問
第2回 環境審議会 （2020年9月30日）	計画（案）に関する審議
第3回 環境審議会 （2020年11月27日）	計画（案）に関する審議
パブリックコメント （2021年1月4日 ～2021年1月22日）	パブリックコメントの募集 ・市ホームページ ・市情報コーナー ・市生活環境課窓口
第4回 環境審議会 （2021年2月9日）	計画（案）に関する最終審議 ・パブリックコメントの募集結果について ・計画（案）に関する最終審議
第5回 環境審議会 （2021年3月22日）	答申（案）に関する審議
答申 （2021年3月22日）	第三次須坂市環境基本計画（案）の答申



環境審議会の様子

5 環境審議会への諮問及び環境審議会からの答申

(1) 環境審議会への諮問

須坂市環境審議会
会長 小林 真一 様

2生環第 115 号
令和2年7月31日

須坂市長 三木 正夫

第三次須坂市環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため第三次須坂市環境基本計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

(2) 環境審議会からの答申

須坂市長 三木 正夫 様

2021年3月22日

須坂市環境審議会
会長 小林 真一

第三次須坂市環境基本計画の策定について（答申）

令和2年7月31日付け2生環第115号で諮問のありました第三次須坂市環境基本計画の策定にあたり、環境審議会を開催し慎重な審議を行ってまいりました。

ついては、別紙のとおり第三次須坂市環境基本計画を取りまとめましたので答申いたします。

本計画を実施するにあたり、計画の趣旨を十分尊重し、本市がめざす環境像の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって推進されることを要望します。

昨今、地球温暖化に対する取り組みが強化され、国でも2050年までに温室効果ガス実質ゼロが宣言されるなど、気候変動に関する取り組みが進められています。

また、新型コロナウイルスの影響により、私たちを取り巻く環境や生活様式が大きく変わっていくことが予想されます。このため、必要に応じて見直しを検討するなど時節に応じた適切な対応がされるようあわせて要望します。

6 国や県の動向

(1) 国の動き

①第五次環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。第五次環境基本計画は中央環境審議会の答申を受け、2018年4月17日（火）に閣議決定されました。

第五次計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

②地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、2016年5月13日に閣議決定されました。

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されており、2030年度において2013年度比で26.0%の温室効果ガス削減を目標値に掲げています。

③生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性国家戦略 2012-2020 は、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すために2012年9月28日に閣議決定されました。

この計画では愛知目標^{注1}の達成に向けたロードマップを提示、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定しています。

注1. 愛知目標とは2010年に開催されたCOP10で定められた生物多様性の損失を止めるための20の個別目標のこと

④第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、第四次循環型社会形成推進基本計画は 2018 年 6 月 19 日に閣議決定されました。

この計画では環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を提示しています。

(2) 県の動き（第四次長野県環境基本計画）

長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。第四次長野県環境基本計画は、2018 年 3 月に策定され、以下を特徴としています。

SDGs（持続可能な開発目標）による施策の推進

- SDGs の 17 のゴールのうち、13 のゴールに関連しています。
- 環境保全の取り組みに加え、経済・社会の課題解決を図る取り組みを記載しました。
- SDGs と関連付けた基本目標を設定しました。
基本目標：『共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし』
- 共に育み・・・パートナーシップ
- 未来につなぐ・・・持続可能
- 信州の豊かな自然・・・本県が誇る自然環境
- 確かな暮らし・・・経済・社会・環境の統合的向上

標高差や地域の特性に着目した取組を記載

- 垂直ゾーニング…本県の特徴である標高差に着目し、施策展開の考え方を記載しました。
- 水平ゾーニング…10 の広域圏ごとに、地域の特性等を踏まえた取り組みを記載しました。

7 温室効果ガス排出量推計値算出方法

現況推計の対象とする温室効果ガスは、第二次須坂市環境基本計画を踏襲し、二酸化炭素（CO₂）とします。

二酸化炭素（CO₂）の排出量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.0」を参照し、エネルギー消費量に CO₂ 排出係数をかけることで算出します。

表 主な算定対象

温室効果ガス	部門・分野		説明
エネルギー 起源 CO ₂	産業 部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
		建設業	建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
		鉱業	鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	民生家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。
	民生業務部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
	運輸 部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	部門	焼却分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。

表 二酸化炭素（CO₂）排出量推計値算出方法

■エネルギー起源 CO₂

部 門	燃料種	算出方法
産業部門	製造業	使用燃料全般 長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）業種別製造品出荷額比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の業種別製造品出荷額} \right) / \left(\text{県の業種別製造品出荷額} \right) \right] \times 44 / 12$
	建設業・鉱業	使用燃料全般 長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）従業者数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の建設・鉱業従業者数} \right) / \left(\text{県の建設・鉱業従業者数} \right) \right] \times 44 / 12$
	農林水産業	使用燃料全般 長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）従業者数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の農林水産業従業者数} \right) / \left(\text{県の農林水産業従業者数} \right) \right] \times 44 / 12$
民生部門	家庭	灯油 長野市の世帯当たり年間灯油消費量に須坂市世帯数を乗じ、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野市：世帯当たり灯油消費量} \right) \times \left(\text{須坂市の世帯数} \right) \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$
		LPG 長野市の世帯当たり年間LPG消費量に須坂市世帯数を乗じ、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野市の世帯当たりLPG消費量} \right) \times \left(\text{須坂市の世帯数} \right) \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$
	都市ガス	長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）世帯数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の世帯数} \right) / \left(\text{県の世帯数} \right) \right] \times 44 / 12$
		電力 長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）世帯数比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の世帯数} \right) / \left(\text{県の世帯数} \right) \right] \times 44 / 12$
	業務	使用燃料全般 長野県の炭素排出量に（長野県/須坂市）延床面積比を乗じ、炭素排出量をCO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{長野県の業種別炭素排出量} \right) \times \left[\left(\text{市の延床面積} \right) / \left(\text{県の延床面積} \right) \right] \times 44 / 12$
運輸部門	自動車（貨物・旅客）	使用燃料全般 道路交通センサス自動車起終点調査データを基に環境省が公表しているCO ₂ 排出量を引用する。 —
	鉄道	使用燃料全般 鉄道会社別電力消費量を須坂市内の営業キロ数で按分し、CO ₂ 排出量に換算する。 $\left(\text{鉄道会社別電力消費量} \right) \times \left[\left(\text{鉄道会社別須坂市内営業キロ数} \right) / \left(\text{鉄道会社別営業キロ数} \right) \right] \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$
エネルギー転換部門		環境省実行計画策定支援サイトで公表している自治体排出量カルテより引用する。 —

■エネルギー起源以外 CO₂

部 門	燃料種	算出方法
廃棄物	焼却分野	一般廃棄物 須坂市内で処理されている一般廃棄物（廃プラスチック、合成繊維くず）の焼却量に、廃棄物の種類ごとの排出係数を乗じて排出量を推計する。 $\left(\text{一般廃棄物中の廃プラスチック及び合成繊維くず焼却量} \right) \times \left(\text{CO}_2 \text{排出係数} \right)$

8 市民意識調査結果

1-1 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

本調査は第三次須坂市環境基本計画の策定にあたり、市民や市内で事業活動を営む事業所の環境保全に対する考え方、日常生活や事業活動における環境配慮の取り組み状況、環境行政に望む施策などを明らかにし、計画検討に各主体の視点を反映させるための基礎資料とすることを目的として行いました。

2) 調査方法

市 民	市で無作為抽出した市内在住の満18歳以上の市民に、郵送により調査票を配布・回収
事業所	市で無作為抽出した市内の事業所に、郵送により調査票を配布・回収

3) 調査期間

市民、事業所ともに令和2年8月15日（土）～9月7日（月）

4) 調査対象及び回収結果

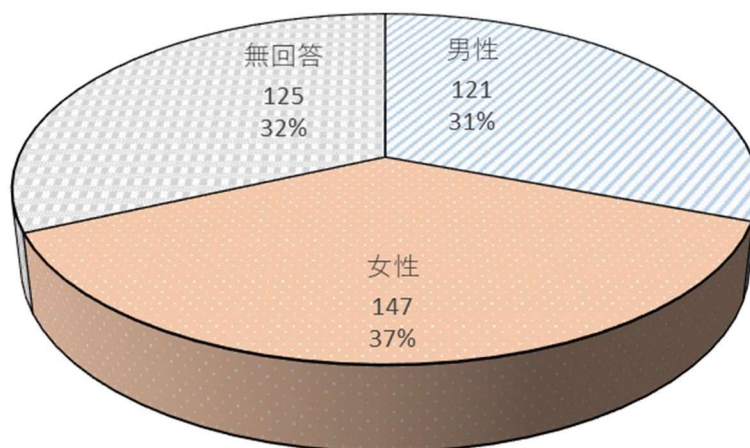
区 分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
市 民	1,000 人	393 人	39.3%
事業所	100 社	34 社	34.0%

(2) 回答者の属性

市民アンケート

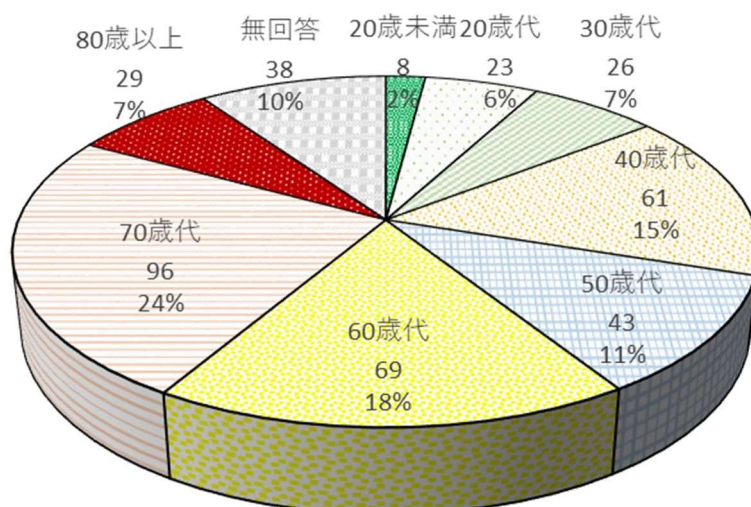
1) 性別

- 男性、女性、無回答者でほぼ1／3ずつですが、若干女性に多く回答をいただきました。



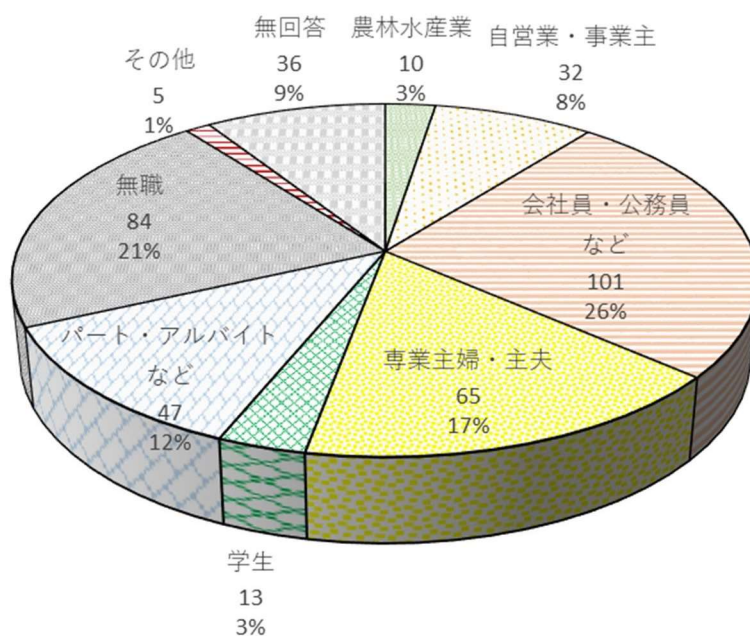
2) 年齢

- 60歳以上の方からの回答が半数を占めています。20歳未満～30歳代までの回答率が少なく、60～70歳代の回答が多い結果となりました。



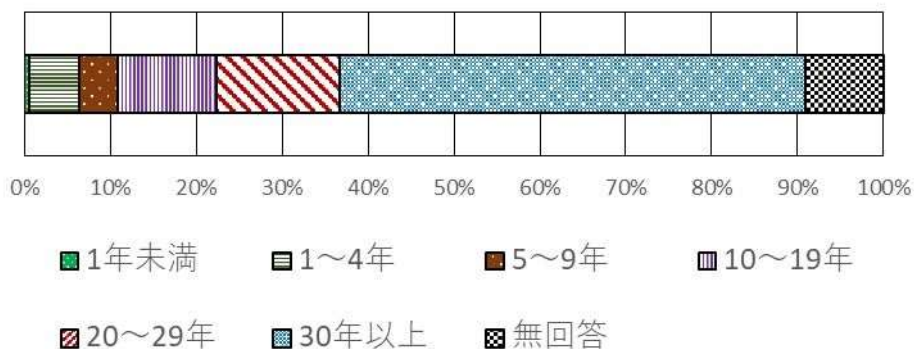
3) 職業

- 会社員・公務員、無職、専業主婦・主夫の順で、多くの属性から回答をいただきました。



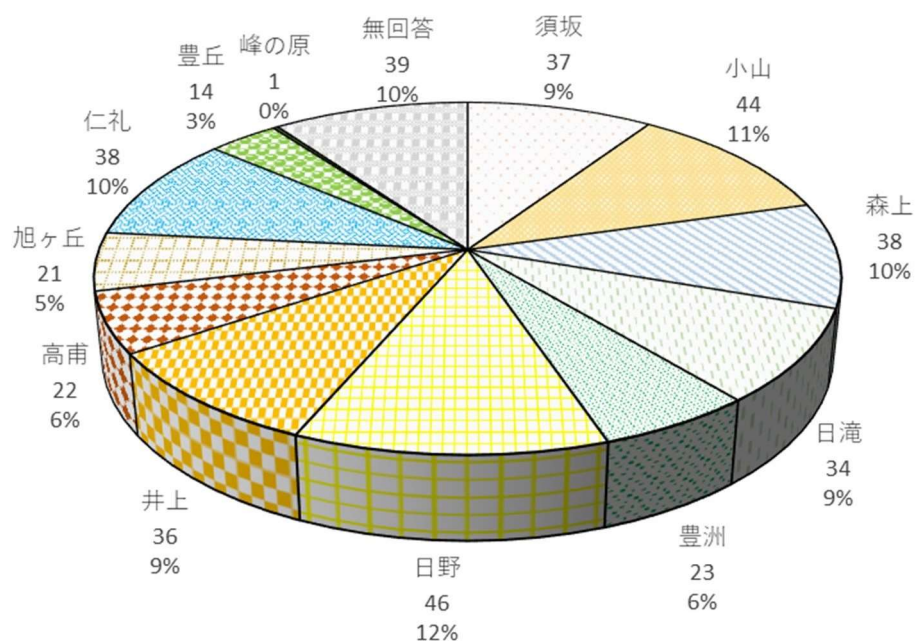
4) 居住年数

- 居住年数が 30 年以上の方の回答が半数以上を占めており、10 年以上 29 年以下の方が約 3 割を占めているなど、須坂市に長期にわたり居住している方の回答が多くなりました。



5) 居住地区

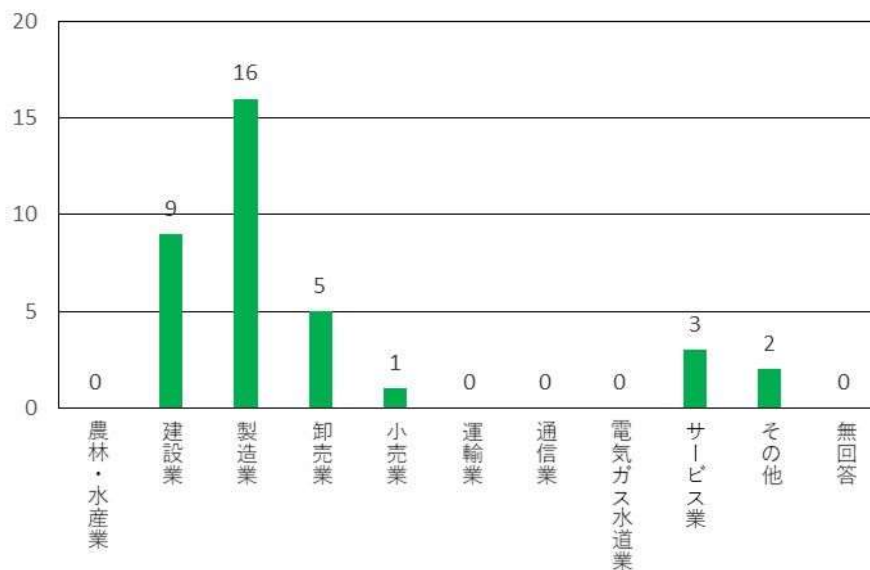
- 各地区の方々より満遍なく回答をいただきましたが、日野小学校区が一番多く、次いで小山小学校区でした。逆に、峰の原の回答は 1 件と少ない状況です。



事業所アンケート

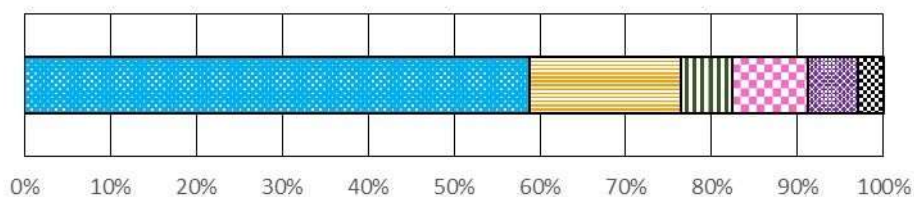
1) 業種

- ご回答いただいた事業所で最も多かったのが製造業、次いで建設業でした。逆に回答をいただけなかった業種は、農林・水産業、運輸業、通信業、電気ガス水道業となっています。



2) 従業員数

- 回答いただいた事業所のうち、従業員数が10人未満の事業所が59%（20社）と最も多く、300人以上の事業所からの回答はありませんでした。



■ 10人未満

■ 10～29人

■ 30～49人

■ 50～99人

■ 100～299人

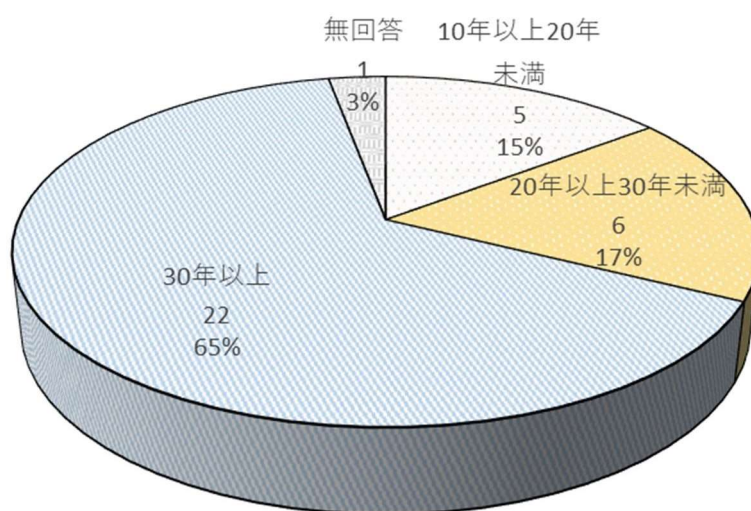
■ 300～999人

■ 1,000人以上

■ 無回答

3) 事業年数

- 事業年数が10年未満の事業所の回答はなく、30年以上が65%（22社）を占めています。



(3) 設問概要

市民アンケート

設問内容	設問項目
1) 地域環境の満足度と不満理由	①空気のきれいさ ②川などの水のきれいさ ③静けさ ④緑の豊かさ ⑤清潔さ ⑥景観の美しさ ⑦歴史・文化的な雰囲気
2) 地域環境の 10 年間の変化	①空気のきれいさ ②川などの水のきれいさ ③静けさ ④緑の豊かさ ⑤清潔さ ⑥景観の美しさ ⑦歴史・文化的な雰囲気
3) 環境問題への関心	①地球環境問題(地球温暖化防止 (CO2 削減) など) ②ごみの減量、リサイクル ③ごみの散乱・不法投棄 ④ごみ焼却場など廃棄物処理施設に関わる問題 ⑤産業廃棄物の排出と処理 ⑥生活排水による水質汚濁 ⑦自動車排気ガスなどによる大気汚染 ⑧工場などが原因の大気汚染や水質汚濁、騒音・振動 ⑨緑の減少や生態系の破壊、生物多様性の低下 ⑩ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害化学物質 ⑪河川、地下水などの水質汚染 ⑫緑化や景観、公園の整備など ⑬資源やエネルギーの枯渇
4) 須坂市の環境における重要項目	①山や公園、街路樹などの緑の豊かさ ②自動車や工場など騒音のない静けさ ③大気の汚れのない空気のさわやかさ ④自然や町並みなど景観の美しさ ⑤ごみの散乱や悪臭のない清潔さ ⑥川や池などの水の清らかさ ⑦歴史的・文化的な雰囲気
5) 須坂市の環境を良くするための市民の取り組み	①自然とふれあう機会を大切にする ②環境問題などを積極的に学習する ③環境にやさしい生活をできることから行う ④ごみの減量やリサイクル製品の利用などを行う ⑤空き缶などのポイ捨て防止に取り組む ⑥地域の美化活動や景観づくりに参加する ⑦太陽光発電や次世代自動車（ハイブリッド・電気・水素自動

設問内容	設問項目
	車) 低公害自動車を利用する ⑧環境家計簿をつける ⑨通勤などでは公共交通機関を利用する ⑩地球環境問題を認識し行動する
6) 須坂市の環境を良くするための行政の取り組み	①自然環境の保全 ②歴史的町並みや景観保全の推進 ③市の事業における環境への配慮 ④企業に対する環境配慮の啓発 ⑤廃棄物処理施設整備やリサイクル促進 ⑥ポイ捨て・不法投棄防止対策の推進 ⑦公害防止対策の普及啓発 ⑧組織作りや地域活動への支援 ⑨環境影響予測・評価制度の整備 ⑩自然とのふれあい拠点の整備 ⑪省資源・省エネルギーの推進 ⑫環境情報提供や環境教育の実施 ⑬環境保全に関する調査研究の実施 ⑭環境マネジメントシステムの活性化
7) 普段の生活の中での環境に対する心がけ	①使っていない電気はこまめに消すなど、節電、節水に努めている ②家の周りの環境美化に努めている ③古紙を再生利用した製品などの環境にやさしい商品を購入している ④食用油や残飯を下水に流さない ⑤生ごみは堆肥化している ⑥洗濯をするときに、洗剤の使用量を抑えている ⑦買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない ⑧車を運転するときは、アイドリングストップや環境にやさしい運転を心がけている ⑨太陽熱温水器、太陽光発電機を利用している ⑩使用済みの電池や食品トレーなど、リサイクルできる物は店頭回収を利用している ⑪ものはできるだけ修理して使い、すぐに新しいものを購入しないようにしている ⑫環境家計簿をつけている
8) 須坂市の今後の環境に保存、保全することが重要と思われる自然や景勝地、動植物など	○自然資源、景勝地、動植物などの具体的な名称
9) 環境についての市へのご意見、ご要望、ご自身の思いなど	○自由意見記入
10) 回答者の属性	①性別 ②年齢 ③主な職業

設問内容	設問項目
	④居住年数 ⑤居住地区

事業所アンケート

設問内容	設問項目
1) 企業活動と環境問題との関係	①環境ビジネスの可能性が広がるチャンスである ②環境への取り組みは社会貢献の一つである ③企業のイメージが良くなり、業績が伸びる ④環境に関する取り組みは業績には結びつかないので法規制をクリアする程度でよい ⑤環境に関する取り組みは今後の企業の業績を左右する重要な要素の一つである ⑥環境に関する取り組みを企業の最も重要な戦略の一つとして位置づけ、企業活動の中で取り組んでいる ⑦環境に関する取り組みの必要性は特に感じていない ⑧環境に関する取り組みは、労力や経費の負担がかかり困っている
2) 最も関心の高い環境問題とその理由	①地球温暖化 (CO2 削減など) ②オゾン層の破壊 ③酸性雨 ④大気汚染 ⑤河川や地下水の水質汚染 ⑥騒音や振動 ⑦悪臭の発生 ⑧化学物質による環境汚染 ⑨廃棄物の処理 ⑩開発や整備に伴う自然環境破壊 ⑪景観の悪化
3) 事業所での環境保全に関する従業員への教育	①環境保全に関する研修を行い、省エネルギーや省資源対策について徹底を図っている ②特に研修等は行っていないが、日常的に省エネルギーや省資源対策を呼びかけている ③通常の研修の一環として、省エネルギーや省資源対策を呼びかけている ④特に従業員に対する環境教育は行っていない
4) 事業所での環境保全のための取り組み	【省エネルギー】 ①電気製品はこまめに電源を切っている ②照明は適正な時間帯、場所に限定している ③省エネルギー型の照明や電気製品を導入している ④空調は弱めの設定 (冷房 28° C、暖房 20° C 程度) をしている ⑤建物の断熱化やカーテンを使用し、冷暖房効率の向上をはかっている ⑥駐停車の際、アイドリングストップを実施している ⑦少量の荷物を運搬する際には、大型車を使わないようにしている ⑧次世代自動車 (ハイブリッド・電気・水素自動車) を導入し

設問内容	設問項目
	ている ⑨排水や雨水の再利用システムなどの節水対策を行っている ⑩太陽熱、太陽光などの再生可能エネルギー利用を行っている【省エネルギー以外】 ⑪できるだけ、両面印刷、両面コピー、裏紙を使うようにしている ⑫会議等における資料を簡素化している ⑬リサイクルしやすい製品の製造や販売を行っている ⑭ごみの減量、再資源化に努めている ⑮敷地内、壁面、屋上等の緑化を積極的に行っている ⑯地域の清掃活動に積極的に参加している ⑰他の企業と環境保全対策についての技術提携や情報交換を行っている ⑱地元自治会や住民との協力体制をつくっている ⑲地元や地域住民に対して環境に関する情報の公開を行っている ⑳ISO14001 やエコアクション21 など環境マネジメントシステムの認証を取得している ㉑環境報告書を作成している ㉒環境会計を導入している
5) 事業所で環境保全に取り組む予定のない理由	○自由意見記入
6) 事業所で廃棄物を削減するための取り組み	①包装・梱包材の合理化・減量化と回収・再使用を進める ②紙ごみの削減と分別を徹底し、リサイクルに協力する ③グリーン購入を実施する ④備品や機器などを長期間使用するように大切に使う ⑤空き瓶、空き缶等の分別回収を行う ⑥コンポストや生ごみ処理機を使用する ⑦消費者から再生資源を回収しリサイクルする
7) 今後の須坂市の環境をよりよくしていくための取り組み	①大気汚染などの公害防止対策 ②事業活動にともなう環境負荷の軽減の取り組み ③環境に配慮した製品の開発 ④製品やサービスの環境情報の公開 ⑤事業所として、地域のごみ拾いなどへの参加 ⑥廃棄物の減量、再利用など ⑦省資源、省エネルギーの積極的な活用 ⑧緑化などの地域と調和した環境整備の推進 ⑨景観や歴史文化的環境への配慮 ⑩環境教育や環境保全への取り組み ⑪環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション21 など) の導入
8) 環境保全の取り組みを行う上での行政に対する要望	①自然環境の保全 ②歴史的町並みや景観保全の推進 ③市の事業における環境への配慮

設問内容	設問項目
	④企業に対する環境配慮の啓発 ⑤廃棄物処理施設整備やリサイクル促進 ⑥ポイ捨て・不法投棄防止対策の推進 ⑦公害防止対策の普及啓発 ⑧組織作りや地域活動への支援 ⑨環境影響予測・評価制度の整備 ⑩自然とのふれあい拠点の整備 ⑪省資源・省エネルギーの推進 ⑫環境情報提供や環境教育の実施 ⑬環境保全に関する調査研究の実施 ⑭環境マネジメントシステムの活性化
9) 環境問題に関するご意見、ご要望、または環境に関する情報、環境基本計画に対する要望など	○自由意見記入
10) 回答事業所の属性	①業種 ②従業員数 ③市内での事業年数

1-2 市民アンケート調査結果

1-2-1 須坂市の環境について

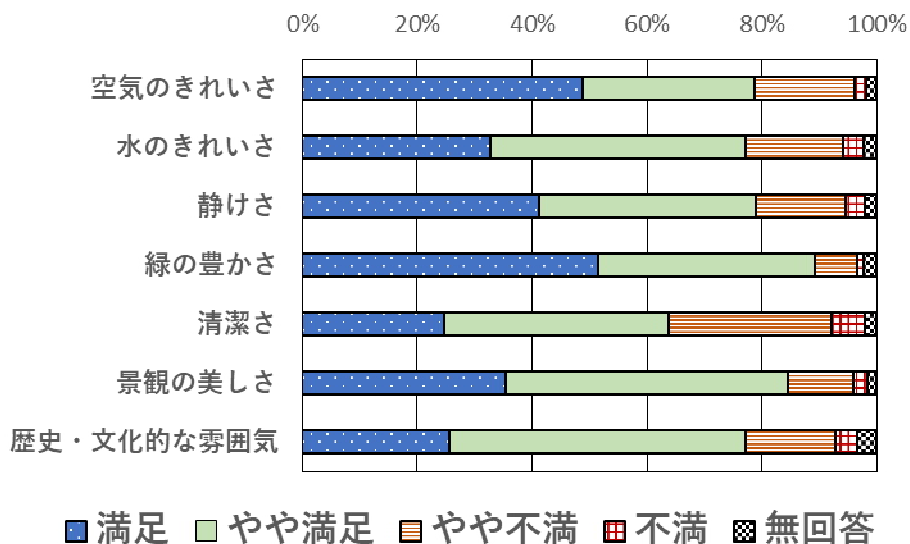
問1 あなたが生活している地域の周辺環境について、あなたはどの程度満足していますか？それぞれの項目の該当する番号に○をつけてください。また、「やや不満」および「不満」を選んだ場合は、その理由を1つ選んでください。

【有効回答 393 人、無回答 6～13 人】

(1) 地域の周辺環境についての満足度

《全体傾向》

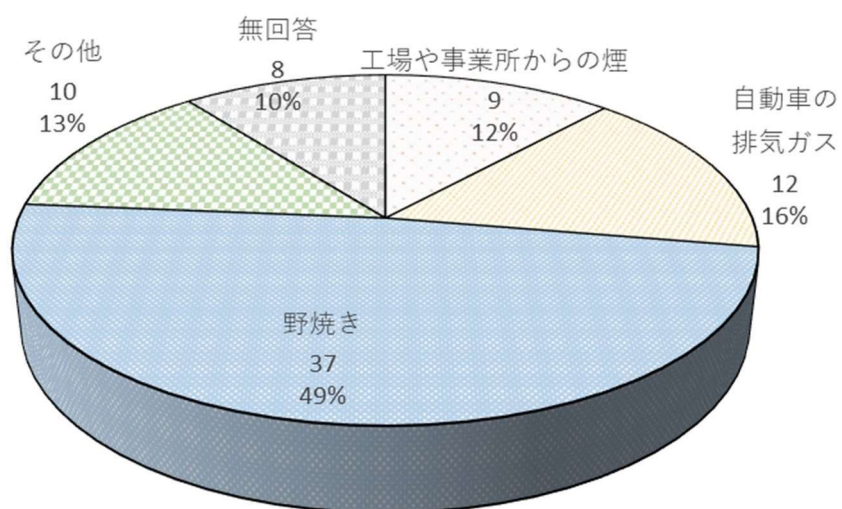
- 地域の周辺環境についての満足度は、「満足」「やや満足」をトータルするといずれも6割以上となり、周辺環境には概ね満足していることがわかります。
- 地域の周辺環境の満足度が最も高かったのは「緑の豊かさ」で満足度は90%に上っています。
- 逆に満足度が最も低かったのは「清潔さ」でしたが、満足度は64%と過半数に達しています。



(2) 地域の周辺環境の不満な理由

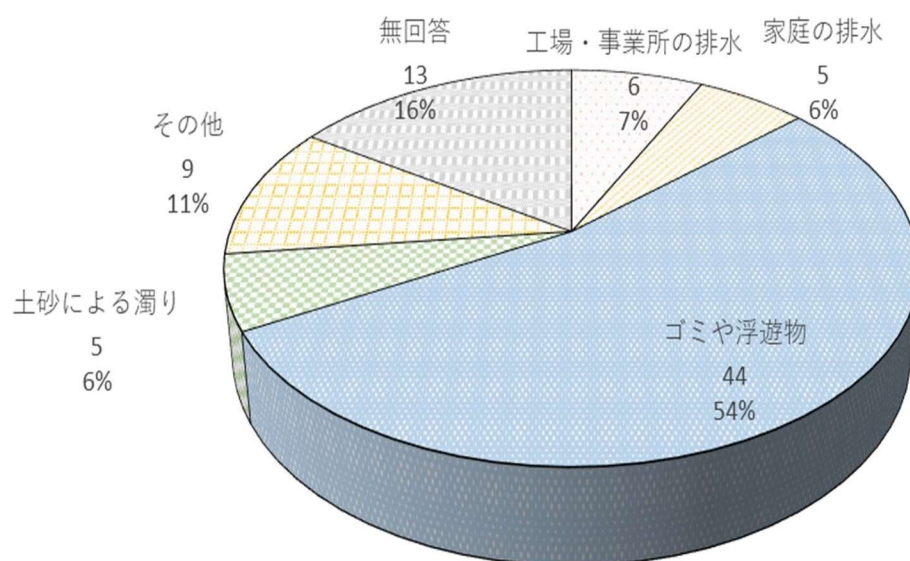
① 空気のきれいさの不満理由

- 空気のきれいさの不満理由で最も高かったのは「野焼き」で49%に上っています。



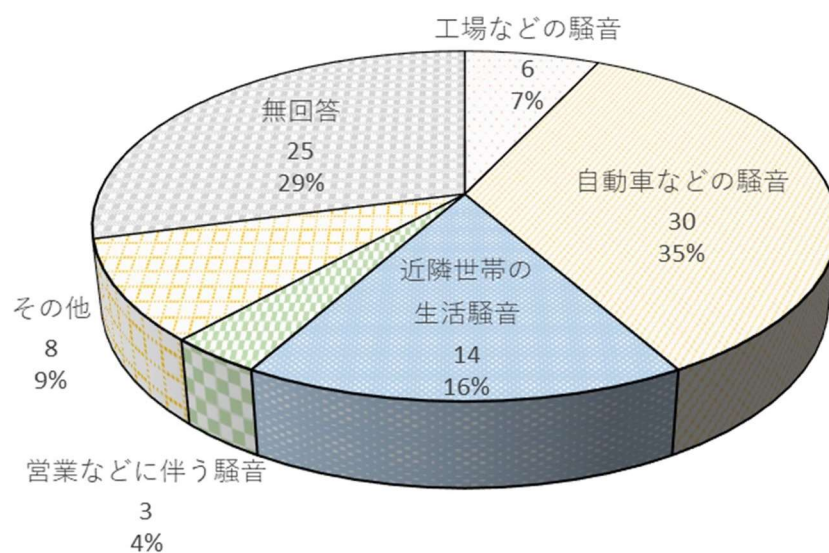
② 水のきれいさの不満理由

- 水のきれいさの不満理由で最も高かったのは「ゴミや浮遊物」で54%に上っています。



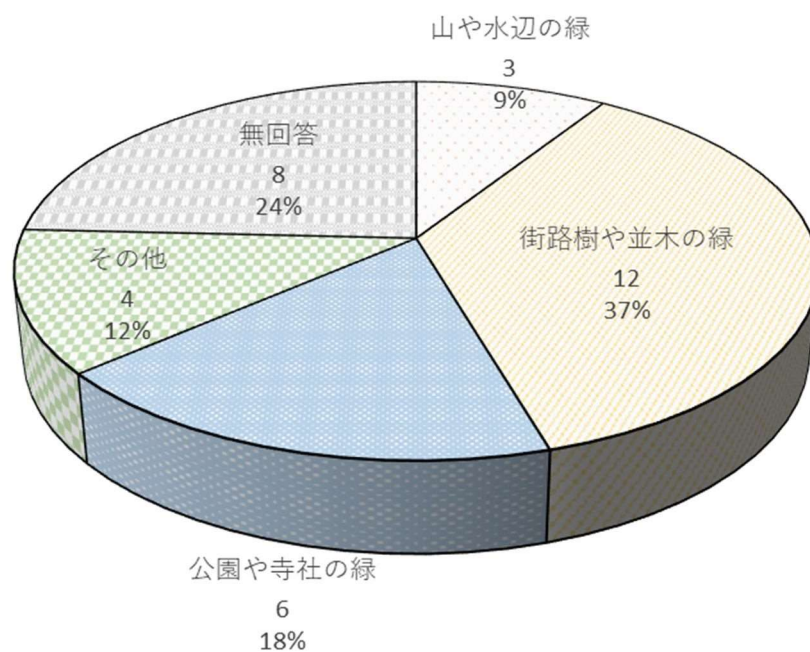
③ 静けさの不満理由

- 静けさの不満理由で最も高かったのは「自動車などの騒音」で 35%に上っています。



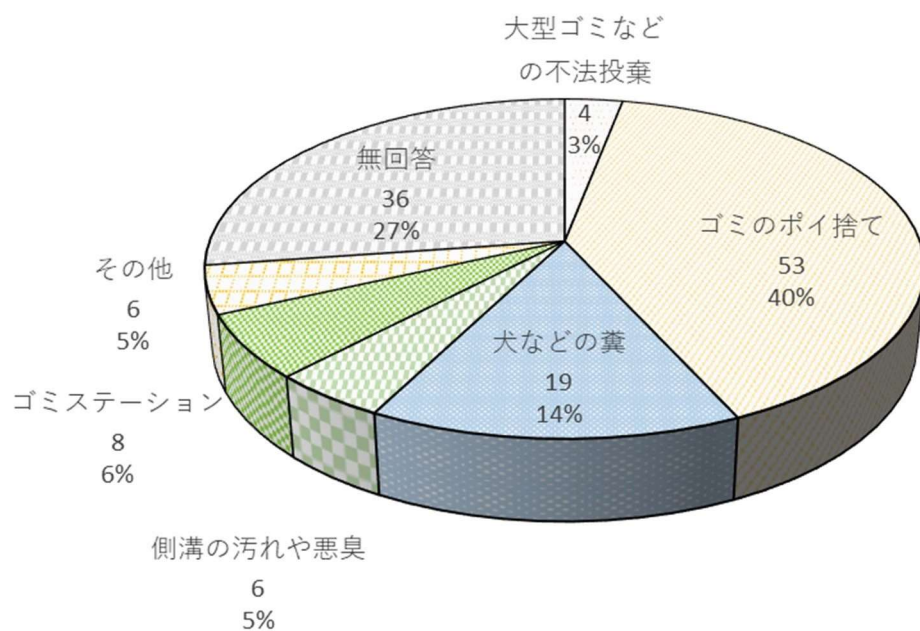
④ 緑の豊かさの不満理由

- 緑の豊かさの不満理由で最も高かったのは「街路樹や並木の緑」で 37%に上っています。



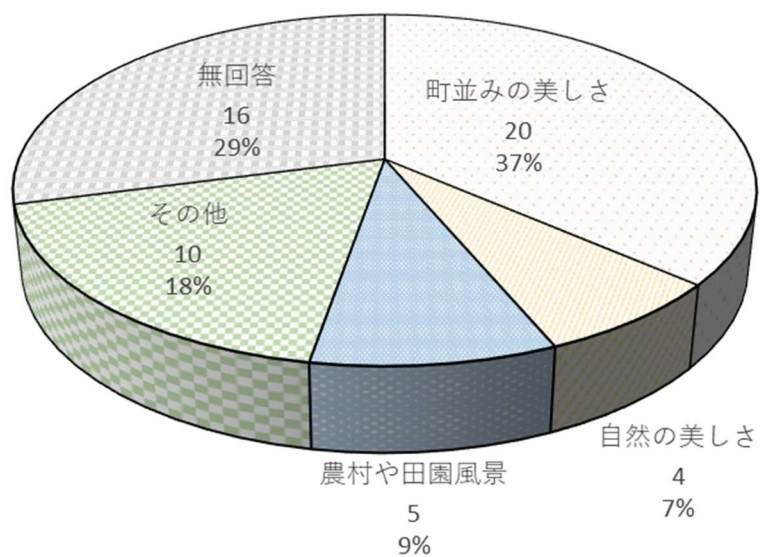
⑤ 清潔さの不満理由

- 清潔さの不満理由で最も高かったのは「ゴミのポイ捨て」で40%に上っています。



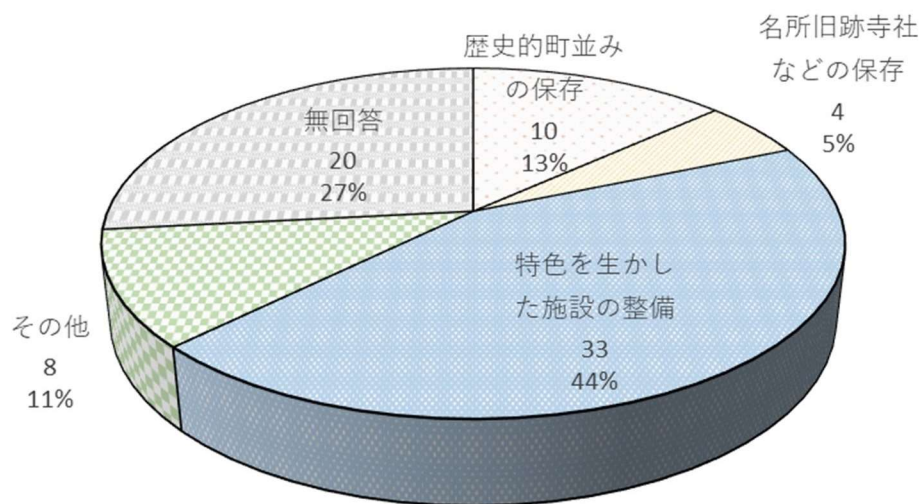
⑥ 景観の美しさの不満理由

- 景観の美しさの不満理由で最も高かったのは「町並みの美しさ」で37%に上っています。



⑦ 歴史・文化的な雰囲気の不満理由

- 歴史・文化的な雰囲気の不満理由で最も高かったのは「特色を活かした施設の整備」で44%に上っています。



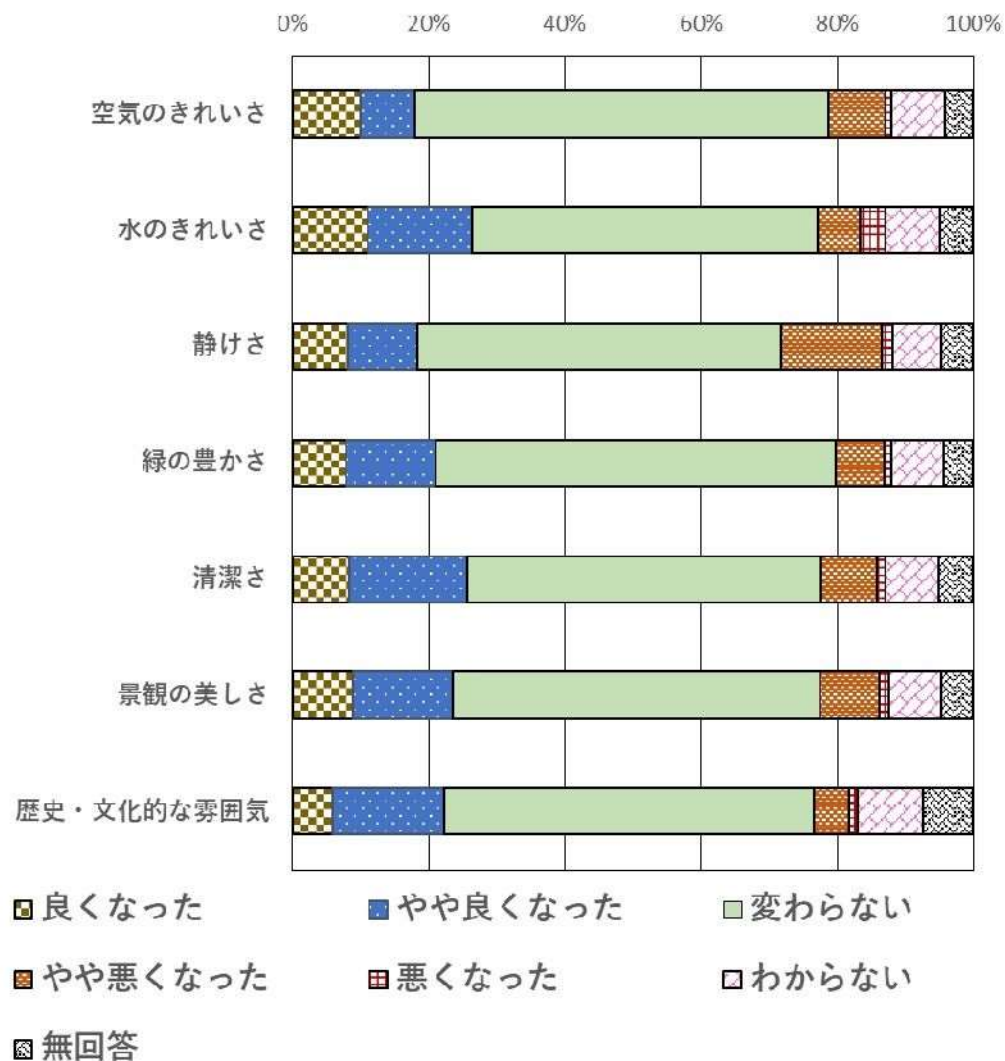
(3) 須坂市の環境変化について

問2 問1であげた項目は、10年前と比べて良くなったと思いますか？それとも悪くなったと思いますか？それぞれの項目の該当する番号に○をつけてください。

【有効回答 393 人、無回答 16～30 人】

《全体傾向》

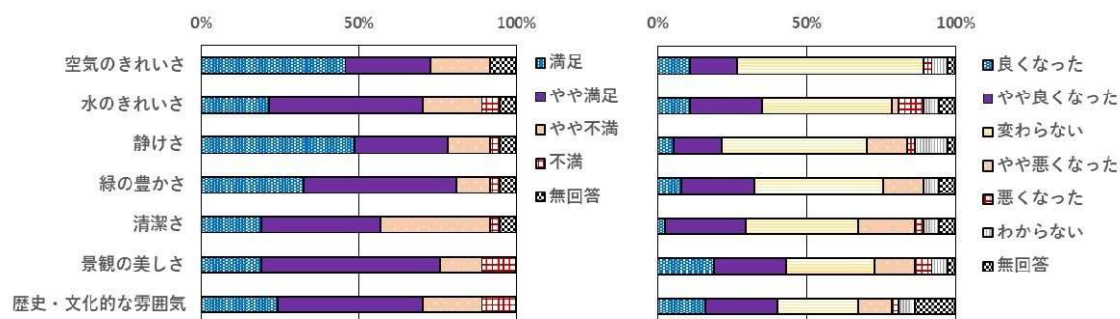
- 回答者の5割以上が10年間で須坂市の様々な環境が変わらないと回答しています。
- 10年前からの環境の変化で、良くなったと回答されたのは「水のきれいさ」と「清潔さ」で26%となっています。
- 逆に、悪くなったと回答されたのは「静けさ」で16%、次いで、「歴史・文化的な雰囲気」で11%となっています。



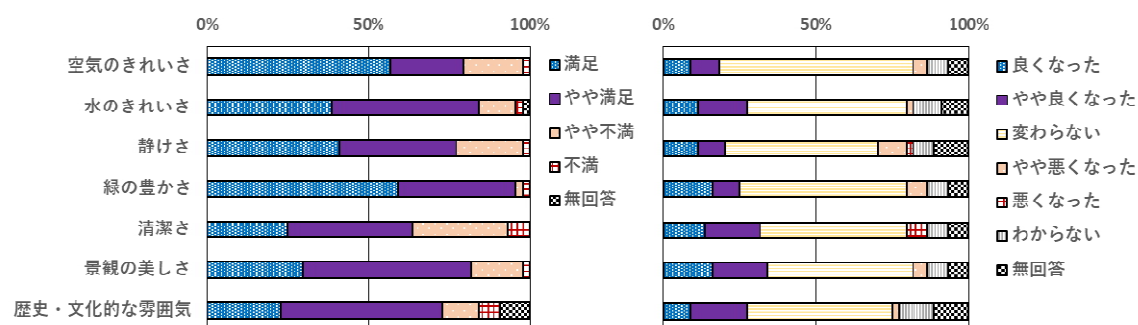
《地区別傾向》

- 「空気のきれいさ」に不満が多いのは、小山、日滝、日野、高甫、豊丘の5地区となっており、日滝と豊丘が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「水のきれいさ」に不満が多いのは、須坂、小山、森上、豊洲、日野、井上、高甫、旭ヶ丘となっており、須坂、日滝、豊洲、日野、井上が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「静けさ」に不満が多いのは、須坂、森上、日滝、豊洲、日野、井上、旭ヶ丘、豊丘となっており、須坂、小山、井上、高甫、旭ヶ丘が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「緑の豊かさ」に不満が多いのは、須坂、小山、日野、井上となっており、日野、井上、仁礼が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「清潔さ」に不満が多いのは、須坂、小山、森上、豊洲、日野、井上、高甫、仁礼となっており、小山、井上が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「景観の美しさ」に不満が多いのは、須坂、小山、日滝、井上、高甫、仁礼、豊丘となっており、須坂、日野、井上、仁礼が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 「歴史・文化的な雰囲気」に不満が多いのは、須坂、小山、日滝、日野、井上、高甫となっており、須坂、森上、日滝、高甫、仁礼が10年前と比べ悪くなったと回答しています。
- 環境全般への満足度が高いのは、旭ヶ丘と仁礼となっています。
- 10年間の変化が少ないのは、森上、日滝、高甫、豊丘となっています。

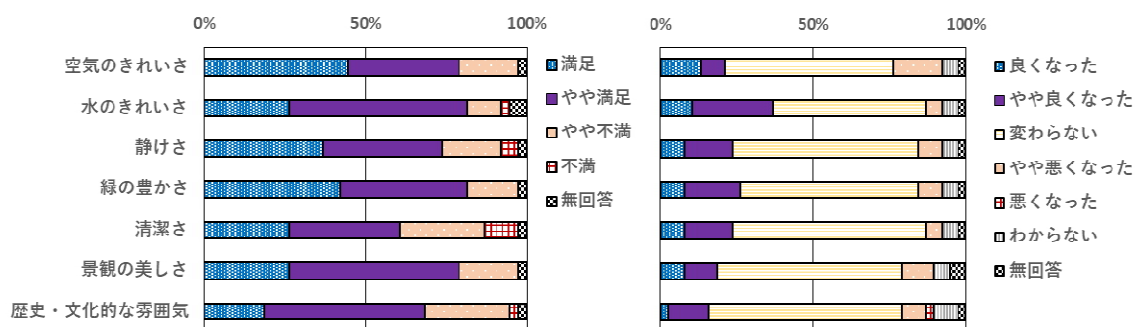
【須坂小学校区(n=37)】



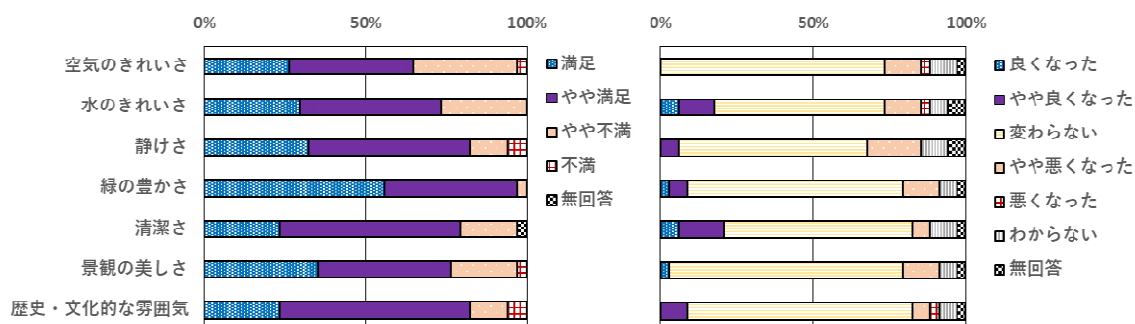
【小山小学校区(n=44)】



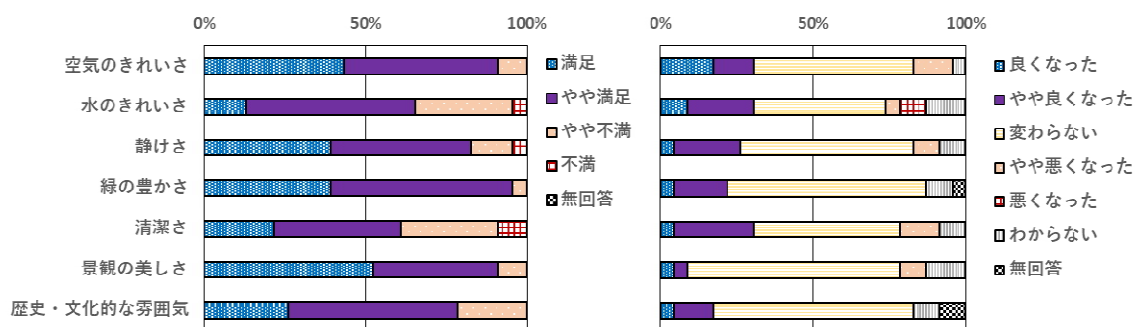
【森上小学校区(n=38)】



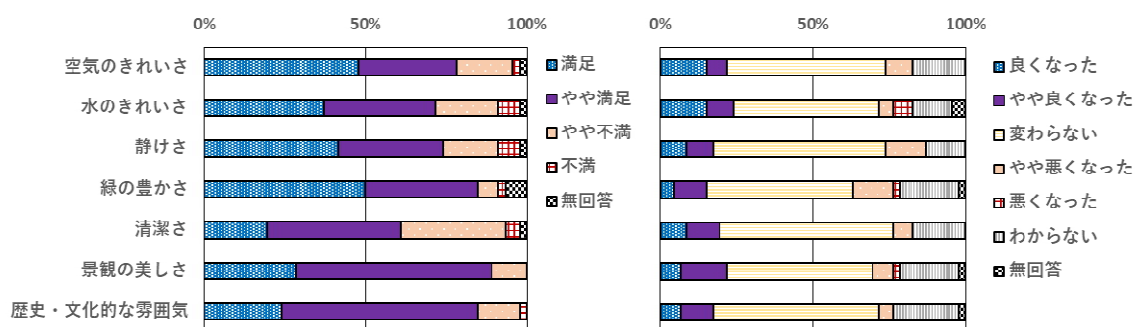
【日滝小学校区(n=34)】



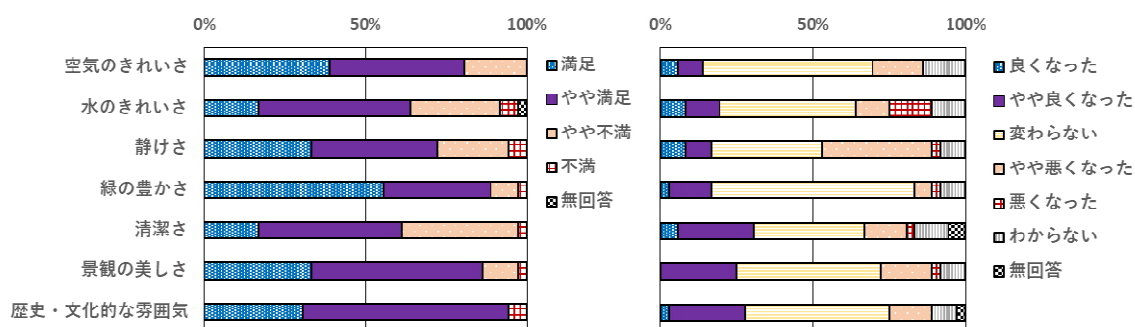
【豊洲小学校区(n=23)】



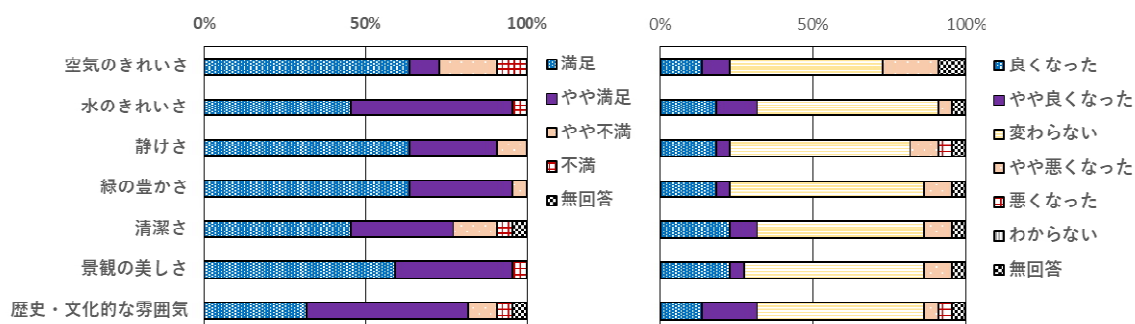
【日野小学校区(n=46)】



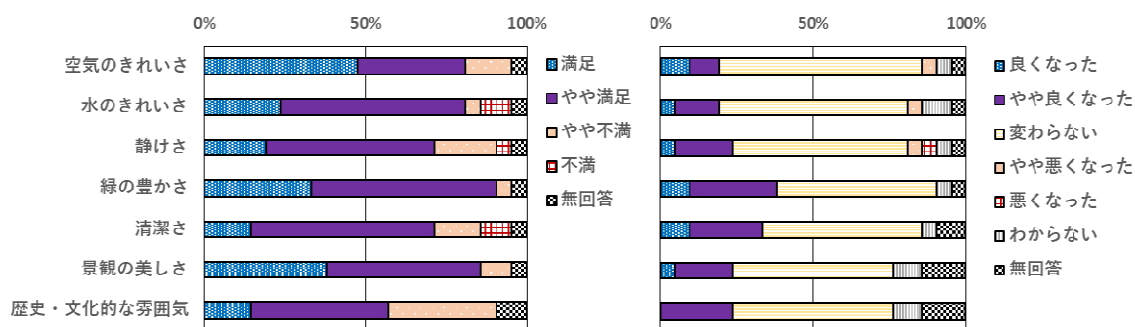
【井上小学校区(n=36)】



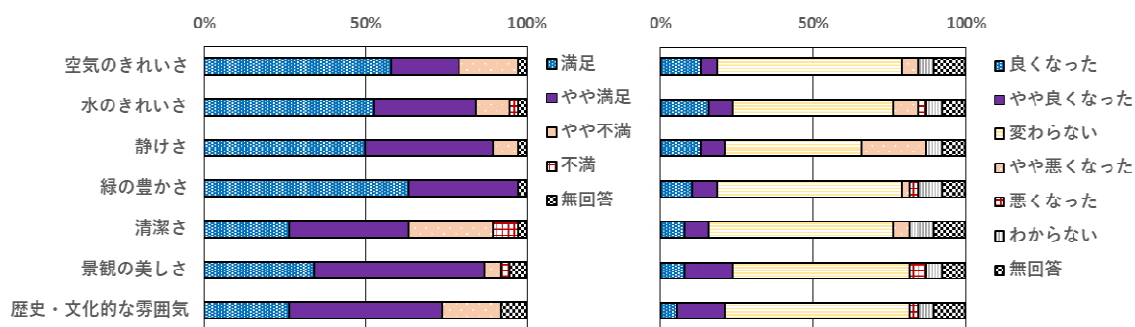
【高甫小学校区(n=22)】



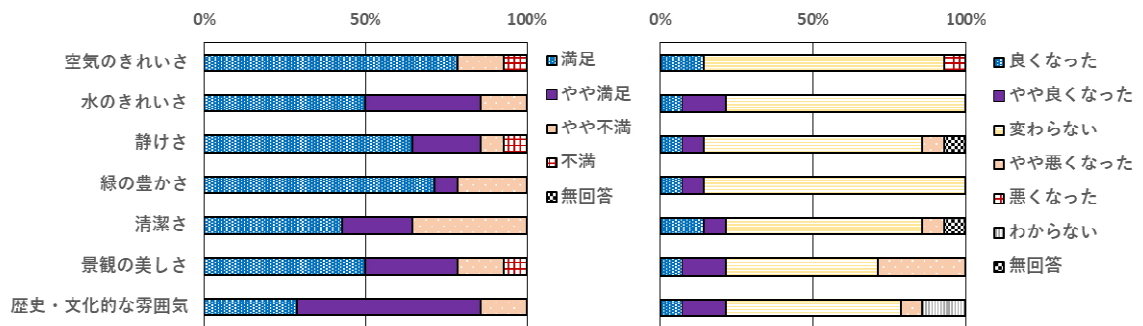
【旭ヶ丘小学校区(n=21)】



【仁礼小学校区(n=38)】



【豊丘小学校区(n=14)】



《自由意見（代表的な意見を抜粋）》

良くなった	・ 鮎川の整備 ・ 側溝が整備されてゲリラ豪雨でも車庫に水が入らなくなった ・ 古民家を利用した店の開店 ・ 下水道の整備により川の透明度が上がった
悪くなった	・ 店先の植木などが通行の妨げになっている ・ 犬のフンの始末をしない人が増えた ・ 空き家が増え管理が行き届いておらず不用心である ・ 街づくりの方向性が分からない ・ 管理放棄された田畑が増えた ・ 歩道の整備をしてほしい ・ 住宅が増えて夜中でもうるさくなった ・ 駅前ロータリーの見通しの悪さ ・ ごみ回収業者の停車位置（旭ヶ丘） ・ 家庭用水道水に配管のさびが出ている ・ 防風林を伐採して太陽光発電を設置 ・ 工場からの異臭

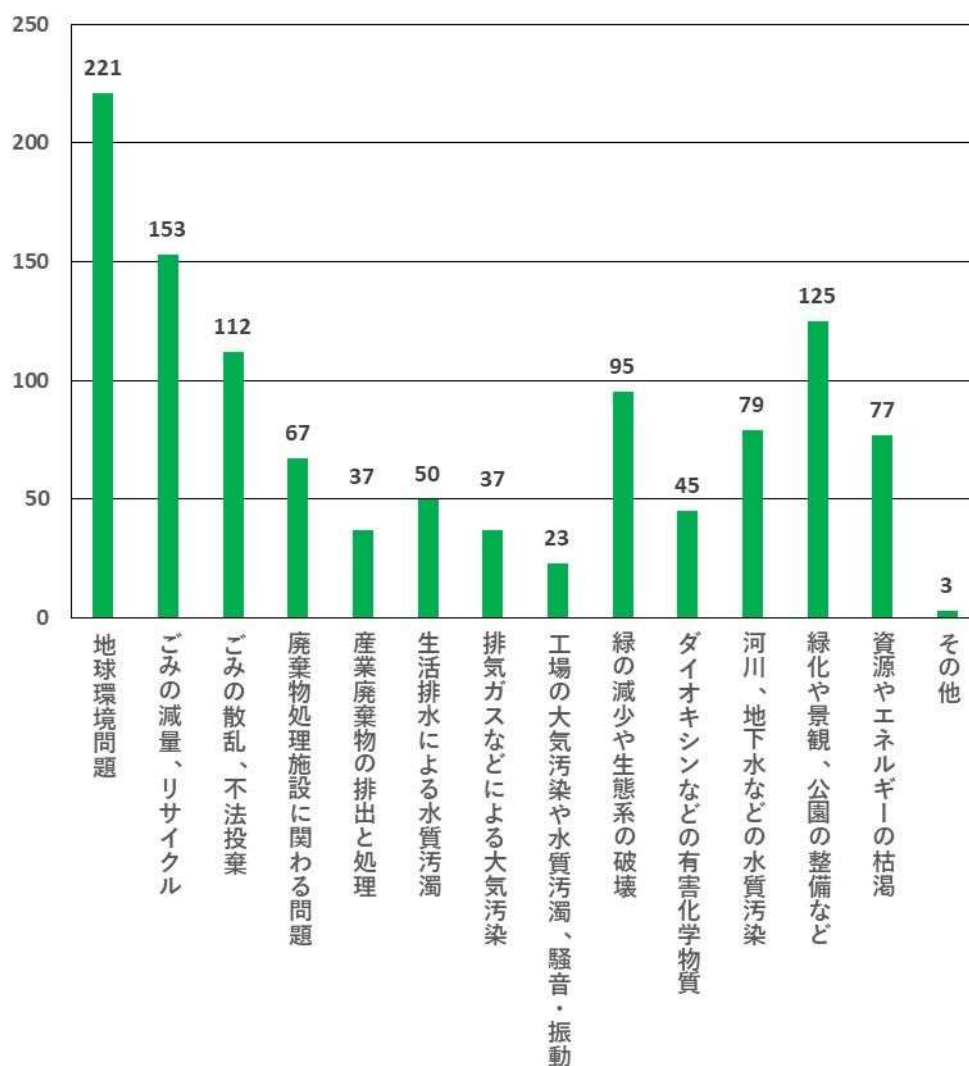
1-2-2 環境問題への関心について

問3 あなたはどのような環境問題に関心がありますか？3つ選んで該当する番号を記入してください。

【有効回答 393 人、無回答 14 人】

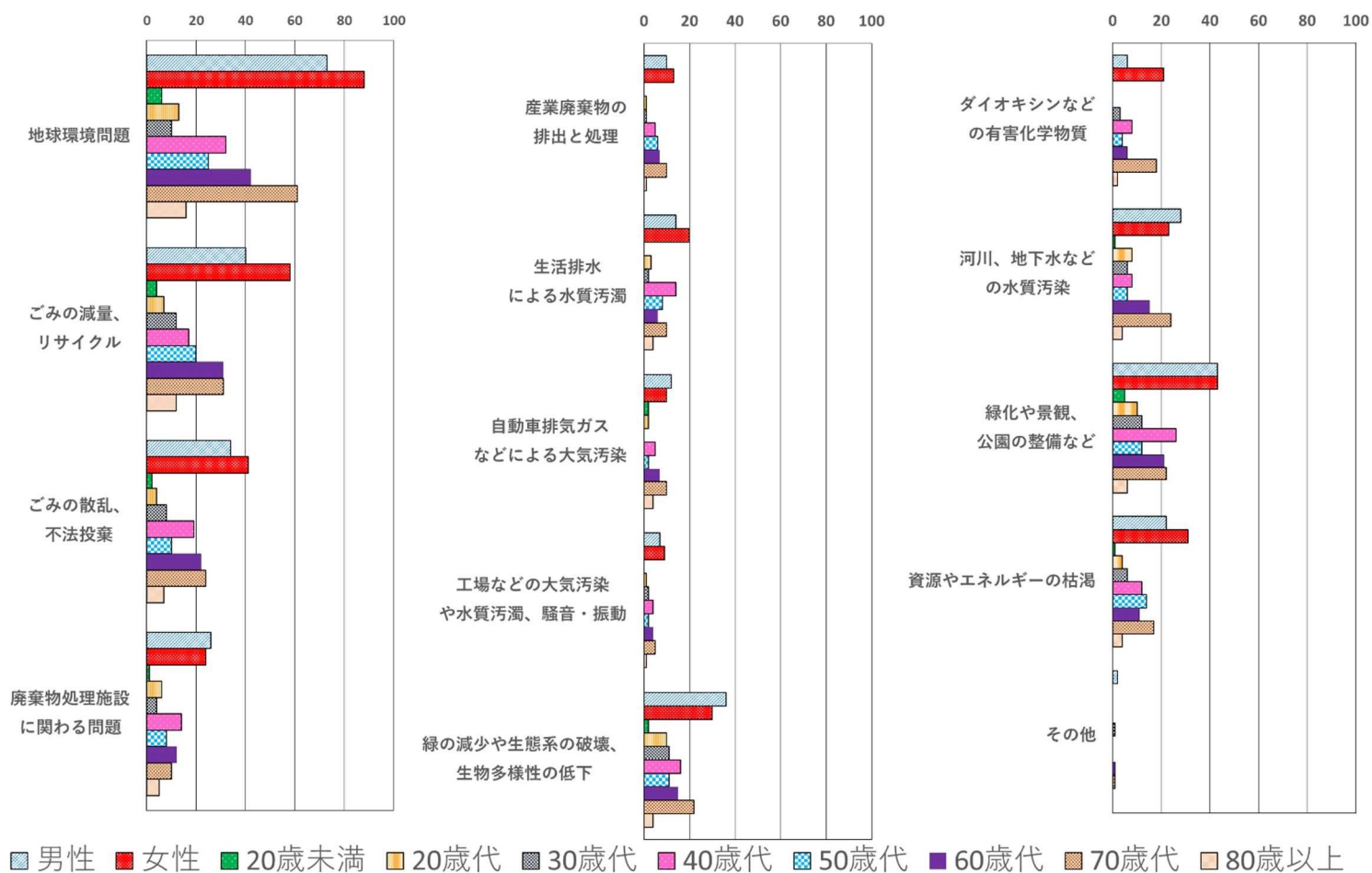
《全体傾向》

- 環境問題への関心が最も高いのは「地球環境問題」で 221 件（56%）、次いで、「リサイクル」が 153 件（39%）、「緑化や景観」が 125 件（32%）となっています。



《男女別・年齢別傾向》

- 地球環境問題については男女、高齢者を中心に高い関心を示しています。
- ゴミや生活排水、有害物質などについては女性や高齢者の関心が高く、廃棄物処理施設や生態系、水質などについては男性や若年層の関心が高いことが見受けられます。
- 生態系や水質、緑化などのいわゆる緑環境については、若い世代の関心がうかがえます。
- 資源やエネルギー問題については、40～50 歳代の関心がうかがえます。



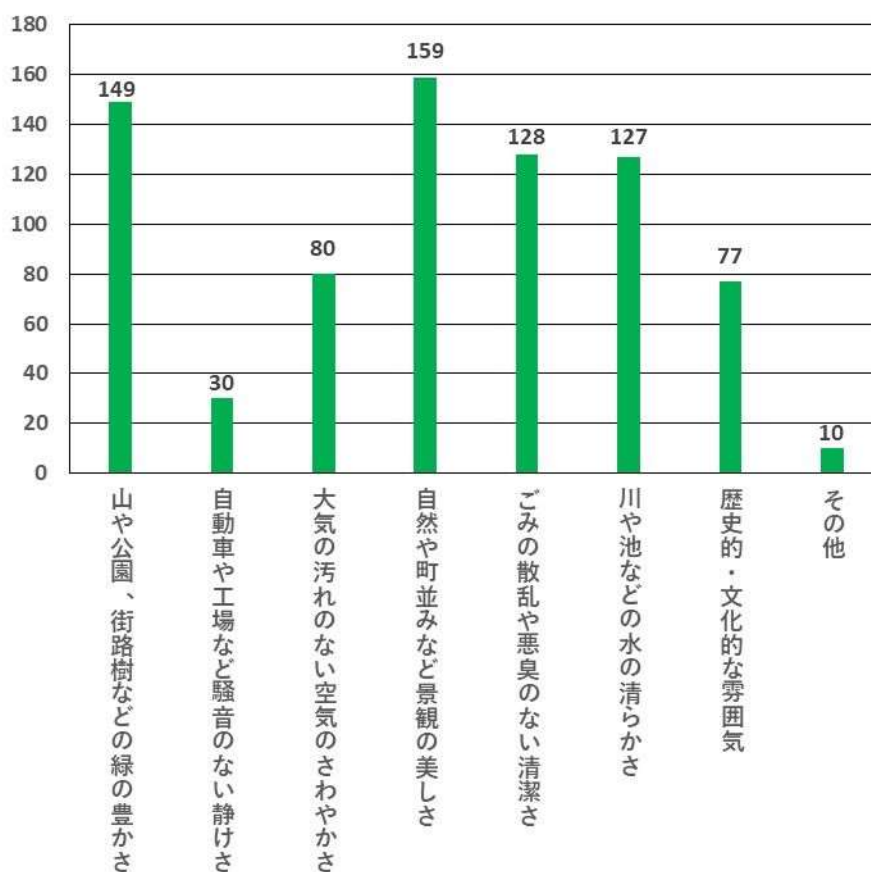
1-2-3 須坂市の環境の重要項目について

問4 あなたは、これからの須坂市の環境には何が重要だと思いますか？2つ選んで該当する番号を記入してください。

【有効回答 393 人、無回答 12 人】

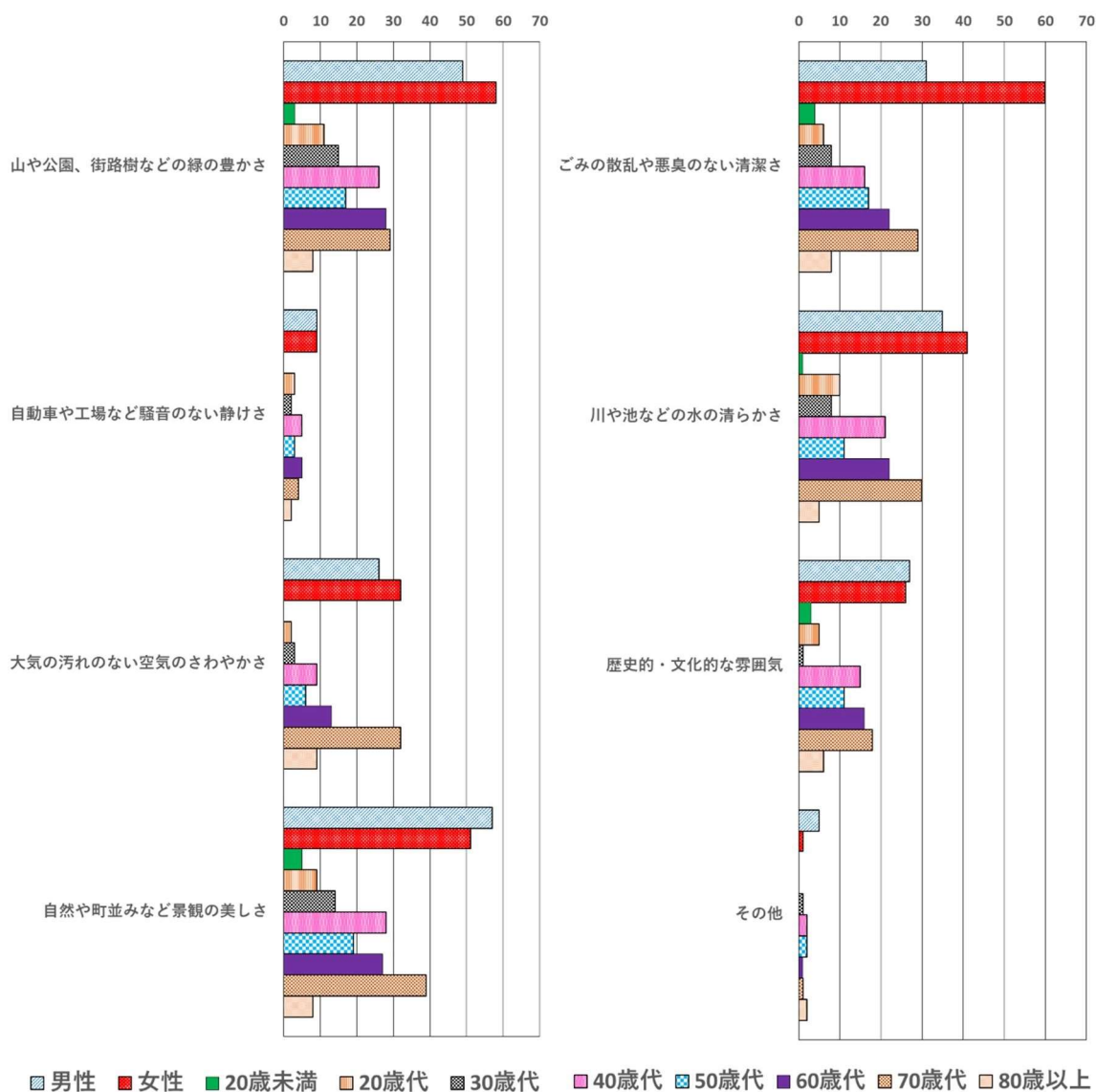
《全体傾向》

- 須坂市の環境で重要な項目で、最も重要と回答されたのは「自然や町並みなどの景観の美しさ」で159件（41%）、次いで、「山や公園、街路樹などの緑の豊かさ」が149件（38%）、「ごみの散乱や悪臭のない清潔さ」が128件（33%）となっています。



《男女別・年齢別傾向》

- 緑の豊かさは男女ともに重要度が高いですが、景観を重視する男性に対し、ごみをはじめ生活環境を重視する女性の重要度がうかがえます。
- 若年層が緑や景観を重視しており、高齢者層は環境全般にわたる重要度がうかがえます。
- 工場の騒音や大気汚染などは、現在一定の水準に達しているものとして、重要度があまり高くありません。



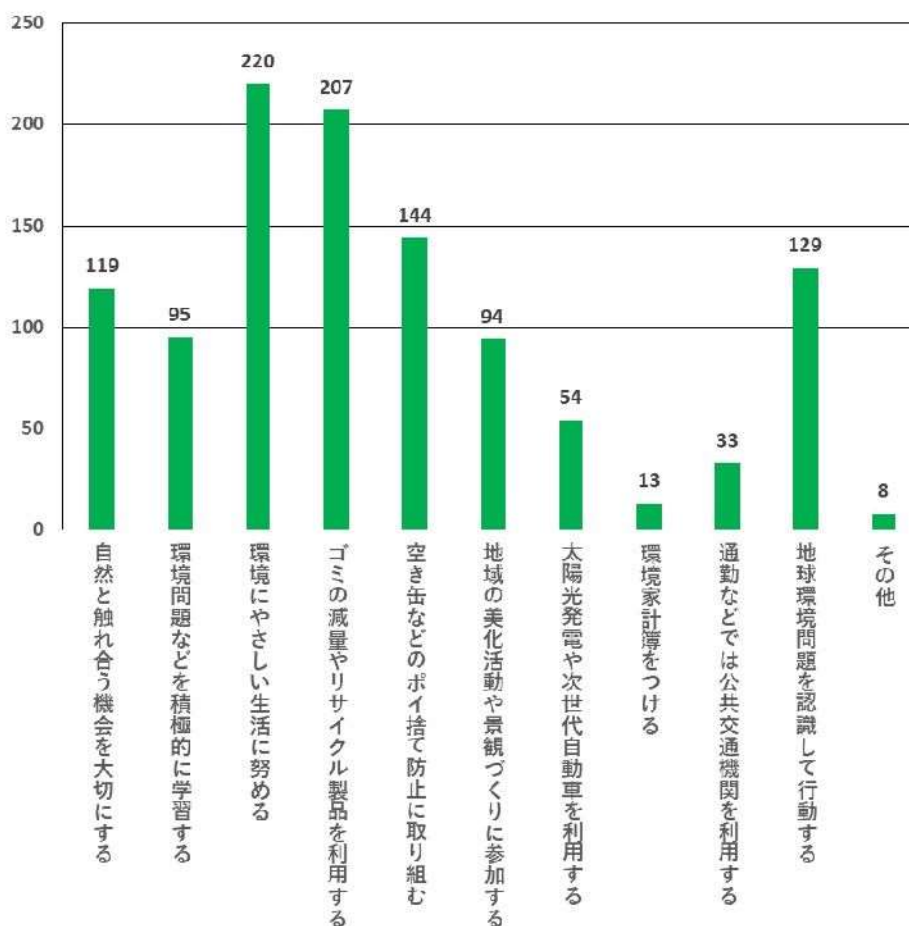
(1) 環境を良くするための市民の取り組み

問5 あなたは、須坂市の環境を良くするために、市民は何をしていくべきだと思いますか？3つ選んで該当する番号を記入してください。

【有効回答 393 人、無回答 15 人】

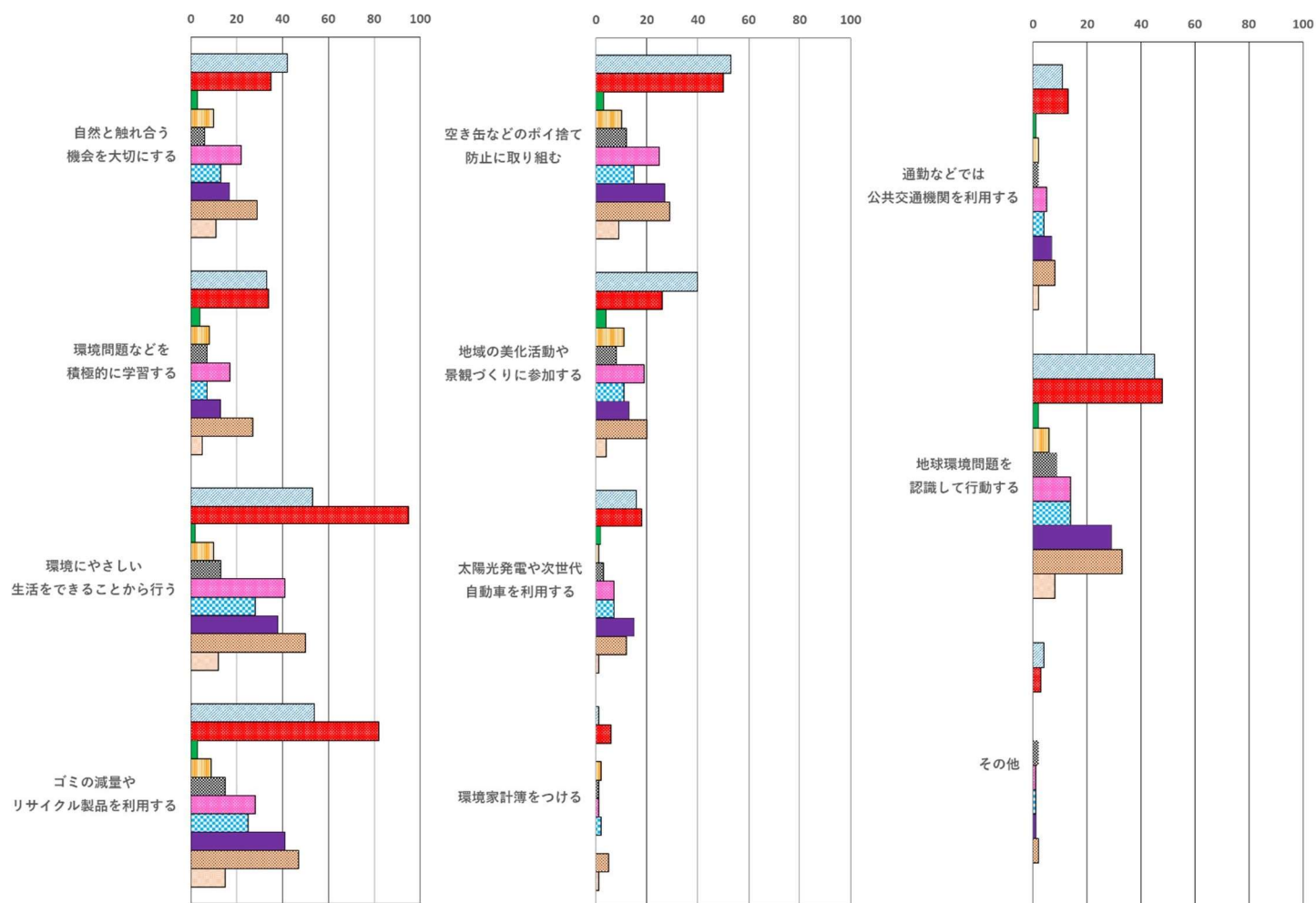
《全体傾向》

- 須坂市の環境を良くするための市民の取り組みとして、最も回答が多かったのは「環境にやさしい生活に努める」で220件（56%）、次いで、「ゴミの減量やリサイクル製品の利用」が207件（53%）となっています。
- 逆に、関心の薄い取り組みは「環境家計簿をつける」が13件（3%）、「通勤に公共交通機関を利用する」が33件（9%）となっています。



《男女別・年齢別傾向》

- 日常的な取り組みを重視する女性や高齢者の意見、休暇などを通じて環境に触れようとする男性の意見がうかがえます。
- 若年層では、環境問題に対する学習の姿勢や地域活動への参加意欲がうかがえます。
- 中高年層では、日常生活での取り組みやリサイクル製品の利用などを通じた環境への意欲がうかがえます。



■ 男性 ■ 女性 ■ 20歳未満 ■ 20歳代 ■ 30歳代 ■ 40歳代 ■ 50歳代 ■ 60歳代 ■ 70歳代 ■ 80歳以上

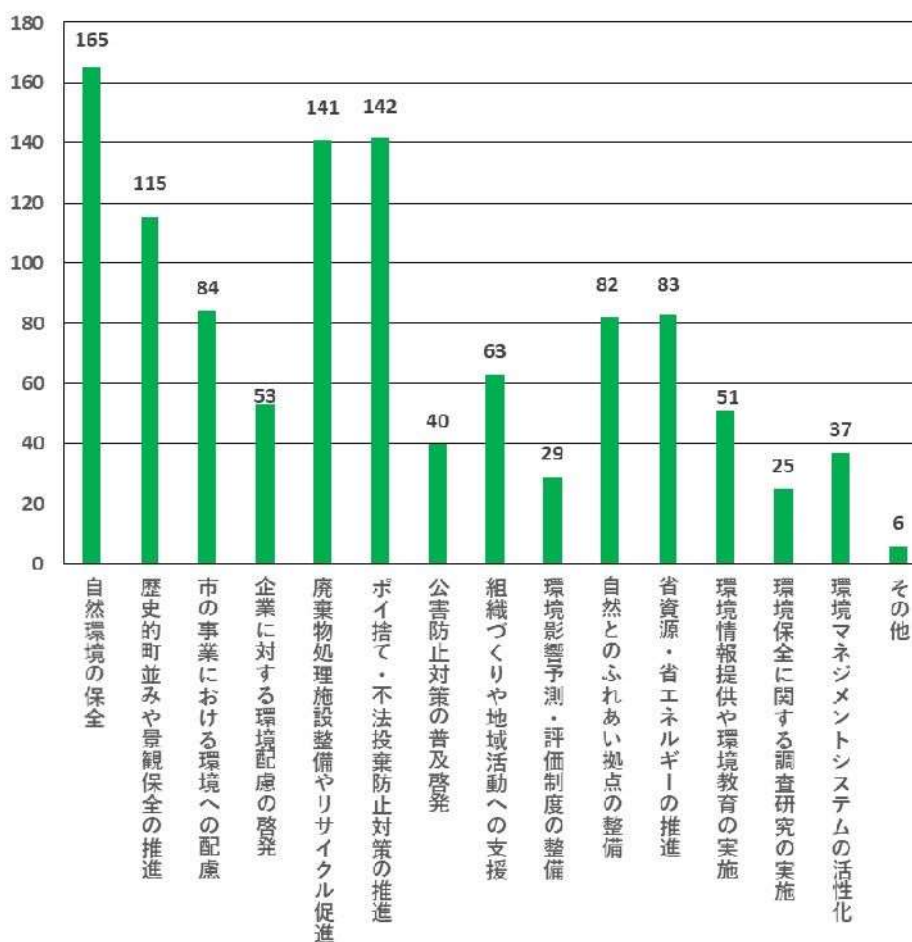
(2) 環境を良くするための行政の取り組み

問6 あなたは、須坂市の環境を良くするために、行政は何をしていくべきだと思いますか？望む方策について、3つ選んで該当する番号を記入してください。

【有効回答 393 人、無回答 16 人】

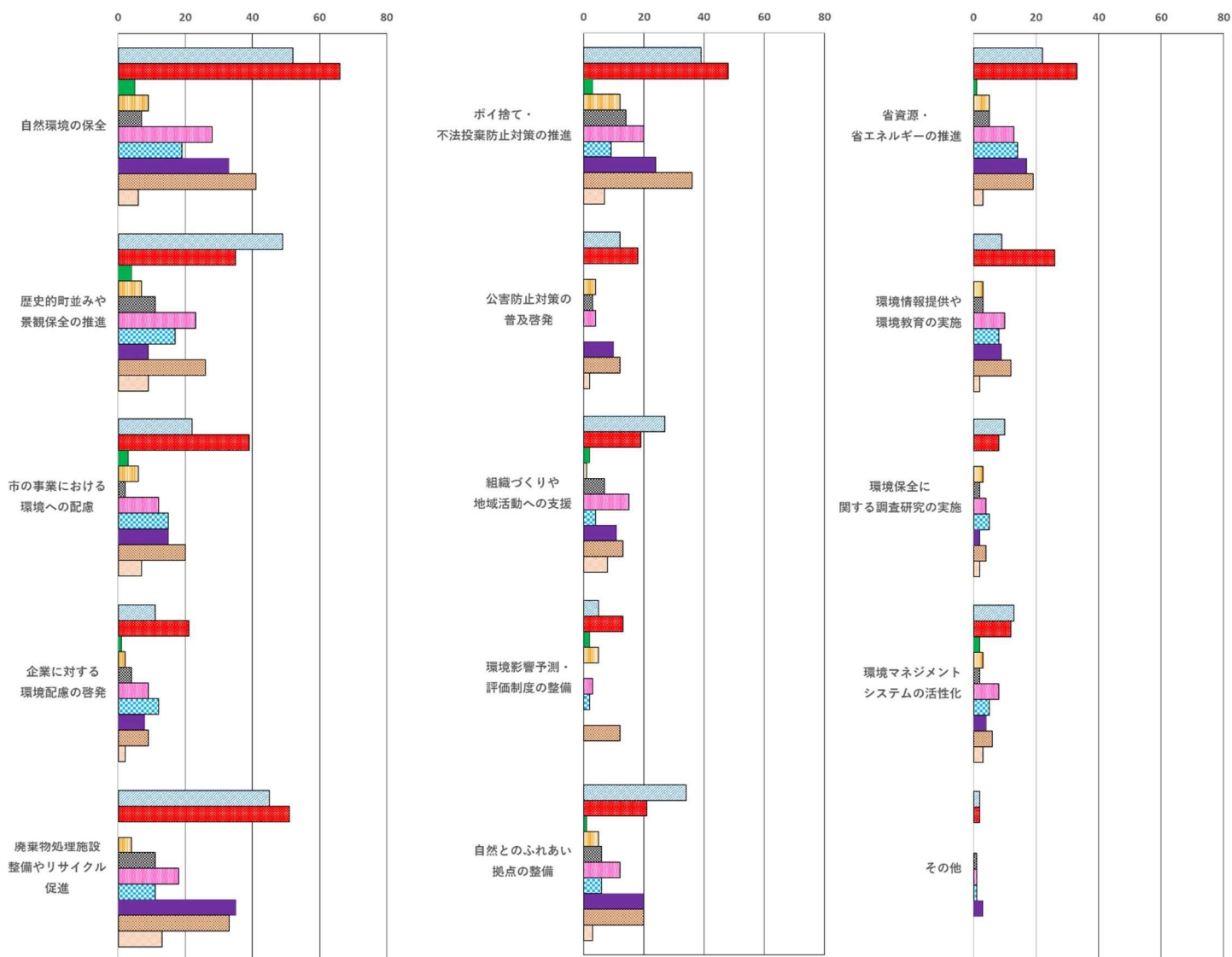
《全体傾向》

- 須坂市の環境を良くするための行政の取り組みとして、最も回答が多かったのは「自然環境の保全」で 165 件（42%）、次いで、「廃棄物処理施設整備やリサイクルの促進」141 件と「ポイ捨て・不法投棄防止対策の推進」142 件がそれぞれ 36%と続いています。
- 逆に、行政の取り組みの必要性が少ない項目は「環境保全に関する調査研究の実施」が 25 件（6%）、「環境影響予測・評価制度の整備」が 29 件（7%）となっています。



《男女別・年齢別傾向》

- 「自然環境の保全」は、男女、各年齢層ともに推進が期待されています。
- 「歴史的町並みや景観の保全」、「自然とのふれあい拠点の整備」が男性及び中高年世代に期待されています。
- 「ポイ捨ての防止対策」などは、20～30 歳代で推進が期待されています。



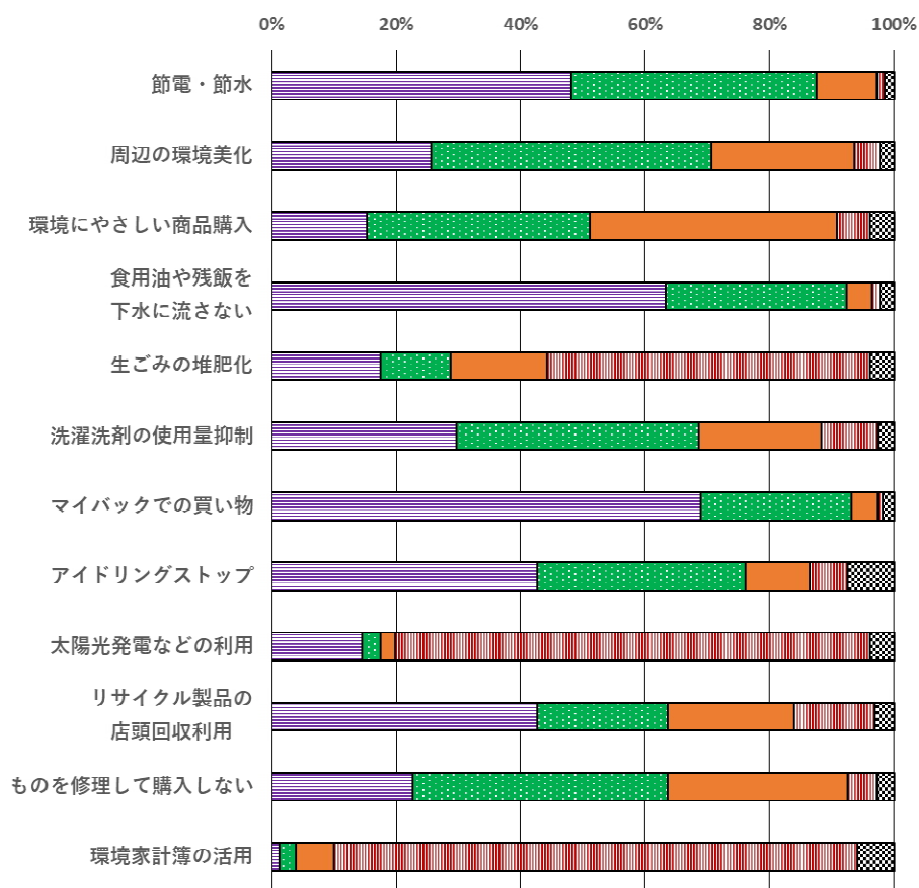
(3) ふだんの生活の中での取り組み

問7 あなたはふだんの生活の中で、以下の項目に対してどの程度心がけていますか？
それぞれの項目の該当する番号に○をつけてください。

【有効回答 393 人、無回答 6～29 人】

《全体傾向》

- いつも取り組んでいる内容については「マイバックでの買い物」が69%と最も多く、「食用油、残飯を下水に流さない」が63%、「節電・節水」が48%と続いています。
- 全く取り組んでいない内容については「環境家計簿の活用」が84%と最も多く、「太陽光発電などの利用」が76%、「生ごみの堆肥化」が52%と続いています。

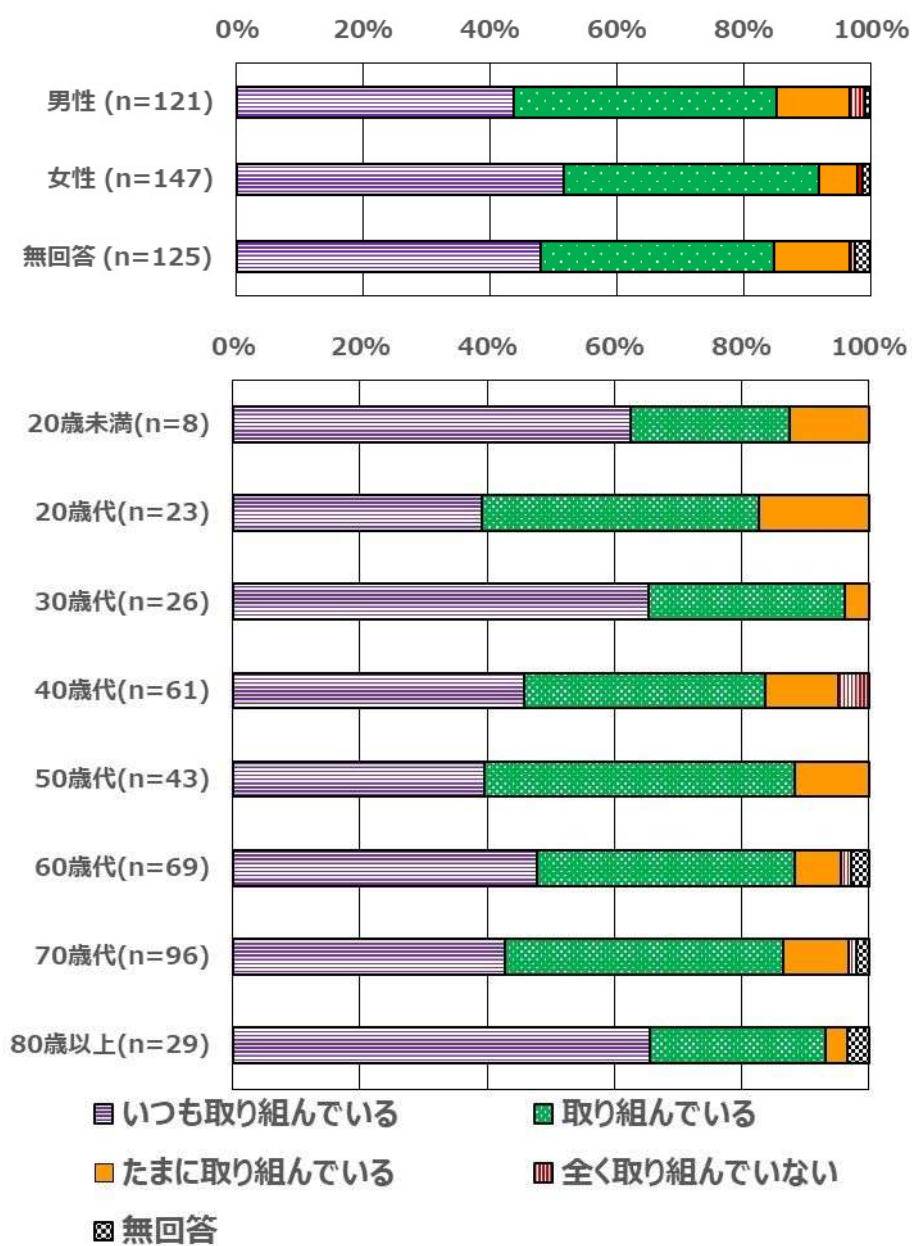


■いつも取り組んでいる ■取り組んでいる ■たまに取り組んでいる ■全く取り組んでいない ■無回答

《男女別・年齢別傾向》

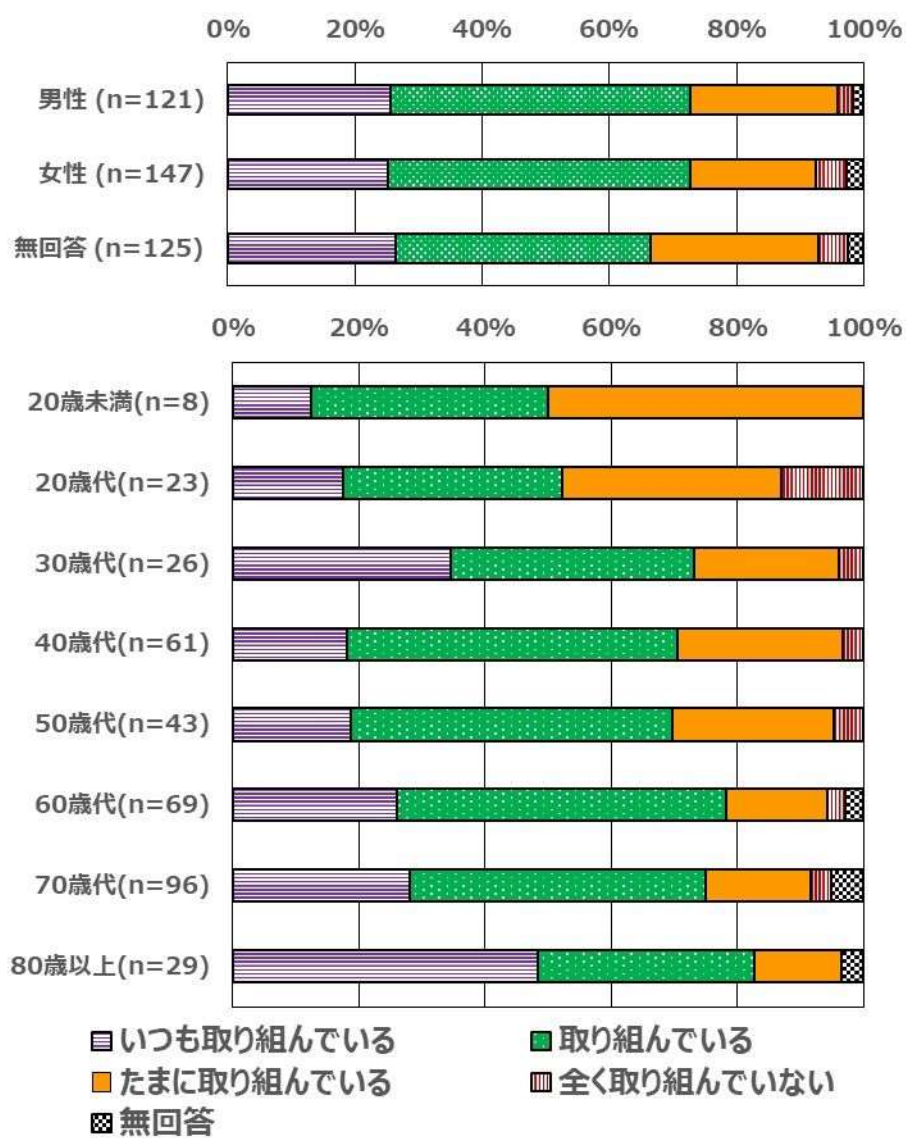
① 節電・節水

- 「節電・節水」に取り組んでいるのは、「女性」と「30 歳代」が多くみられます。
- 全く取り組んでいないのは「男性」と「40 歳代」にみられます。



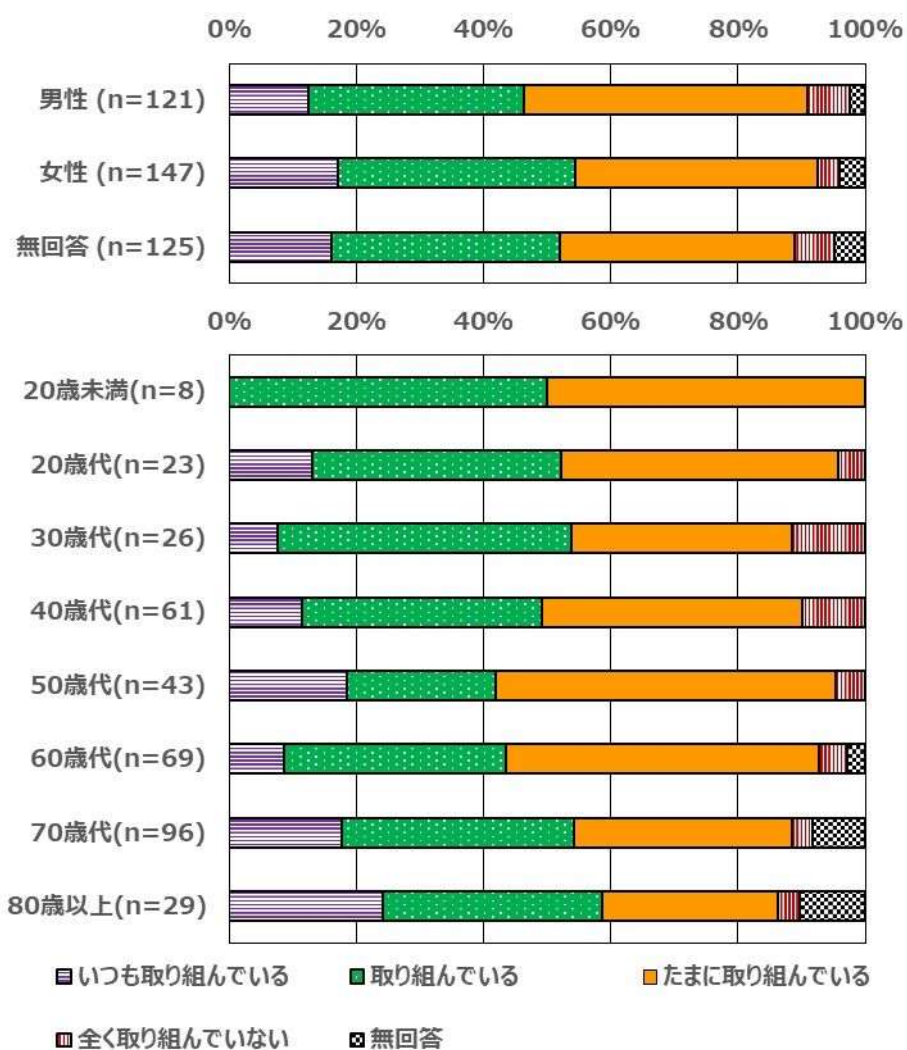
② 環境美化

- 「環境美化」に取り組んでいるのは、「60 歳代」以上に多くみられます。
- 全く取り組んでいないのは、「女性」と「20 歳代」に多くみられます。



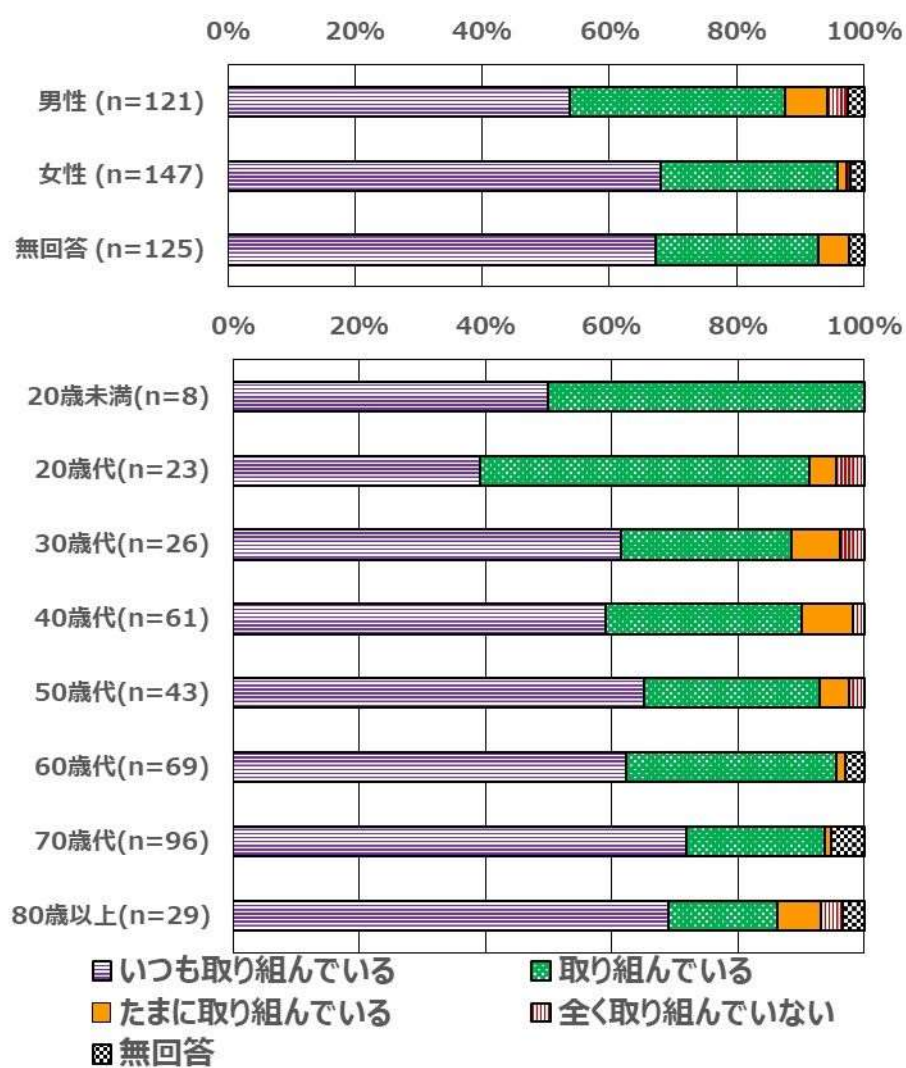
③ 環境にやさしい商品購入

- 「環境にやさしい商品購入」には、たまに取り組んでいる回答が全般に多くみられます。
- 全く取り組んでいないのは「30 歳代」と「40 歳代」に多くみられます。



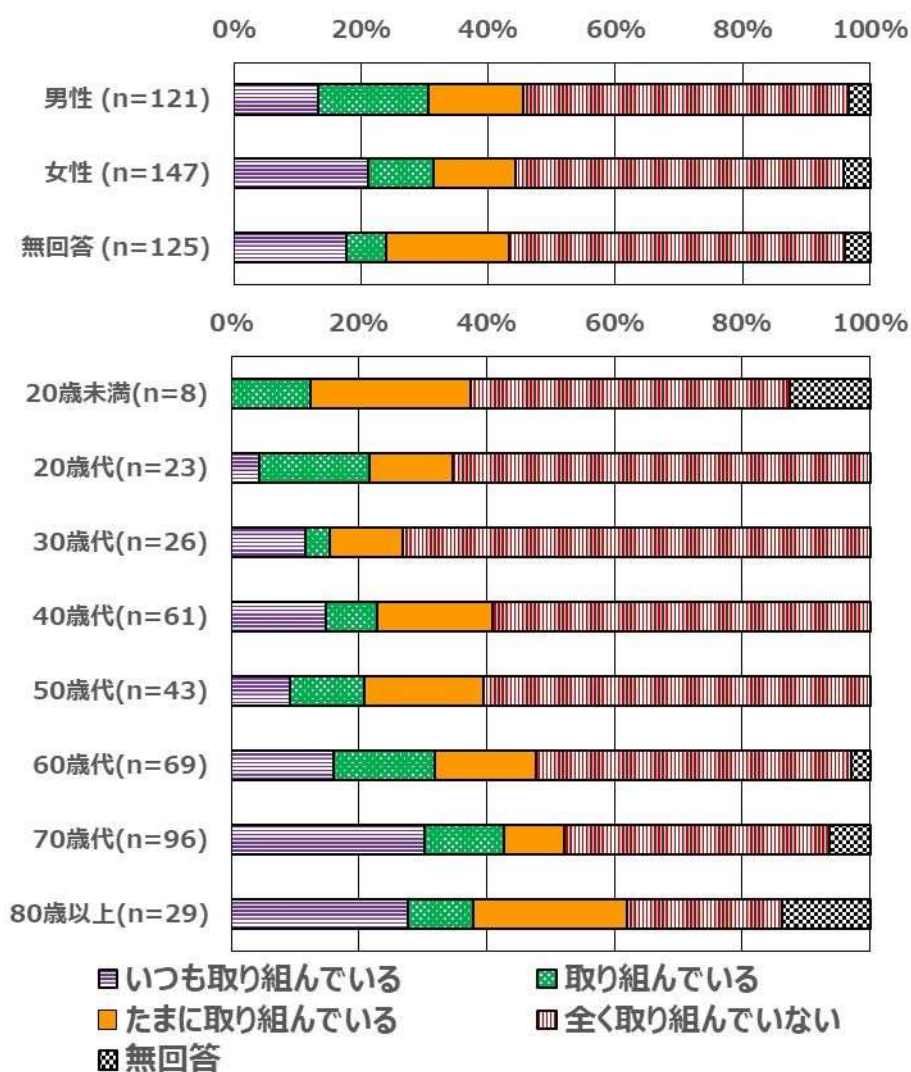
④ 油や残飯を下水に流さない

- 「油や残飯を下水に流さない」には、男女世代を問わず大半の回答者が取り組んでいます。
- いつも取り組んでいるのは「女性」と「70歳代」に多くみられます。



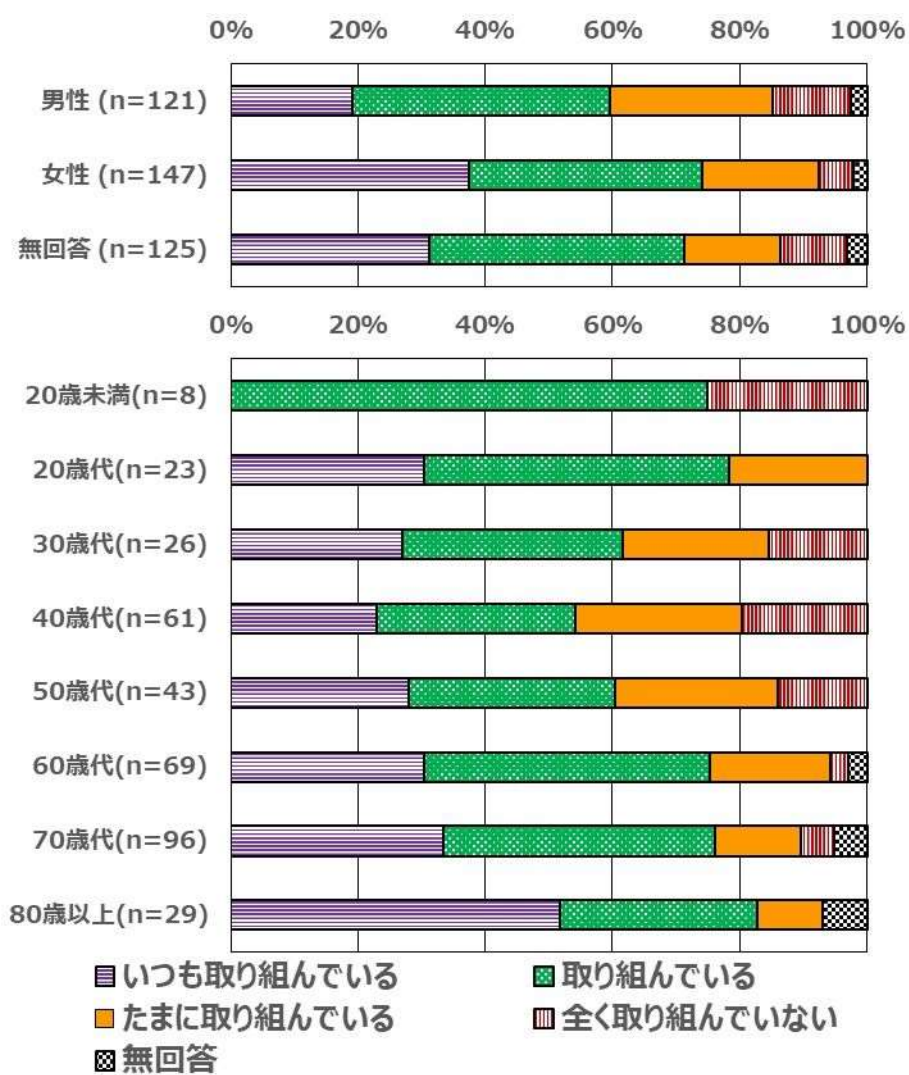
⑤ 生ごみの堆肥化

- 「生ごみの堆肥化」については、男女世代を問わず、半数以上の回答者が取り組んでいます。
- 取り組んでいるのは、「80 歳以上」が多く、旧来自宅の敷地で堆肥化を進めていた経緯がうかがえます。



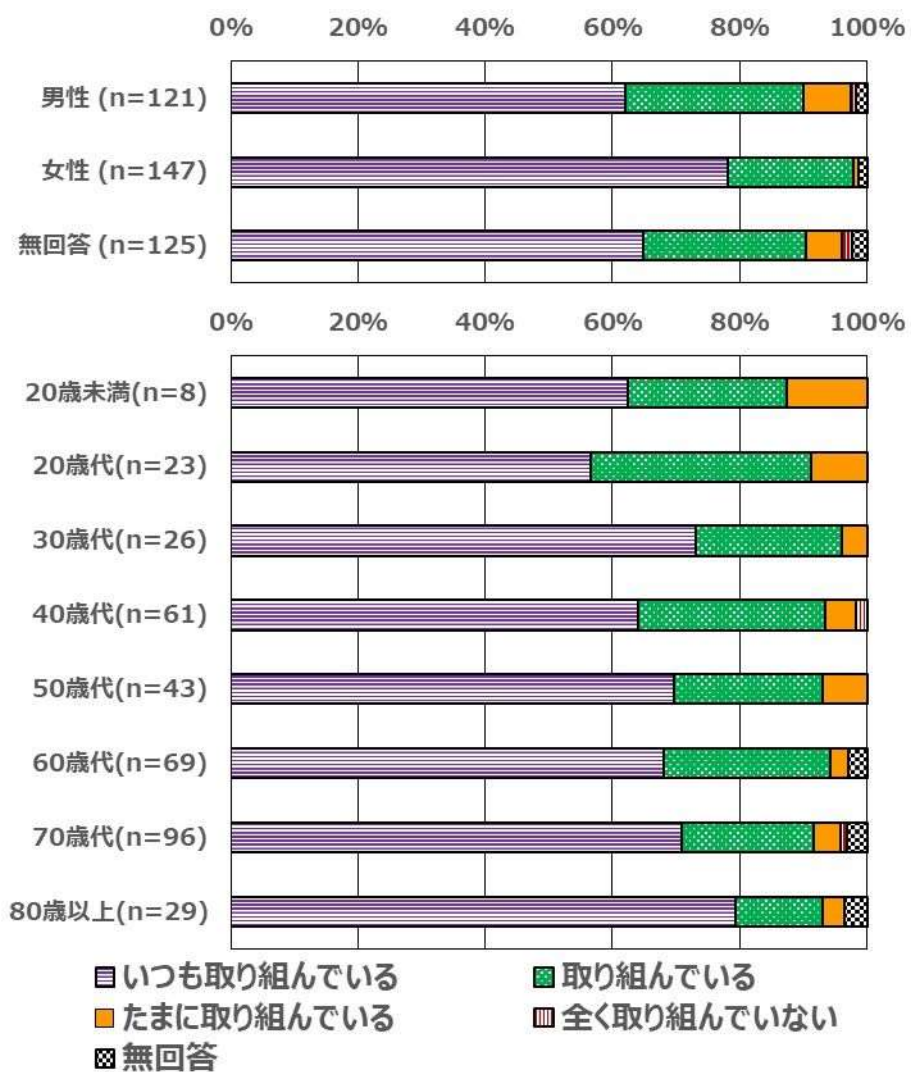
⑥ 洗剤の使用量を抑えている

- 「洗剤の使用量を抑えている」のは、「女性」と「20 歳代」、「60 歳代」以上に多くみられます。
- あまり取り組んでいないのは、「40 歳代」となっています。



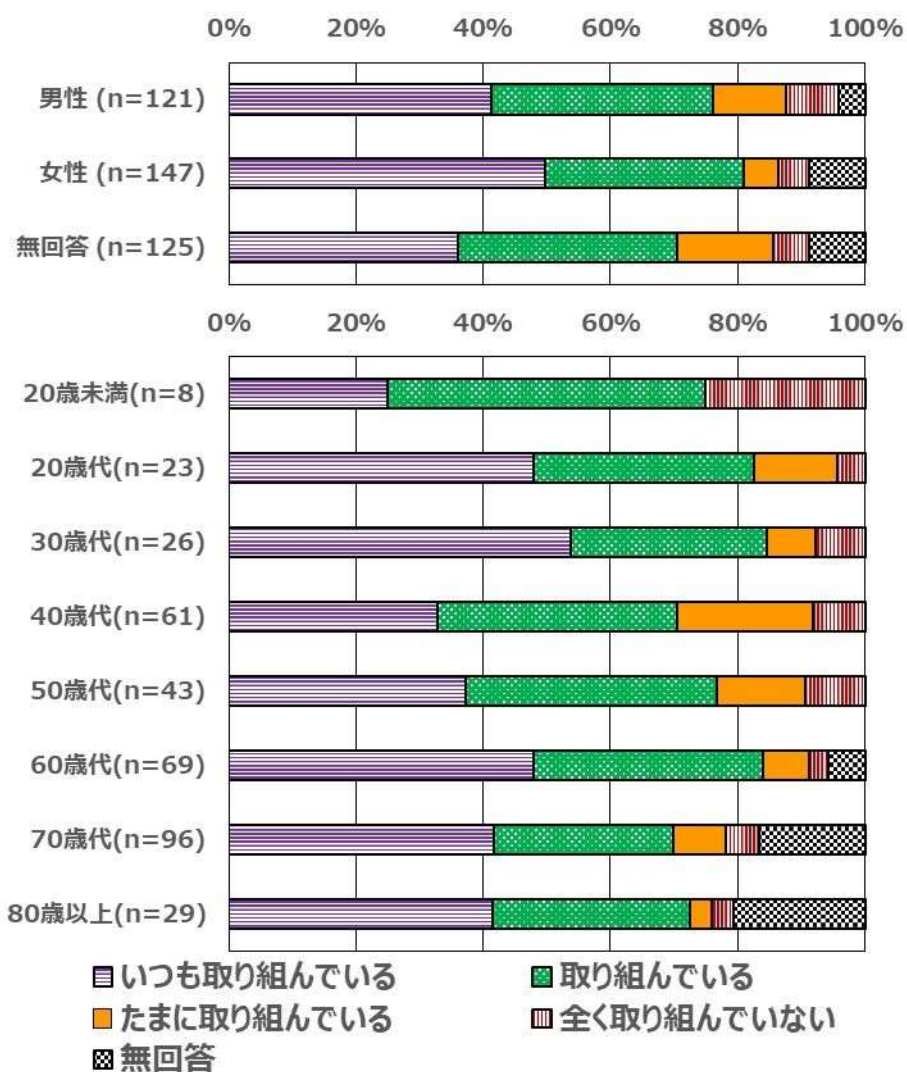
⑦ マイバッグを持参している

- 「マイバックの持参」は、男女世代を問わず、広く浸透している状況がうかがえます。
- 取り組みに積極的でないのは「男性」と「20歳代」以下にみられます。



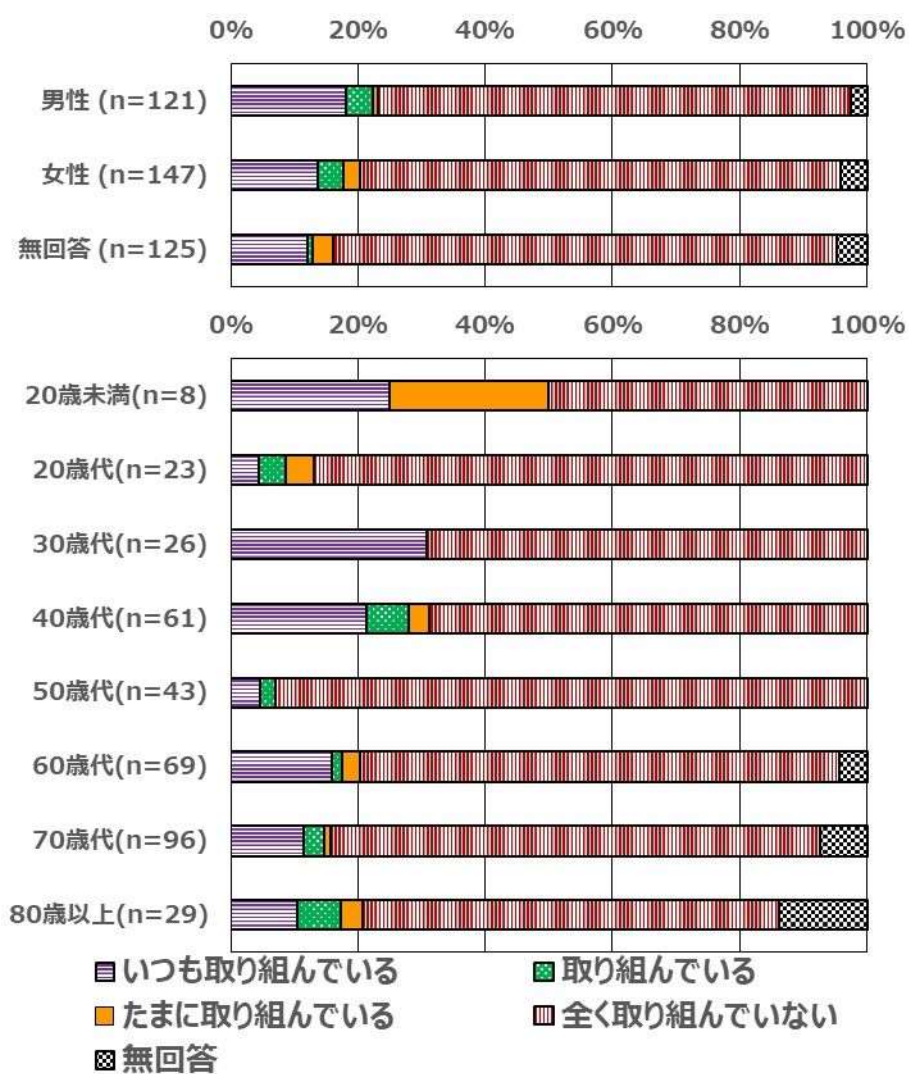
⑧ アイドリングストップや環境にやさしい運転

- 「アイドリングストップや環境にやさしい運転」に取り組んでいるのは、「女性」と「30歳代」に若干多くみられます。
- 「20歳未満」の全く取り組んでいないのは、運転免許の保有状況によるものと推察されます。



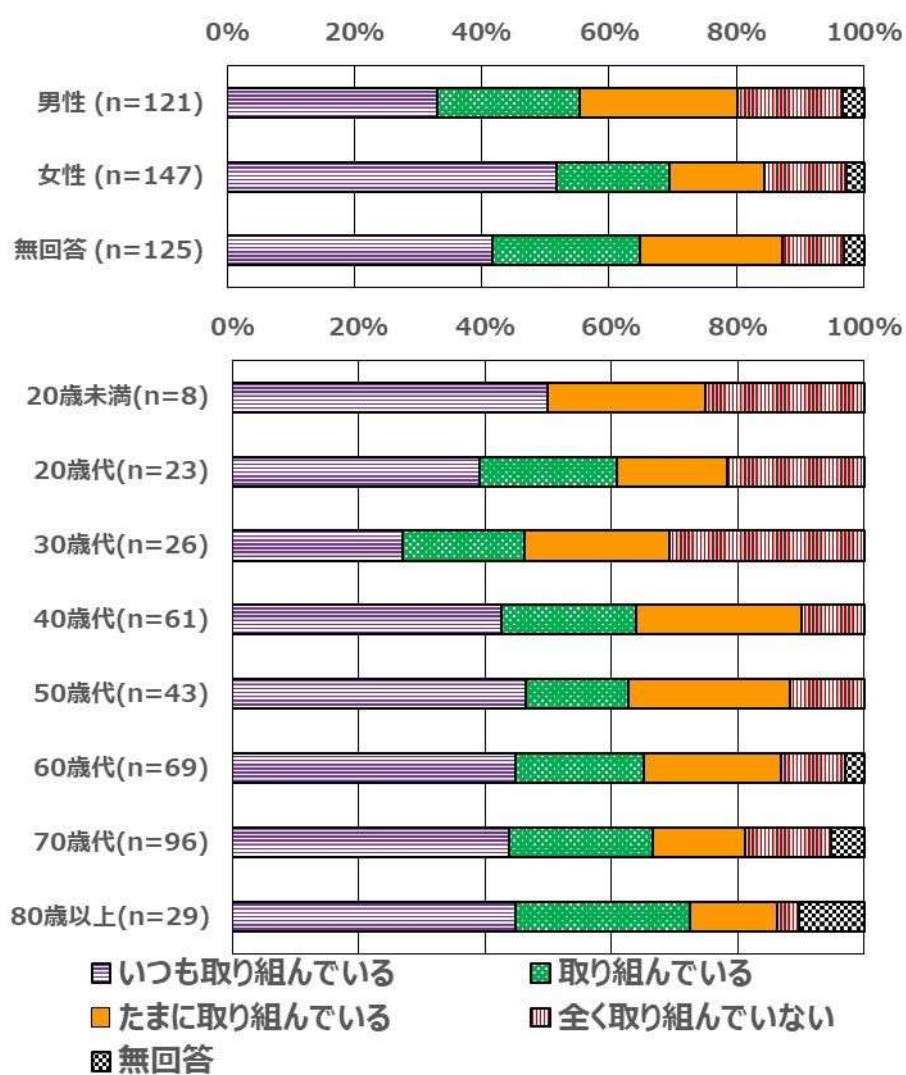
⑨ 太陽熱温水器・太陽光発電機を利用

- 「太陽熱温水器・太陽光発電機」の普及は男女世代を問わずあまり進んでいないようです。
- 取り組みに積極的なのは、「30 歳代」となっています。



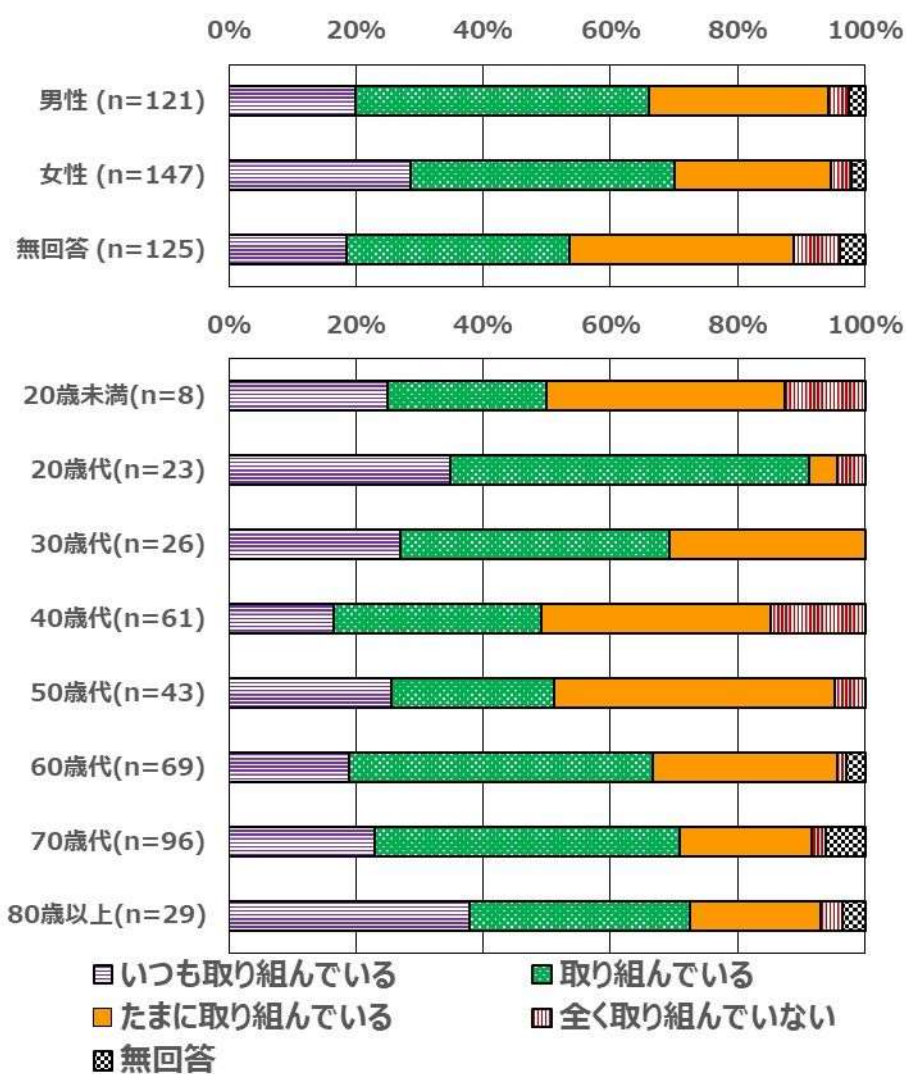
⑩ リサイクル品の店頭回収への協力

- 「リサイクル品の店頭回収」に取り組んでいるのは、「女性」と「40 歳代」以上の回答者に多くみられます。
- 全く取り組んでいないのは「30 歳代」にみられます。



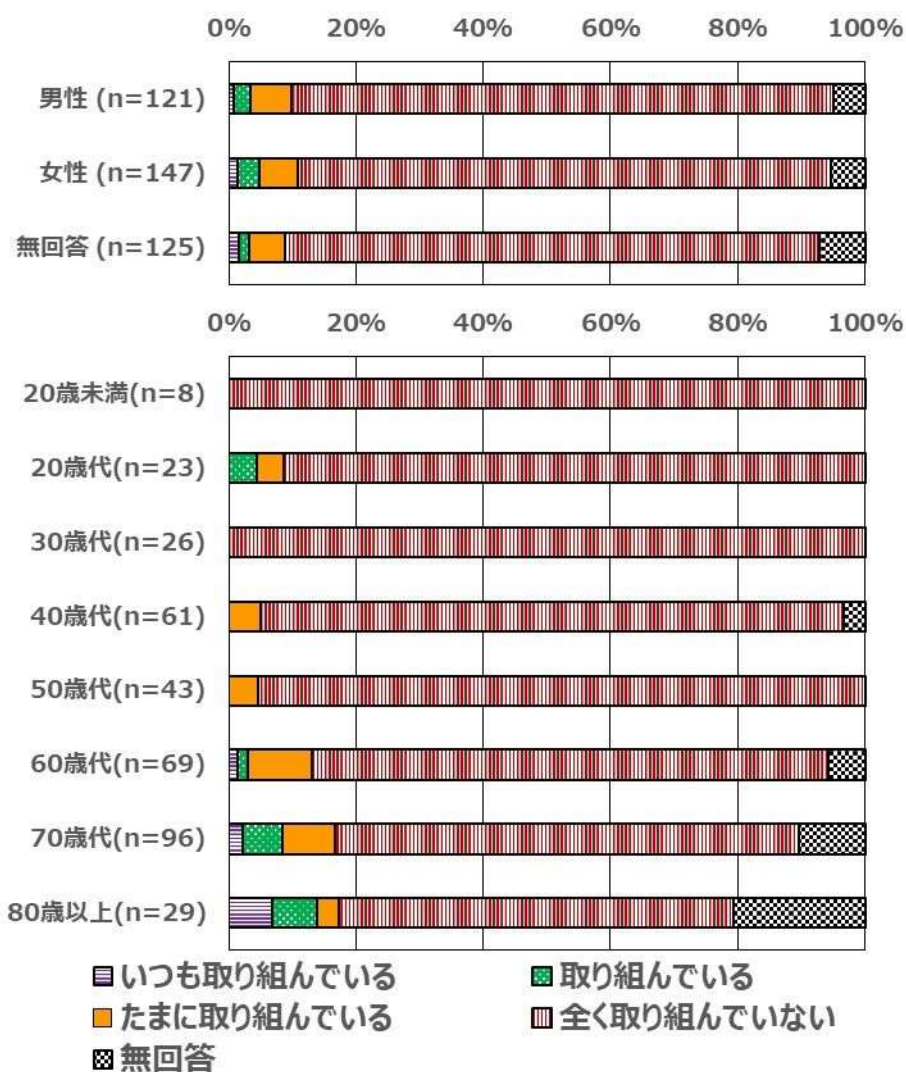
⑪ ものをできるだけ修理して使っている

- 「ものをできるだけ修理して使っている」のは、「女性」と「20 歳代」に多くみられます。
- 全く取り組んでいないのは、「40 歳代」に多くみられます。



⑫ 環境家計簿をつけている

- 「環境家計簿」は、男女世代を問わず、あまり認知されていない状況がうかがえます。



1-2-4 須坂市のこれからの環境

(1) 須坂市の環境にとって重要な事象と理由

問8 須坂市のこれからの環境にとって、保存、保全することが重要と思われる自然や景勝地、動植物などがありましたら、具体的な名称とその理由をお書きください。

【有効回答 393 人】

《自由意見（代表的な意見を抜粋）》

名称	理由
臥竜公園・桜	桜の名所百選に選ばれている
米子の滝	道中を整備してほしい NHK ドラマのオープニングで使われたから
鎌田山	頂上付近が滑る
峰の原	管理費の負担が大きいのので仁礼会ではなく須坂市で 管理してほしい 観光客を呼ぶのにいい
須坂動物園	テレビなどで紹介されていたから
八丁きゅうり、村山早生ごぼう、ぶどう	飯山の道の駅のように須坂でも宣伝してほしい
農地	遊休農地の保全管理
交通公園	子供たちがカブトムシなどをとっている
百々川緑地帯	
蛭	
五味池	自然が豊かな印象を受けるから
豊丘上町の離山周辺	アルプスを一望できるから
蔵の町並み	他県民に褒められるから
河川敷	外来植物の除去
水生昆虫と魚	
カモシカ	
古墳群の保存	
松枯病対策	枯れた松が目立つ
めだか	

(2) 須坂市の環境に係る自由意見

問9 環境について、市へのご意見・ご要望などがありましたら記入してください。または、環境に関する思いなどをご自由にお書きください。

【有効回答 393 人】

《自由意見（代表的な意見を抜粋）》

- ・ 緑と水辺の公園を増やしてほしい
- ・ 仁礼コミュニティ前の伐採された木をどうにかしてほしい
- ・ 川がきれいに整備されていていいと思う
- ・ 犬のフンが気になる
- ・ 防災放送が聞こえにくい
- ・ 電線を地中に入れてほしい
- ・ ごみ（プラスチックを含む）を燃やしている人がいる
- ・ 市営住宅に住んでいる方で近隣への配慮をしてほしい
- ・ 竜ヶ池のヘドロ除去
- ・ 道路脇のゴミ
- ・ 街路樹を増やしてほしい
- ・ 「生ごみ捨てません袋」の配布はよかった
- ・ 環境に配慮するように呼び掛けてほしい
- ・ 病院もスーパーも多く住みよい
- ・ 粗大ごみや不燃物を回収できる場が欲しい
- ・ 子供が遊べる大きな公園やサマーランドのようなプール施設が欲しい
- ・ 畑でのごみ焼きを禁止してほしい
- ・ インター近くの再開発はうれしい

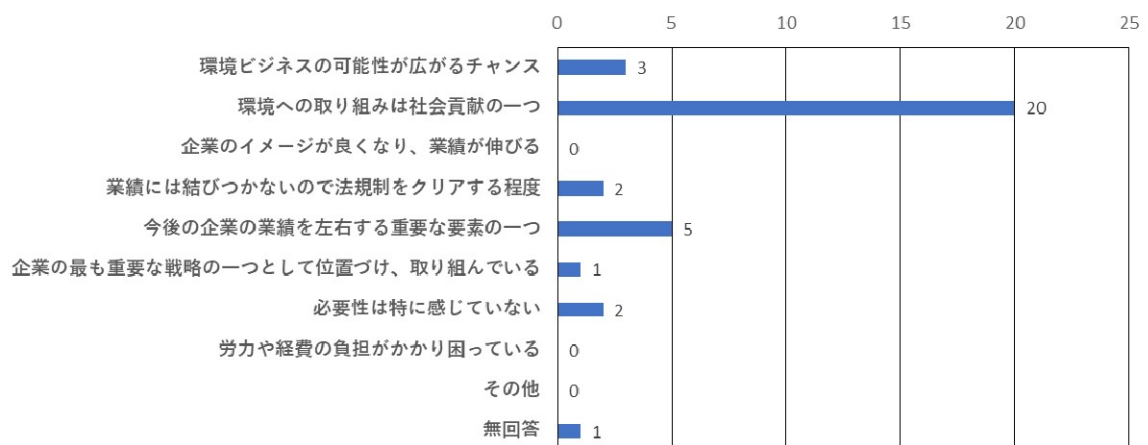
1-3 事業所アンケート調査結果

1-3-1 企業活動と環境問題の関係について

問1 貴事業所では、企業活動と環境問題との関係をどのようにお考えですか？貴事業所の考えに最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

【有効回答 34 社、無回答 1 社】

- 企業活動と環境の関連性で、最も回答が多かったのは「環境への取り組みは社会貢献の一つ」で 59%、次いで、「企業の業績を左右する重要な要素」が 15%となっています。
- 「企業のイメージが良くなり業績が伸びる」、「労力や経費の負担がかかり困っている」を選択した事業所はありませんでした。

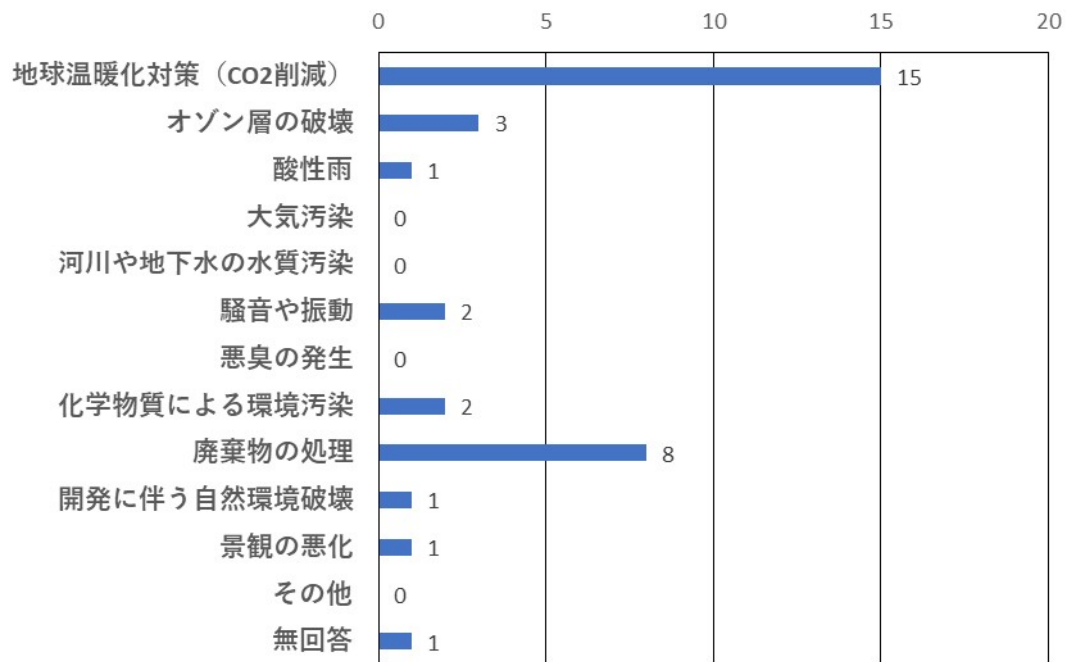


1-3-2 関心の高い環境問題について

問2 貴事業所にとって、最も関心の高い環境問題は何ですか？1つ選び、その番号に○印をつけてください。また、その理由をお書き下さい。

【有効回答 34 社、無回答 1 社】

- 事業所で、最も関心の高い環境問題は「地球温暖化対策（CO2 削減）」で 44%、次いで、「廃棄物の処理」が 24%となっています。
- 関連性の薄い業種によるところもありますが、「大気汚染」、「水質汚染」、「悪臭」について、回答した事業所はありませんでした。

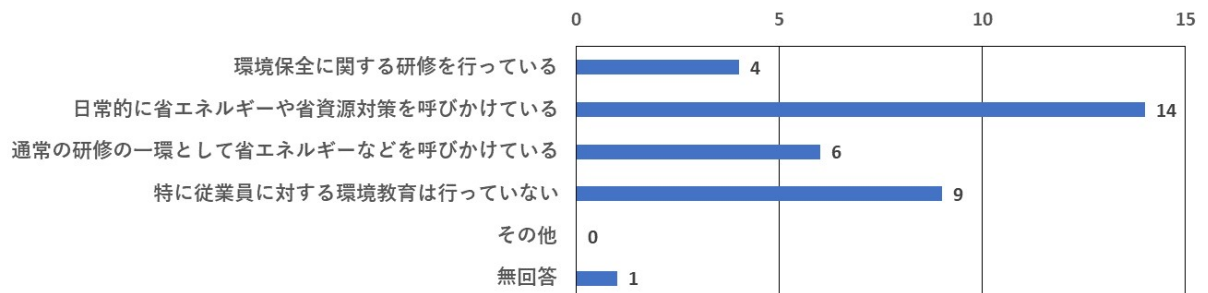


1-3-3 従業員への環境教育について

問3 事業所では、環境保全に関する従業員への教育をどのように行っていますか？最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

【有効回答 34 社、無回答 1 社】

- 従業員への環境教育の実施状況は「特に研修は行わないが、日常的に省エネルギーや省資源対策を呼び掛けている」事業所が41%と最も多くみられます。
- 「特に従業員に対する環境教育は行っていない」事業所が次に多く、27%を占めています。



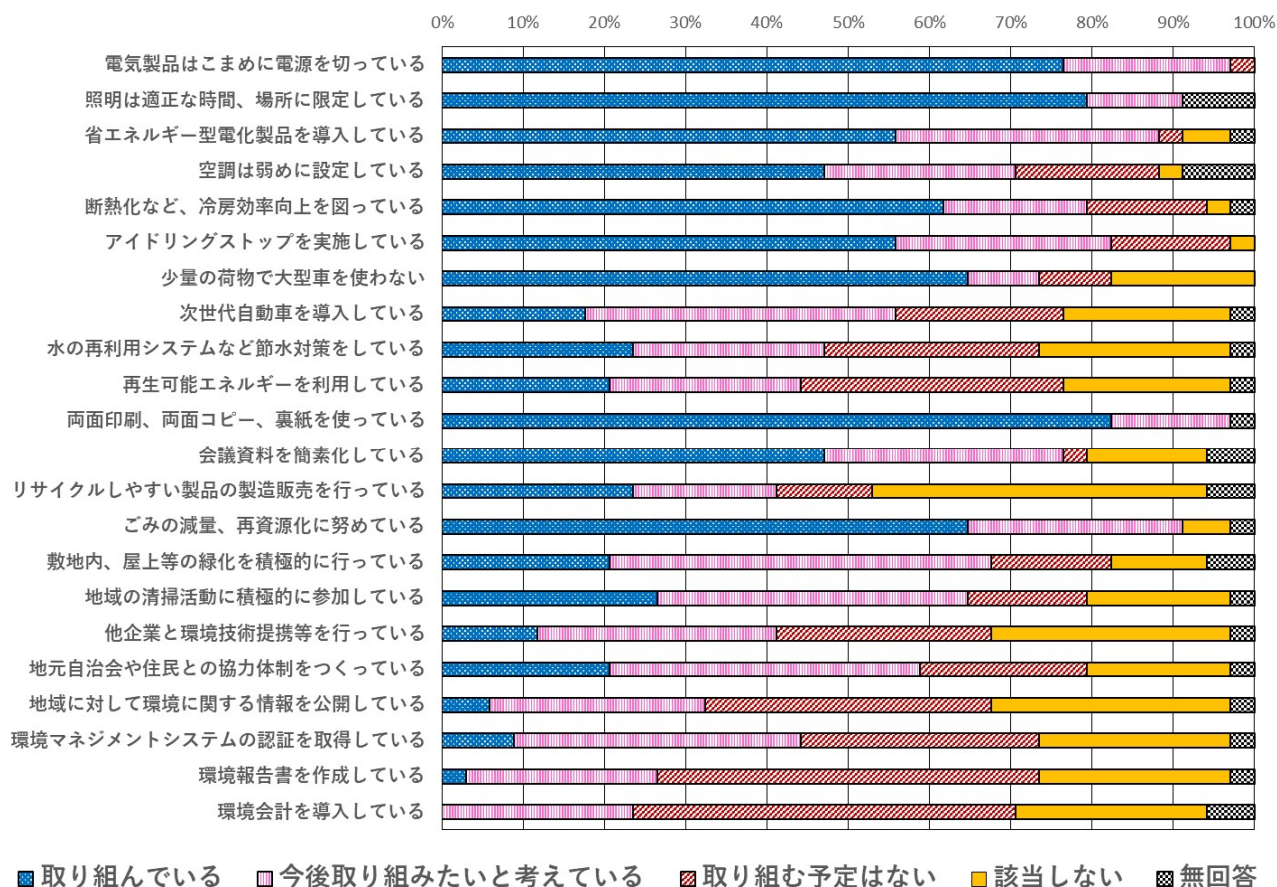
1-3-4 環境保全への取り組み状況について

(1) 環境保全への取り組み状況

問4 貴事業所では環境保全のための以下の項目に取り組んでいますか？それぞれの項目の該当する番号に○をつけてください。

【有効回答 34 社、無回答 0～3 社】

- 取り組んでいる項目としては、「両面印刷、両面コピーなどの推奨」が82%、「照明等の適正利用」が79%、「電気製品の電源をこまめに切る」が77%と、省エネが主体の状況です。
- 今後取り組みたい項目としては、「敷地内緑化の推進」が47%、「エコカー導入」と「地域との協力体制構築」が38%となっています。
- 取り組む予定のない項目としては、「環境報告書の作成」、「環境会計の導入」がともに47%、「再生可能エネルギーの導入」が32%となっています。

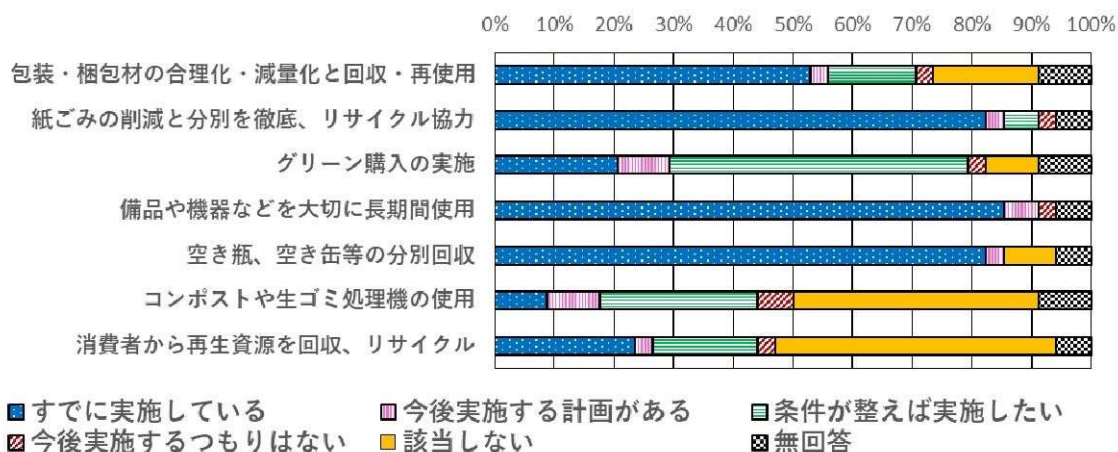


1-3-5 廃棄物削減のための取り組み状況について

問6 貴事業所では、廃棄物を削減するためにどのような取り組みを行っていますか？
該当するものの全てに○をつけてください。

【有効回答 34 社、無回答 2～3 社】

- 既に実施している項目としては、「備品の長期使用」が85%、「空き缶、空き瓶の分別回収」と「紙の分別、リサイクル」が82%となっています。
- 今後実施する計画がある、条件が整えば実施したい項目を合わせてみると、「グリーン購入の実施」が59%、「コンポスト、生ゴミ処理機の使用」が35%と多くみられます。
- 今後実施するつもりのない項目としても、「コンポスト、生ゴミ処理機の使用」が6%と多くみられます。



1-3-6 今後の須坂市の環境向上への取り組みについて

(1) 環境を良くするための事業所の取り組み

問7 今後、須坂市の環境をよりよくしていくために、貴事業所としてはどのような取り組みができますか？該当する項目をすべて選び、番号に○をつけてください。

【有効回答 34 社、無回答 1 社】

- 環境を良くするために事業所で可能な項目をみると、「廃棄物の減量、再利用」が56%、「地域の環境活動への参加」と「緑化などの環境整備」が35%、「省資源、省エネルギー」が32%の順になっています。
- 事業所で取り組みにくい項目としては、「環境マネジメントシステムの導入」が6%、「環境情報の公開」が9%、「公害防止対策」が15%の順になっています。



(2) 環境を良くするための行政への要望

問8 貴事業所は、環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対してどのようなことを望みますか？下記から選び、番号を記入してください（3 つまで）。

【有効回答 34 社、無回答 1 社】

- 環境を良くするために行政に期待する項目をみると、「廃棄物処理施設整備やリサイクルの促進」と「省資源、省エネルギーの推進」が 41%、「自然環境の保全」が 38%と多くなっています。
- 逆に、事業所が不要と考えている項目は、「環境影響予測・評価制度の整備」、「環境マネジメントシステムの活性化」となっており、事業所の回答はありませんでした。



第三次須坂市環境基本計画

編集・発行／須坂市市民環境部生活環境課
発 行／2021 年 3 月
住 所／〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1
電話番号／026-248-9019

